

70th Anniversary

70年のあゆみ





公益社団法人 日本馬事協会
会長 内藤 邦男

ごあいさつ

昭和24年3月に設立された社団法人日本馬事協会は、平成23年11月に公益社団法人日本馬事協会へと衣替えし、旧社団法人から通算して平成31年に70周年を迎えることとなりました。

また、平成21年に記念誌「60年のあゆみ」が発刊されてから早や10年が経ちました。

これまで馬事協会の業務運営と諸活動に対し関係団体等から賜ったご指導、ご支援に厚く御礼申し上げますとともに、戦後間もない時期に当協会設立に奔走され、また、今日まで当協会の発展にご尽力いただいた諸先輩及び関係の方々には衷心より感謝申し上げます次第です。

当協会がかかわる農用馬の飼養頭数は減少の一途をたどり、平成29年には、約5千百頭と10年前に比べほぼ半減しています。在来馬の中には絶滅が危惧される馬種も存在しています。

一方、馬凍結精液を海外から輸入する道が開け、乗用馬を中心とした馬の多面的な利活用に関しても新たな役割を果たしていけるものと感じています。

当協会は、飼養者の高齢化や新たな担い手の不足といった問題を解決する糸口を模索しつつ、関係団体等と連携を図りながら、今後とも馬事振興に努めてまいり所存であります。

今回、設立70周年を記念して、記念誌を発行することといたしました。当協会として十分に尽くしたつもりですが、50周年記念誌や60周年記念誌に比べまして、満足できる内容とはならなかった感もあります。現存資料に基づく編纂として、次の10年に繋げていく標石となればとの思いで編纂いたしました。

本誌が当協会の活動をご理解いただくうえでお役に立てば幸甚に存じます。

この5月1日には皇太子殿下が新天皇陛下に御即位され、奉祝ムードの中、「令和」の時代が始まりました。初めて国書（万葉集）を典拠とした元号です。

米中の覇権争いなど国際情勢は予測困難で、国内も少子高齢化、人口減少が進展し、将来の社会保障への不安もあります。このような中、馬が持つ「人を癒す力」にもこれまで以上に注目が集まっていくのではないかと考えております。

「令和」が希望に満ちた新しい時代になるよう祈念するとともに、会員並びに関係団体等からこれまで賜りましたご指導、ご鞭撻に心から感謝を申し上げ、今後とも格別のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます、発刊の挨拶といたします。

70年のあゆみ

目次

ごあいさつ

在来馬・共進会・市場・研修会等……………カラーページ

I. 公益社団法人への移行……………	9
1. 公益社団法人への移行……………	9
2. 公益目的事業の種類又は内容の変更……………	19
II. 馬産の動きと協会の取り組み……………	24
1. 農用馬……………	24
2. 乗用馬……………	24
3. 在来馬……………	25
III. 馬の登録と生産指導……………	32
1. 馬の登録……………	32
2. 馬の生産指導……………	32
(1) 農用馬	
(2) 乗用馬	
(3) 在来馬	
3. 種馬の配置……………	33
4. 馬の輸入精液証明書発給等事業……………	37
【付録】日本馬事協会配置種雄馬（昭和50年～平成30年供用）……………	38
IV. 馬産に対する新たな取り組み……………	54
1. 家畜生産技術向上等特別対策事業（馬生産技術向上推進事業）……………	54
2. 大家畜生産技術向上対策事業（大家畜繁殖性向上対策事業）……………	54
3. アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業……………	55
4. 馬能力向上推進事業（馬能力評価の調査・検討事業）……………	55
5. 馬人工授精普及定着化事業……………	56
6. 家畜能力評価推進事業（馬能力検定方法確立推進事業）……………	56
7. アニマルウェルフェア飼養管理評価法確立事業……………	56
8. 馬能力検定体系化等推進事業……………	57

9. 人工授精普及定着化事業	57
V. ばんえい競馬運動力学調査研究事業	59
VI. 馬事普及啓発推進事業	60
VII. 再興著しいばんえい競馬	64

資料編

(公社) 日本馬事協会活動の年譜	66
馬の総飼養状況	70
農用馬の種雄馬、種付雌馬及び生産頭数の推移	71
農用馬の市場取引成績の推移	71
乗用馬の種雄馬、種付雌馬及び生産頭数の推移	72
乗用馬の市場取引成績の推移	72
補助金の受け入れ状況	73
一般会計事業の推移	74
特別会計事業の推移	75
主な規程類の設定と改正経緯 (平成 21 ~ 30 年度)	76
公益社団法人日本馬事協会定款	79
公益社団法人日本馬事協会役員名簿	91
役職員の推移 (平成 20 年以降~)	92
公益社団法人日本馬事協会会員名簿	94
公益社団法人日本馬事協会支部・事務委託先・事務所	97
日本在来馬保存会一覧	98

馬事資料

馬事年表	100
明治の最新式牧馬法	102
帯広競馬とトロッター	109
イレネーを運んだ男 続秀太郎	110
相馬の天才 一條友吉	111
競馬を二度救う 鈴木一	113

「天皇陛下の白馬」 初霜	114
ばんえい競馬 さまざまなルーツ	115
ユベオツの風に吹かれて	117
馬政懇談会（抄）	119
北海道馬産座談会（抄）	127
編集後記	134

表紙の馬 ヴォルテール（ローザ・ボヌール画）

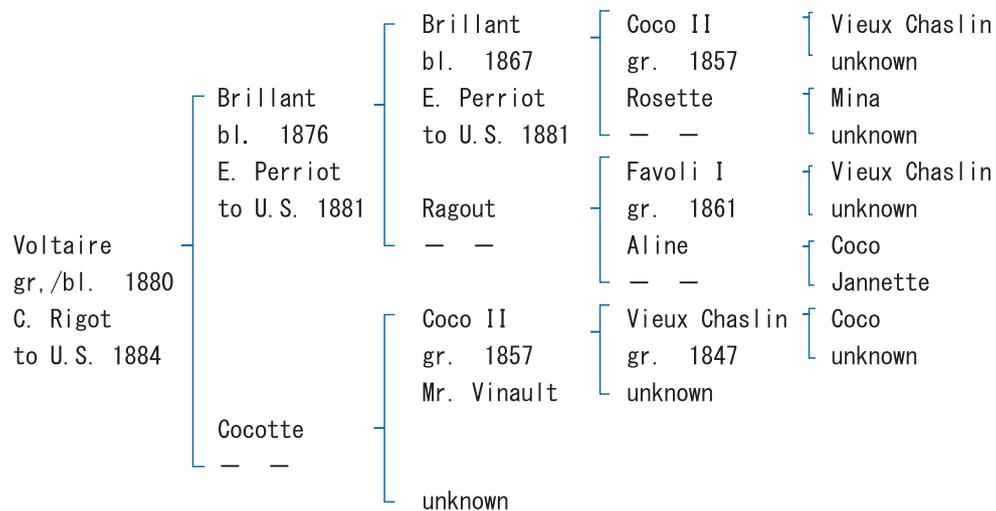
1880年仏国ウール・エ・ロワール県産

1884年春第1回全仏ペルシュロン大会4歳以上の部優勝

同年夏米国イリノイ州へ輸出

1885年1月ニューオリンズ博覧会優勝

同年3月コロラド州にて死亡





与那国馬の登録開始（DNA型検査及びMCを用いた登録）
平成30年3月20日



公益財団法人馬事文化財団主催
在来馬保護チャリティーイベント
東京競馬場 平成28年10月15日



在来馬研修会（梓馬を用いた直腸検査）
野間馬ハイランド 平成28年12月12～13日



ブルトン共進会 仏国ランバル国立種馬所
平成23年9月17～18日



第47回十勝総合畜産共進会
音更町十勝農協連家畜共進会場
平成28年7月21～22日



第43回遠野市乗用一歳馬管理共励会
遠野市畜産振興公社 馬の里
平成28年10月31日



遠野市乗用馬生産組合の生産馬ハリー・ベイと福島大輔選手 平成21年6月13日
ルクセンブルクの世界的馬術大会 Prix FARE SA (130cmクラス) で優勝

©JRA



第33回遠野市乗用馬市場
遠野市畜産振興公社 馬の里
平成23年10月30日



第1回内国産乗用馬市場inノーザンホースパーク
平成25年6月4～5日



人工授精講習会（深部注入技術）
IFCEパン種馬所のバリエ氏を招聘
帯広畜産大学 平成31年2月4～6日



馬事知識普及公開セミナー
十和田市民センター 平成21年9月18日



登録実務者研究会
JRA馬事公苑 平成27年7月3日



優良農用馬賞（多産馬（15産以上）部門）表彰式
札幌市 平成30年11月19日

I 公益社団法人への移行

1. 公益社団法人への移行

社団法人日本馬事協会は民法第 34 条に基づいて昭和 24 年に設立され、民間非営利部門による公益的な活動を担う公益法人として 60 年にわたり存続してきたが、税法上の優遇措置の当否や乱脈経営を指摘される法人があったことなどから、公益法人制度そのものが抜本的に見直されることとなり、新たな法人格への移行が必須となった。

平成 18 年 6 月 2 日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）が公布され、平成 20 年 12 月 1 日から施行された。これらを公益法人制度改革 3 法と言う。整備法により、民法第 34 条によって設立された社団法人は改革 3 法施行後には一般社団法人として存続することとなった。これを特例社団法人と言う。従って公益法人として存続するためには、移行期間中に公益法人認定法に基づき行政庁による移行認定を受けなければならなくなった。公益事業を複数の都道府県で行う法人の場合、認定するのは内閣総理大臣である。

当協会は、平成 23 年 7 月 1 日、移行認定申請書と確認書を内閣総理大臣へ提出した。

平成 23 年 7 月 1 日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

法人の名称 社団法人日本馬事協会

代表者の氏名 赤保谷明正

移行認定申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 44 条の規定による認定を受けたいので、同法第 103 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事業所の所在場所
1040033 東京都中央区新川二丁目6番16号
- 2 従たる事業所の所在場所
なし
- 3 公益目的事業を行う都道府県の区域
日本全国
- 4 公益目的事業の種類及び内容
別紙2のとおり。
- 5 収益事業等の内容
別紙2のとおり。
- 6 認定を受けた後の法人の名称
公益社団法人日本馬事協会
- 7 旧主務官庁の名称
農林水産省

別紙1：法人の基本情報について（略）

別紙2：法人の事業について

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号 公1

事業の内容 農用馬、乗用馬及び在来馬の改良増殖、保護・利用増進並びに馬に関する知識及び文化の継承を図り、もって馬事の振興、地域社会の健全な発展及び豊かな人間性の涵養を図る事業。

(2) 収益事業等（記載なし）

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

[1] 事業の概要について

1 はじめに (略)

2 事業の内容について

(1) 事業名

農用馬、乗用馬及び在来馬（軽種馬以外の馬）の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業

(2) (1) を構成する個々の事業

ア 乗用馬等の生産育成振興事業

イ 農用馬等の生産振興事業

ウ 家畜改良体制整備事業

エ 馬事普及啓蒙推進事業

オ 日本在来馬種保護事業

カ 馬能力向上推進事業

キ 人工授精普及定着化事業

ク アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業

(3) (2) の 8 事業を「農用馬、乗用馬及び在来馬（軽種馬以外の馬）の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業」として一つにまとめた理由 (略)

(4) 各事業の趣旨及び内容等

ア 乗用馬等の生産育成振興事業

(趣旨) 使いやすい乗用馬の生産振興を行うことにより、国民に手軽に乗馬を楽しんでもらうようにするほか、在来馬の保護・利用方法の検討や登録事業を行うことにより、国民の貴重な財産である在来馬の保護・利用を進める。

(対象者) 全国の乗用馬生産組合、生産者を主とする国民、在来馬飼養者、在来馬保存会等

(内容) 乗用馬の生産振興方法等についての検討会の開催、乗用馬生産者に対する生産育成技術の指導、家畜の改良に必要な遺伝的に優れた乗用種馬の生産地域への配置（21年度末で14頭）を行うとともに、8種の在来馬うちの5種（北海道和種、木曾馬、野間馬、対州馬、宮古馬）について、血統や特徴を記載し証明する登録（21年度登録数：血統登録197頭、繁殖登録56頭）を行うほか、在来馬の保護・利用に関する調査や検討会等を行う。

(財源) 中央競馬会の補助事業

イ 農用馬等の生産振興事業

(趣旨) 農用馬等の生産振興を行うことにより、国民に農用馬や乗用馬を利用してもらう機会を増やす。

(対象者) 生産者を主とする国民、農協等生産者団体

(内容) 農用馬等の改良を行う上で不可欠な血統と個体識別等を明確にし、証明する登録(21年度登録数:血統登録2480頭、繁殖登録530頭、個体識別32頭)や改良のために必要な遺伝的に優れた農用種馬の生産地帯への配置(21年度末で72頭)を行うほか、種馬を効率的に活用するための技術指導や情報の提供を行う。また、地域ごとに生産方策等を検討する協議会の開催、生産技術指導を行う生産者団体等への助成、生産者への表彰等を行う。

(財源) 地方競馬全国協会の補助事業

ウ 家畜改良体制整備事業

(趣旨) 馬の血統登録データに基づいて科学的に優良な農用馬や乗用馬を改良し生産することにより、国民に利用しやすい乗用馬や農用馬の供給を行う。

(対象者) 生産者を含む国民

(内容) 家畜登録データバンクへ馬の血統登録データを保存し、馬の改良のための交配に必要な近交係数(共通の祖先の濃密度を示す指数)などの血縁計算等を行うための情報提供を行う。

(財源) 協会の自主財源

エ 馬事普及啓蒙推進事業

(趣旨) 国民に馬事文化や生産等に関する馬事知識についての情報提供を行うことにより、馬の改良増殖、保護・利用増進の必要性を理解してもらうほか、生産技術の調査・研究に対する助成や優秀な生産者の表彰を行うことにより、生産意欲の増進を図る。

(対象者) 生産者を主とする国民、生産者団体等

(内容) ホームページを用いた馬事知識の情報提供、馬を用いた祭事や体験乗馬などのイベント等に対して開催経費の助成やパネル・ブックレット等の広報媒体の貸出・提供等を行うほか、生産者の意欲を増進させるために農用馬生産集団が行う技術開発等への助成や優秀な生産者の表彰等を行う。

(財源) 地方競馬全国協会の補助事業

オ 日本在来馬種保護事業

(趣旨) 激減しつつある在来馬の飼養管理等に必要な経費の助成を行うことにより、国民の貴重な財産である在来馬の保護利用を図る。

(対象者) 在来馬の保存団体

(内容) 8種〔北海道和種(北海道)、木曾馬(長野県等)、野間馬(愛媛県)、対州馬(長崎県)、御崎馬(宮崎県)、トカラ馬(鹿児島県)、宮古馬(沖縄県)、与那国馬(沖縄県)]の日本固有の在来馬〔21年:1833頭、平成6年比53%まで減少:北海道和種(1223頭)、木曾馬(155頭)、野間馬(74頭)、対州馬(29頭)、御崎馬(113頭)、トカラ馬(125頭)、宮古馬(31頭)、与那国馬(83頭)]を保護し、活用するために必要な経費(飼育管理費、種付け費用、イベント費用等)を保存団体に助成する。

特に、絶滅の危機的状況にある3馬種（対州馬、宮古馬、与那国馬）に対しては、助成を上乗せするほか、専門家による技術指導等を行う。

（財源）（財）全国競馬・畜産振興会の補助事業

カ 馬能力向上推進事業

（趣旨）乗用馬等では、競技の多様化（馬場馬術や障害馬術に加え、耐久競技のエンデュランスや山野を乗り回すホーストレッキング）、子供の乗馬やホースセラピー等への用途の拡大等により馬の能力の向上が求められる一方、乗用馬等生産者と乗馬クラブ等の馬のユーザーとの結びつきが脆弱で、馬の能力評価に不可欠な血統情報や競技成績等の情報の一元化が行われておらず、こうした馬の改良や利用にとって有益な情報が生産や流通、利用の現場には提供されていない。また、統一的な馬の能力評価方法が確立されていないため馬の能力を客観的に把握することが困難であった。このため、乗用馬等の一元化された個体情報と馬の客観的な能力評価値を計算することができる科学的な能力評価方法を開発して国民に提供することにより、国民にとって使いやすい乗用馬等の生産振興や利用増進を図って、馬の利用機会を増やす。

（対象者）馬の生産者や馬を利用する国民

（内容）国内外の能力評価方法や乗用馬に対するニーズ等を調査し、協会が持つ血統情報とユーザー側が持つ競技成績等のデータの一元化を行い、その情報を国民に提供するとともにこの情報を用いて我が国にあった馬の能力評価方法を確立し、国民に提供する。

（財源）（財）全国競馬・畜産振興会の補助事業

キ 人工授精普及定着化事業

（趣旨）馬の先進国である欧米では繁殖に人工授精が一般的に行われているが、我が国の馬生産では、依然、自然交配が主体となっている。生産現場では、生産者の高齢化、馬の血縁係数の高まり等により優良な遺伝子の確保に苦慮していること等から、生産者の労力や経済的な負担が少なく、比較的多くの血統（血液）の雄馬の遺伝子（精液）が利用でき、かつ伝染病の防止など衛生的に利用しやすい人工授精技術の導入が必要となっている。このため人工授精技術の普及に向けて必要な体制の整備を行い、国民にとって使いやすい乗用馬等の生産振興を図って、馬の利用の機会を増やす。

（対象者）人工授精師等技術者、生産者を主とする国民、生産者団体等

（内容）生産現場の繁殖実態を調査し、馬の生産者や人工授精師等に対して繁殖性を向上させるための飼養管理技術や人工授精に関する技術指導を行う。

また、凍結精液の供給体制をモデル的に整備して、優良種雄馬から精液を製造し、凍結精液の保管、流通を行い、人工授精技術の普及定着を行う。

（財源）（財）全国競馬・畜産振興会の補助事業

ク アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業

(趣旨) 動物愛護の観点から先進国を中心に国際的に取り組まれている「家畜の快適性に配慮した飼養管理方法(アニマルウェルフェア飼養管理方法)」を我が国にも導入し、生産現場に普及させる。

(対象者) 生産者を主とする国民

(内容) 馬の生産現場を調査し、我が国の生産現場に即し、かつ動物愛護の基準を満たすアニマルウェルフェア飼養管理指針を作成し、生産現場への普及定着を行う。

(財源) (財) 全国競馬・畜産振興会の補助事業

〔2〕事業の公益性について

定款上の根拠 定款第4条

事業の種類(公益法人認定法別表の番号) 事業が該当すると考える理由

- 1 農用馬等の生産集団が行う技術開発への助成及び協会自ら馬の能力評価方法の開発に取り組み、馬に関する科学技術の向上を図っていることから、科学振興を目的とする事業に該当する。

該当する事業

- エ 馬事普及啓蒙推進事業(生産技術の調査・研究への助成)
- オ 馬能力向上推進事業(能力評価手法の開発)

- 2 我が国固有の8種の在来馬と明治以降に導入された農用馬等は、岩手県のチャグチャグ馬っ子や福島県の相馬の野馬追いなどの日本各地の伝統的な祭りや古来から受け継がれた神事としての流鏑馬などの催事と結びつき、馬を用いた地域の文化財として継承されてきた。しかし、近年、こうした文化的行事に用いられる馬は、経済価値が減少し、飼養者も高齢化が進んだこと等から頭数が急速に減少しつつあり、このまま放置すれば日本人の原点でもある祖先が営々として築いてきた貴重な伝統文化が消滅する恐れがある。このため、全国各地にある馬と結びついた地域の文化を守るために、このような伝統行事に用いられる馬を改良増殖、保護・利用増進するとともに、馬を用いた伝統行事などの馬事知識を広く国民に理解し、支持してもらうためのセミナーの開催やパンフレットの配布等を行っており、文化の保護、振興を目的とする事業に該当する。

該当する事業

農用馬、乗用馬及び在来馬(軽種馬以外の馬)の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業

- 9 国民の心身の健全な発達を促す手法の一つとして、安全で健全な乗馬スポーツの振興があるが、あまり体格が大きくない日本人には海外の高価で大きな乗用馬よりは、日本人の体格に合い、手頃な価格で求められる温順な乗用馬を国内で生産し、供給することが重要となっている。特に、近年、低年齢者の乗馬や

心や体に障害がある方々の治療方法の一つとして注目されているホースセラピーに用いられる馬については、この要件が強く求められている。

また、昔から人間との関係が深い馬との触れ合いは、ストレスの多い現代社会に住む国民にとって、癒しの提供にも繋がる。

こうしたことから、当協会は広く多くの国民に安全で健全な乗馬スポーツなどを楽しんでもらうために、乗馬スポーツの基となる乗用馬について日本人の体格に合った中型で御し易く比較的手頃な価格の乗用馬の生産・供給を推進しており、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与する事業に該当する。

該当する事業

- ア 乗用馬等の生産育成振興事業（生産の指導、乗用種馬の配置、乗用馬の生産振興方策の検討）
- イ 農用馬等の生産振興事業（農用馬等の生産振興方策の検討、農用馬等の登録、技術指導等）
- ウ 家畜改良体制整備事業（登録情報の提供）
- カ 馬能力向上推進事業（乗用馬等の能力評価手法の開発、情報の提供）
- キ 人工授精普及定着化事業（技術指導）
- ク アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業（指針の作成・普及）

- 16 多様性のある生物資源の保護の重要性が、平成 22 年に名古屋でも開催された COP〔生物多様性条約締約国会議（国連地球生き物会議）〕で確認されている。現存する 8 種の在来馬は、古くからそれぞれの地域の自然環境に調和しながら地域の人々の努力で改良され存続してきたが、近年、地域経済の疲弊等で支えきれなくなっており存亡の危機にある。これらの在来馬を絶滅させることは、日本国民にとって貴重な生物的財産を失うこととなり、取り返しがつかなくなる恐れがある。このため、8 種の在来馬の保護利用をすることは、地域の自然環境の保護に繋がることとなり、自然環境の保護を目的とする事業に該当する。

該当する事業

- ア 乗用馬等の生産育成振興事業（在来馬の保護・登録・保護方針の検討）
- オ 日本在来馬種保護事業（保護に要する飼養管理経費の助成、絶滅危惧種への助成・支援）

- 18 個々の馬の血統、能力や個体識別のための特徴等を登録し、記録、保存する登録事業は、国が法律〔家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）〕を定めて推進する家畜の改良増殖の基本となっている。能力等の個体識別を明確にした登録情報は、家畜の改良はもとより経済価値を明らかにし、公正な家畜の取引にとっても重要な要素となることから、登録業務は、第三者的立場で公正に行う必要がある。このため、当協会は家畜の生産者、流通業者や購入者から独立し

た第三者的立場として、公平に、適格に、かつ公正に軽種馬を除く馬の登録事業を行うことによって国の改良増殖体制を支えており、国政の健全な運営の確保に資する事業に該当する。

また、種馬の生産地帯への配置業務は、馬の改良を推進するために昭和39年まで国が自ら行っていたが、馬の頭数が減少したことから当協会へ移管されたものであり、本来、国自ら行うべきものを当協会が代替して行っているものである。

さらに、動物愛護の観点から国際的に取り組まれている「家畜の快適性に配慮した飼養管理方法（アニマルウェルフェア飼養管理方法）」などの馬の飼養者が取り組まなければならない基準や指針等を国の指導を受けて作成し、広く指導、普及させている。

こうした取り組みは、国政の健全な運営の確保に資する事業に該当する。

該当する事業

- ア 乗用馬等の生産育成振興事業（在来馬の保護・登録）
- イ 農用馬等の生産振興事業（農用馬等の登録、種馬の配置）
- ウ 家畜改良体制整備事業（登録情報の提供）
- ク アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業（指針の作成・普及）

- 19 地域経済が停滞する中、馬の改良増殖、保護・利用増進は、北海道や東北等の産業に恵まれない地域の雇用の創出や地域の活性化等に大きな役割を果たすものと期待されている。当協会では、在来馬の保護、優良種馬の配置、技術指導、技術導入に必要な体制の整備、優良生産者の表彰、馬事知識の普及啓発等の馬の改良増殖、保護・利用増進等を行っており、雇用の場の創出や地域の活性化等を通じて地域社会の健全な発展を目的とする事業に該当する。

該当する事業

- 農用馬、乗用馬及び在来馬（軽種馬以外の馬）の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業

- 20 馬の登録事業による血統登録証明書は、馬の公正な取引を行う上で血統上の能力を証明するほか、個体識別を可能にし、馬の取引価値を明確化しており、当協会は家畜の生産者、流通業者や購入者から独立した第三者的立場として、公平に、適格に、かつ公正に軽種馬を除く馬の登録事業を行っている。

また、馬の適正な評価を行うため、血統登録情報と競技成績等馬の能力情報を一元化して提供するとともに科学的な能力評価方法の開発に取り組んでいる。こうしたことは、馬の公正な取引を促進し、公正かつ自由な経済活動及び促進に繋がる事業に該当する。

該当する事業

- ア 乗用馬等の生産育成振興事業（在来馬の登録）
- イ 農用馬等の生産振興事業（農用馬等の登録）

- ウ 家畜改良体制整備事業（登録情報の提供）
 - カ 馬能力向上推進事業（能力評価手法の開発、情報の提供）
- 21 農用馬の生産、供給は、熊本県や長野県をはじめとする地域にとって、馬肉という地域に根差した特徴ある食文化（馬刺し文化）を支えており、この伝統ある食文化を維持する上で重要な役割を担っている。当協会は、馬肉の生産、供給のために、脆弱な馬産業の保護、生産振興を行っており、地域の国民生活に不可欠な物資の確保に繋がる事業に該当する。

該当する事業

- イ 農用馬等の生産振興事業（農用馬の生産振興方策の検討・技術指導等）
- ウ 家畜改良体制整備事業（登録情報の提供）
- エ 馬事普及啓蒙推進事業（馬事情報の提供、生産技術の調査・研究への助成等）
- カ 馬能力向上推進事業（調査、能力評価手法の開発、情報の提供）
- キ 人工授精普及定着化事業（調査、技術指導）
- ク アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業（指針の作成・普及）

本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実（略）

- [3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

許認可等の名称	家畜登録事業にかかる承認（「登録規程」の承認）
根拠法令	家畜改良増殖法（昭和25年5月27日法律第209号）第32条の2
許認可等行政機関	農林水産大臣

別紙3：法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について（略）

平成23年7月1日

確認書

内閣総理大臣

菅 直人 殿

法人の名称 社団法人日本馬事協会

代表者の氏名 赤保谷明正

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の認定の申請をするに際し、当法人は、下記1のすべての事項に適合し、かつ、下記2のいずれの事項にも該当しないことを確認しました。

記

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「認定法」という。）第5条第10号及び第11号に規定する公益認定の基準
- 2 認定法第6条第1号ロからニまで、第3号及び第6号に規定する欠格事由

これを受け公益認定等委員会は精査の結果、9月22日に内閣総理大臣臨時代理に対して当協会を公益社団法人と認めるのが適当であると答申し、内閣総理大臣は当協会を10月18日に公益社団法人として認定した。

府 益 担 第 6 1 3 0 号
平成23年10月18日

社団法人日本馬事協会
赤保谷 明正 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦

認定書

平成23年7月1日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

別紙

1. 法人コード：A003574
2. 法人の名称：社団法人日本馬事協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本馬事協会
4. 代表者の氏名：赤保谷 明正
5. 主たる事務所の所在場所
東京都中央区新川二丁目6番16号

6. 公益目的事業

- (1) 農用馬、乗用馬及び在来馬の改良増殖、保護・利用増進並びに馬に関する知識及び文化の継承を図り、もって馬事の振興、地域社会の健全な発展及び豊かな人間性の涵養を図る事業。

7. 収益事業等

該当なし

8. 旧主務官庁の名称：農林水産省

以上の経緯を経て、当協会は平成 23 年 11 月 1 日、東京法務局に名称変更を登記した。

2. 公益目的事業の種類又は内容の変更

馬輸入精液については、仏国家畜衛生当局との間で「家畜衛生条件」が締結（平成 25 年 12 月 20 日付け 25 消安第 4306 号）され、日本国内で流通させるために必要となる「精液に係る証明書の発行条件」についても、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から仏国食品総局に通知した旨のお知らせ（平成 29 年 2 月 2 日付け 28 生畜第 1804 号）があった。

当該通知により、当協会は仏国産馬輸入精液に係る日本国内向け精液証明書を発給できる唯一の団体として認められたが、当該証明書発給業務を行うことについては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益目的事業の種類又は内容の変更認定（又は届出）が必要であった。当協会は平成 29 年 5 月 31 日に内閣府担当官へ「変更届出とする理由（公益目的事業）」を送付したが、翌日「変更届出に該当しない事案」との回答を得たため、9 月 12 日付けで「公益目的事業の種類又は内容の変更認定」を申請し、10 月 23 日に認定を受けた。

平成 29 年 9 月 12 日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

法人の名称 公益社団法人日本馬事協会
代表者の氏名 赤保谷明正

変更認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

変更に係る事項	区分	変更後	変更前
	イ	別紙2のとおり	別紙2（変更前のとおり）
変更の理由		馬輸入精液の日本国内向け証明書の発給等業務を行うため。	
変更予定年月日		平成29年11月1日	

別紙2

1. 事業の一覧（略）
2. 個別事業の内容について
 - (1) 公益目的事業について（略）

〔1〕 変更の内容及び理由

馬輸入精液の日本国内向け証明書の発給等業務を行うため、公益目的事業（公1である農用馬、乗用馬及び在来馬（軽種馬以外の馬）の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業を構成する個々の事業に、「ケ 馬の輸入精液証明書発給等事業」を追加する。

〔2〕 事業の概要について

- 1 はじめに（略）
- 2 事業の内容について

(1) 事業名

農用馬、乗用馬及び在来馬（軽種馬以外の馬）の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業

(2) (1) を構成する個々の事業

ア～ク（略）

ケ 馬の輸入精液証明書発給等事業

(3)（略）

(4) 各事業の趣旨及び内容等

ア～ク（略）

ケ 馬の輸入精液証明書発給等事業

（趣旨）馬の改良を効率的に行うためには、先進国である欧米から優秀な馬の系統を導入することが有益であるが、これまで生体で輸入するしか方法が無かったため、輸送費や検疫手続きなどを含めた購入価格は高額（馬の価格（十万円単位から億を超えるものまで馬により幅がある。）+輸送費や検疫手續等で2～3百万円/頭）なものとなり、自ら改良を行おうとしても一般には縁遠いものとなっている。

このような中、この度、仏国産馬精液の輸入が認められ、生体輸入に比べると遥かに低コスト（精液価格＋輸送費等で概ね、十数万円～数十万円）である家畜人工授精用輸入精液（以下、「輸入精液」と言う。）の利用の道が開け、これまでコスト面で断念していた者も自ら改良に取り組むことが可能となり、国や研究機関等に頼っていたいわゆる「川上」からの一方通行の改良ではなく、生産農家、乗馬クラブ、愛玩家等による幅広い「川下」からの改良の道が開かれることとなった。

しかしながら、輸入精液の場合、国内産と異なり、輸入精液の入った容器（長さ10数cmの細いプラスチック製のストローに詰めたものが主流。以下「ストロー」という。）を数本セットにして、セット毎に1枚の家畜人工授精用精液証明書が添付されている。日本国内に於いて、このような状態の輸入精液を小分けして譲渡又は雌馬に注入（使用）した場合等には、家畜人工授精用精液証明書が添付されていないストローが存在することとなり、家畜改良増殖法（昭和25年5月27日法律第209号（以下「法」という。））第14条の規定に違反、50万円以下の罰金が科されることとなる。法に適合するためには、ストロー毎に家畜人工授精用精液証明書（証明書は1枚しかないため、正確には「その写し」）を添付する必要があるが、家畜人工授精用精液証明書は各国の政府機関等が発行するものであり、勝手に複写することは認められていない。このため、日仏政府間で交わされた通知文書の中で農水省から指名を受け、仏国MAFF－Fが認めた当協会が国内向けの証明書を翻訳・複製・発給し、法第14条違反という法令違反を防止することにより誰でも安心して輸入精液が利用できる環境を整備し、我が国の馬の改良を一層促進させようとするもの。

（対象）生産者を主とする国民、生産者団体及び試験研究機関等

（内容）法に違反することなく輸入精液を日本国内で使用することを可能にするため、輸入精液に添付される外国機関等が発行した輸入精液証明書の内容を日本国内向けに翻訳し、必要枚数を複写し、当該輸入精液の各容器に1枚ずつ添付するための事業。

（財源）協会の自主財源、手数料収入

〔2〕事業の公益性について

1～19 （略）

20 馬の登録事業による血統登録証明書及び馬の輸入精液証明書等発給事業による国内向け精液証明書は、馬の公正な取引を行う上で血統上の能力を証明するほか個体識別を可能にし、馬の取引価格を明確化しており、当協会は家畜の生産者、流通業者や購入者から独立した第三者的立場として、公平に、的確に且つ公正に軽種馬を除く馬の登録事業及び馬の輸入精液証明書等発給事業を行っている。

また、馬の適正な評価を行うため、血統登録情報と競技成績等馬の能力情報を

一元化して提供するとともに科学的な能力評価方法の開発に取り組んでいる。こうしたことは、馬の公正な取引を促進し、公正且つ自由な経済活動及び促進に繋がる事業に該当する。

該当する事業

- ア 乗用馬等の生産育成振興事業（在来馬の登録）
- イ 農用馬等の生産振興対策事業（農用馬等の登録）
- ウ 家畜改良体制運営事業（登録情報の提供）
- カ 馬能力向上推進事業（能力評価手法の開発、情報の提供）
- ケ 馬の輸入精液証明書等発給事業

21 (略)

- 10 馬の家畜人工授精用輸入精液（以下「輸入精液」という。）の場合、国内産と異なり、輸入精液の入った容器（長さ 10 数 cm の細いプラスチック製のストローに詰めたものが主流。以下「ストロー」という。）を数本セットにして、セット毎に 1 枚の家畜人工授精用精液証明書が添付されている。日本国内に於いて、この状態の輸入精液を小分けして譲渡又は雌馬に注入（使用）した場合は、家畜人工授精用精液証明書が添付されていないストローが存在することとなり、家畜改良増殖法（昭和 25 年 5 月 27 日法律第 209 号（以下「法」という。)) 第 14 条の規定に違反し、50 万円以下の罰金が科されることとなる。法に適合するためには、ストロー毎に家畜人工授精用精液証明書（証明書は 1 枚しかないため、正確には「その写し」）を添付する必要があるが、家畜人工授精用精液証明書は各国の政府機関等が発行するものであり、勝手に複写することは認められていない。このため、日仏政府間で交わされた通知文書の中で農水省から指名を受け、仏国 MAFF - F が認めた当協会が国内向けの証明書を翻訳・複製・発給し、法第 14 条違反という法令違反を防止することにより誰でも安心して輸入精液が利用できる環境を整備し、我が国の馬の改良を一層促進させようとするもの。こうしたことは、犯罪の防止を目的とする事業に該当する。

該当する事業

- ケ 馬の輸入精液証明書等発給事業

府 益 担 第 1 2 9 0 号
平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日

公益社団法人日本馬事協会
代表者 赤保谷 明正 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三

認定書

平成29年9月12日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第1項の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

別紙

1. 法人コード：A003574
2. 法人の名称：公益社団法人日本馬事協会
3. 代表者の氏名：赤保谷 明正
4. 主たる事務所の所在場所
東京都中央区新川二丁目6番16号
5. 公益目的事業
 - (1) 農用馬、乗用馬及び在来馬の改良増殖、保護・利用増進並びに馬に関する知識及び文化の継承を図り、もって馬事の振興、地域社会の健全な発展及び豊かな人間性の涵養を図る事業。
6. 収益事業等
 - (1) 収益事業
該当なし
 - (2) その他の事業（相互扶助等事業）
該当なし

※変更に係る事項

公益目的事業（1）に「馬の輸入精液証明書発給等事業」を追加する。

II 馬産の動きと協会の取り組み

1. 農用馬

農用馬の生産頭数は減少傾向が続いている。その要因の一つとして、長く続いたばんえい競馬の低迷と馬生産者の高齢化が重なったことが挙げられよう。また、低価格の肥育素馬が海外から多数輸入されたことも大きな要因であった。しかし、近年のばんえい競馬の人気の回復は著しいものがあり、馬肉についても人々の健康志向の高まりでその価格が上昇していることから、今後の展望は必ずしも悲観的なものばかりではない。

ただし、馬の生産は自然交配が主流であることから、優良種雄馬の利用効率が悪く、人工授精の普及が望まれる。当協会是一般的な人工授精の推進のみならず、優良種雄馬の凍結精液による人工授精の可能性を広げる努力を続けているところである。

農用馬の改良は、家畜改良センター十勝牧場において生産・育成されたペルシュロンやブルトンを当協会が借り受け、これを全国の馬生産地に種雄馬として配置することを基幹としてきた。しかし、純血種の維持・改良のためには系統の更新が必要不可欠であるにもかかわらず、現状、十勝牧場単独での更新は困難であり、当協会は昭和40年代からフランス産のペルシュロンやブルトンを輸入し、各地に配置してきた。平成10年度以降は数次にわたり輸入種雄馬を十勝牧場に配置し、系統の更新に助力してきたが、雌馬の側からの系統更新も必要であると考え、平成30年度にはフランスからペルシュロンとブルトンの雌馬を各2頭輸入したところである。

また、ばんえい競馬で優秀な成績を収めた馬を購入し、種雄馬として北海道内各地に配置して、ばんえい競走馬資源の確保に尽力してきた。ばんえい競馬を席卷した昭和の名種雄馬二世ロツシーニ、平成の大種雄馬ウンカイがともに当協会の所有馬であったことは、競馬と馬産の両面において意義深いことであった。

2. 乗用馬

当協会は乗用馬の生産振興も早くから手がけてきたが、わが国では乗馬を日常的なスポーツとして楽しむ文化がなかなか育たず、乗用馬の大半は競走馬からの転用であり、競技用馬は海外からの輸入に頼っているのが実情であった。しかし、近年はホーストレッキングやホースセラピーなど新たな乗用馬の用途が拡大しつつあり、乗用馬の生産はごく僅かずつであるとはいえ、着実に増加している。

優秀な外国産乗用馬に伍して活躍できる内国産馬を生産するには、海外の優秀な種雄馬の凍結精液を輸入し、人工授精で産駒を得るのが最も容易な方法と考えられる。平成 29 年にフランス産馬精液の輸入及び供用が可能となり、当協会は国内向け精液証明書を発行できる唯一の団体と認められた。

3. 在来馬

8 種の日本在来馬はいずれも熱心な馬飼養者に支えられ、わが国固有の馬種として保存されてきた。当協会も種雄馬管理や種付け奨励、雌馬の保留奨励金を出すなど各種の保存対策を講じてきた。しかし、飼養者の高齢化が進み、新たな担い手の確保も難しく、安定的な在来馬の生産が続けられるかどうかは、今まさに正念場にある。

平成 30 年に当協会が催した日本在来馬の保存活用推進のための連絡会議で発表された各馬種の現状は、以下のとおりである。

① 北海道和種馬

活動範囲が非常に広域なので、保存会の会員同士の交流が難しい。高齢化による脱会者も多く、飼養頭数の大幅な減少が危惧されている。高齢者は既に家計を維持する立場でなくなっており、家庭内での立場も弱くなっている。後継者の養成や後継者に対する支援が必要となろう。毎年共進会を開いているが、審査基準が昔ながらの駄載に適した体型であるため、乗用馬としての基準にすべきではないかという意見もある。しかし、1 本のロープで荷物を積んでいく「段付け」は北海道和種馬特有の伝統文化であり、これの継承は必要と考える。新たな活用法として、災害時に孤立した集落へ物を運ぶ用途を構想中で、道南を中心にトレーニングを始めている。馬は近交係数が上がってきており、種雄馬貸付の再開、種雌馬貸付の新設が望まれる。

② 木曾馬

昔から馬を飼っていた農家はいなくなり、新たな飼養者だけで、木曾馬乗馬センターを運営する公社のみが主に馬を生産する場所になっている。1 月に全国約 70 軒の木曾馬飼養者に手紙を送り、まだ馬が飼われているか、今後も飼う意向があるかを把握するようにしている。純系の種雄馬は数頭しかおらず、高齢化していることから、岐阜大学と木曾馬の里により凍結精液の保存等の取り組みを行っているが、現状は冷蔵精液を運用しながら木曾馬の里から遠く離れた場所での種付けをいかにスムーズに行うかを考えている。個体数はある程度確保されているが、近親交配によって生じた繁殖障害や体躯の矮小化など、いわゆる近交退化現象がみられており、木曾町（木曾馬保存会）が平成 21～25 年度に近交係数の低下及び他品種との交配等を検討した。なるべく雌馬は保存地域で繁殖してくれる人に提供し、去勢馬を販売していきたい。もともと生産が主で、馴致せず販売することが多かったので、利活用先での馴致・調教が必要である。乗用馬として販売を増やすにはもう少し大型化し、乗り心地

のよい馬を作っていきたい。

③ 野間馬

飼養頭数が平成 22 年以降急速に減少傾向となり、平成 27 年度には 48 頭まで減少している。近交係数上昇の影響による矮小化、種雌馬の高齢化、産駒の生後直死等が減少の要因と考えられる。そのため、競走馬理化学研究所との DNA 型検査による系統分析、家畜改良センター十勝牧場との種雄馬の精液性状の検査による受胎率向上の検討、遠野市畜産振興公社との飼養管理改善等の研修会開催等、多方面からの原因究明と生産性向上に向けての取り組みを行っている。

④ 対州馬

近年は目保呂ダム馬事公園など集団放牧施設の整備が実施され、飼養頭数については回復傾向にある。将来的には近交係数の高まりが懸念される。

⑤ 御崎馬

平成 23 年に馬伝染性貧血に感染した馬が確認され、当時都井岬に飼養されていた 96 頭のうち 12 頭を殺処分したが、それ以来一切馬を岬から出さない方針で、平成 30 年には 13 頭の産駒があって総数 117 頭まで回復した。半野生状態にあるが、毎年 9 月に全馬を 2 か所に集め、宮崎大学獣医学部の先生や学生たちと一緒に害虫駆除、ダニ駆除、血液検査を行っている。植林された杉を伐採し、海岸近くの杉の太らない所には冬場の餌にするための牧草地を作っている。

⑥ トカラ馬

十島村、開聞岳自然公園、鹿児島大学入来牧場の 3 か所で 130 頭を維持している。

⑦ 宮古馬

以前の宮古馬は年中舎飼されており、運動不足による繁殖率の低下が頭数の増えない要因であると考えられたため、日本馬事協会が絶滅危惧種対策事業を用いて、放牧場の整備や種雄馬の移動が簡便に行えるような対策を講じた。平成 27 年には統計開始から初めて 50 頭に達した。しかし、飼養者 7 名中 6 名は牛を飼っている農家で牛と一緒に飼ってもらっている状況で、宮古島市から補助金を出してはいるが、馬飼養は赤字の状態である。馬も近交係数の高まりが懸念される。平成 30 年度に担当部局が農林水産部畜産課から教育委員会に移管された。

⑧ 与那国馬

平成 12 年度以降減少傾向にあったが、絶滅危惧種対策事業における種雄馬の入れ替え等が簡便にできる家畜車の整備、患畜を隔離する簡易パドックの整備等を実施したことにより、飼養頭数は平成 12 年の飼養頭数と同レベルの 130 頭まで回復した。東牧場と北牧場のほか、与那国馬ゆうゆう広場で展示されており、将来は動物取扱者の資格者を確保して乗馬メニューを提供したい。近年、動物愛護の高まり等を勘案し、「耳判」からマイクロチップへと個体識別の方法を変更している。また、個体識別の明確化と併せ、DNA 型検査を実施し、日本馬事協会の登録が平成 29 年度から開始されている。

天皇皇后両陛下が平成 30 年 3 月に与那国島をご訪問された。
与那国の旅し恋しも果ての地に巨きかじきも野馬も見たる（皇后陛下）

当協会は在来馬種の保存と利活用を図るため、飼育管理費、保存活用研究費、施設等整備費を各馬種の保存会に助成するとともに、飼養管理技術の向上を目指して専門家を派遣した。また、絶滅が危惧された対州馬、宮古馬、与那国馬については、繁殖技術指導を行うなどの絶滅危惧種対策事業を実施してきた。与那国馬は危機から脱したが、新たに野間馬が絶滅危惧種に指定されている。

平成 27 年度からは公益財団法人馬事文化財団の助成を受け、在来馬寄付金活用事業を実施している。これは同財団が競馬場で在来馬保護チャリティーイベントを行った際に来場者から寄付していただいたお金を活用したもので、競馬ファンの善意が在来馬の保存に生かされる貴重な事業である。27 年度には野間馬ハイランドにエコー診断装置を、28 年度には同地に保定用の柵場を設置し、29 年度には対州馬の対策として目保呂ダム馬事公園の整備を実施した。

最後に上記連絡会議における発言を紹介する。

「在来馬全体で言えることかもしれませんが、逆ピラミッドの人口構成になっています。高齢者が多く、繁殖が厳しい状態であると言えます。これに加え、生まれる馬の数は少ないです。例えば 4 頭生まれたとしたら、毎年 2 頭の雄を残せないから実質、その年は雌だけ 2 頭です。それらでの利活用を考えますと最終的に繁殖に使用できる馬がほとんどいなくなることは目に見えています。それはどう考えていますか。高齢馬が増えてしまうなら、それを処理する方法も、残酷な言い方かもしれませんが、家畜としては考えるべきかもしれません。そうすると年齢構成が低くなりますので、キャパに関してはクリアできるような気がします。冷静な目も必要かと思います」。(高須正規岐阜大学准教授)

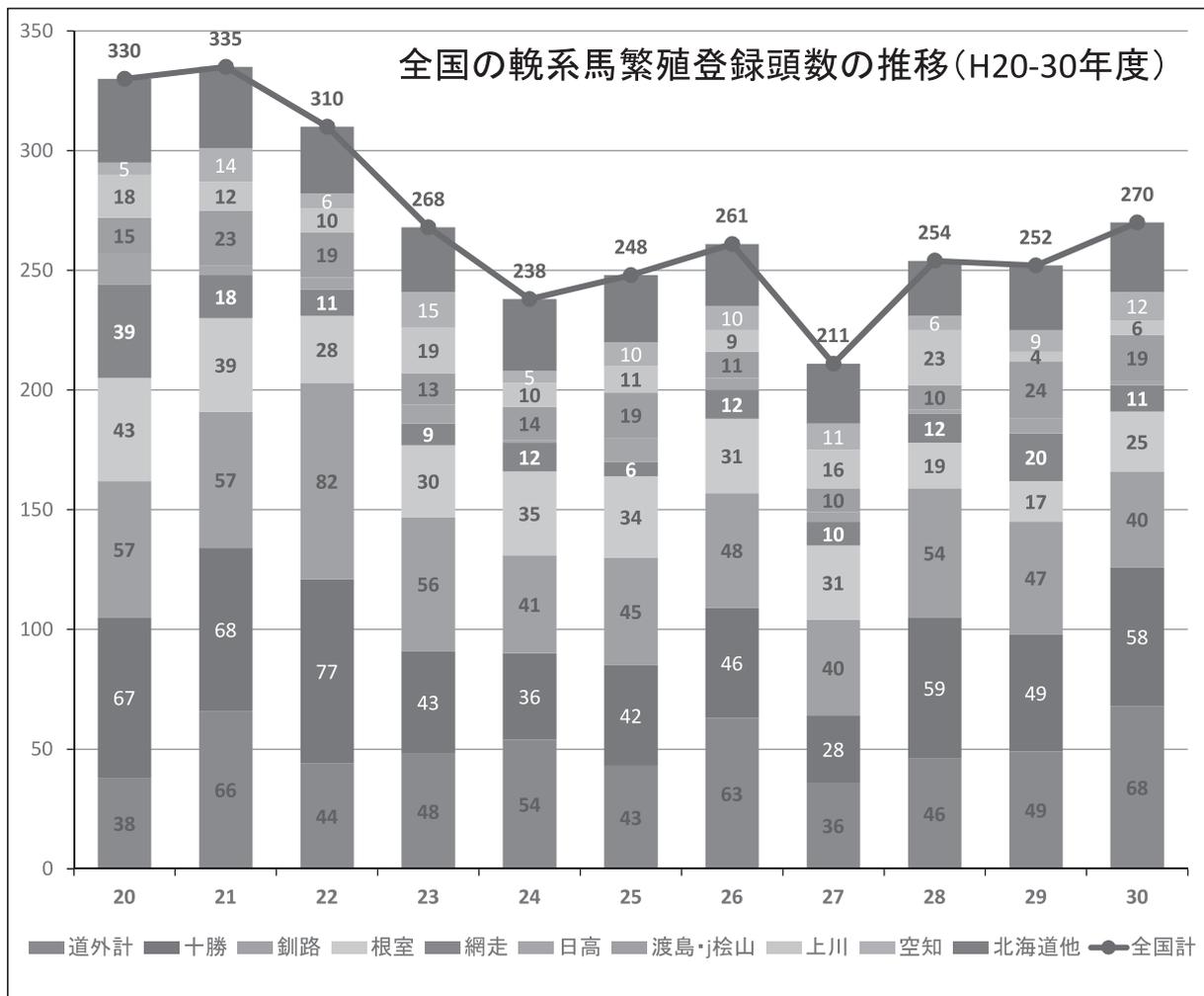
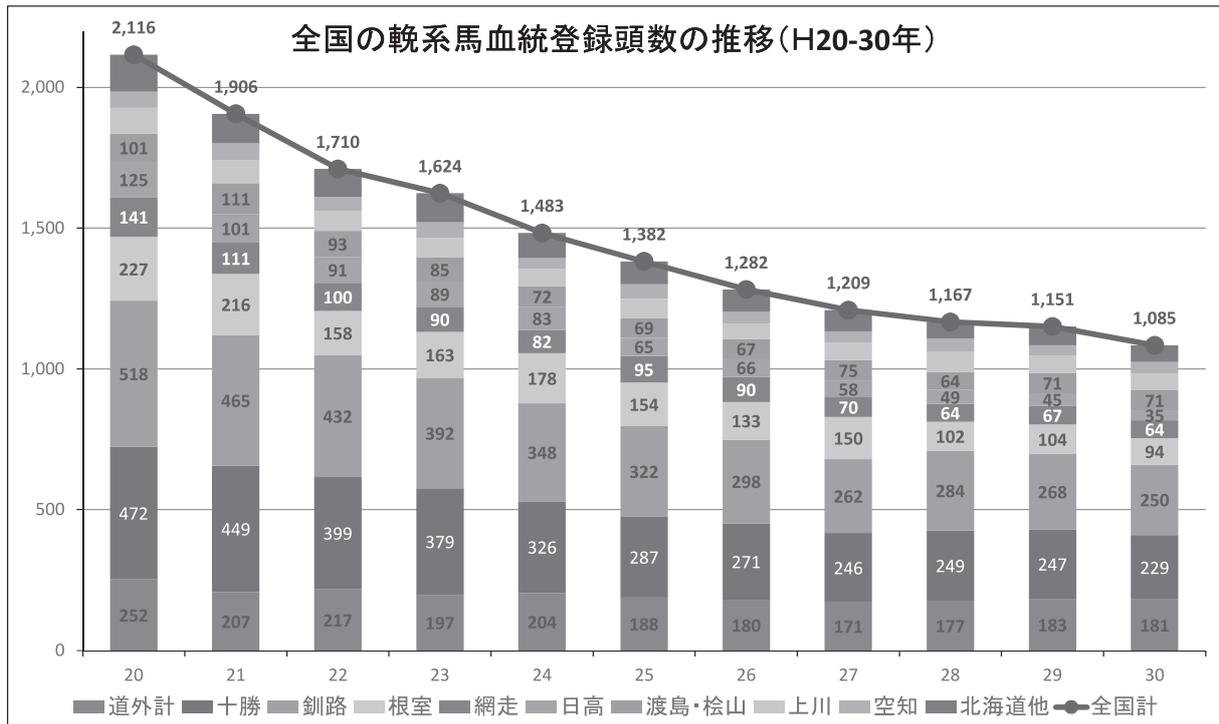
「馬の持ち主になりませんかという話ですよ。それはそっちで使ってください。私は持ち主ですから、月に 1 万でも 2 万でも払いますというふうにする制度。それを全国的に 8 馬種でやって、『俺は与那国がいい』とか、『俺はトカラがいい』とか、『北海道は牧が多いからな』とかいうふうになれば…(中略) いいのではないのでしょうか。昔だったらそんな話は夢物語だろうと思うのですが、最近大学の馬術部がちょっと危機的な状況です。馬術部に入ってきて、『乗らなくていい』と言う学生が結構います。『馬の世話をするだけでいい』。だから大会に出ない。馬の世話をするだけでいいというので入ってきて、馬術部が競技馬術、馬場馬術として成立しにくくなってくるというところもあります。その人たちのことを考えますと、その人たちは馬を世話したい、持ってみたいと思っているだけ。1 年に何回か会いに来るだけでも持ち主になってくれるかもしれません。これを木曾は一生懸命やっているのですが、何とか 8 馬種全部でうまいこと大きな団体ができないかなと思ったりするのですが」。(近藤誠司北海道大学名誉教授)

農用馬の血統登録戸数・頭数の推移

	20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30	
	戸数	頭数																				
石狩	5	7	5	9	4	5	6	13	3	5	3	8	4	9	3	9	3	6	4	9	5	6
渡島	20	44	19	42	18	35	16	36	15	30	13	24	11	22	10	24	10	26	12	33	11	40
松山	24	57	30	69	22	58	20	49	16	42	22	45	13	45	15	51	14	38	15	38	13	33
後志	10	26	8	16	6	18	7	15	6	16	3	10	5	11	6	10	3	3	2	4	2	4
胆振	22	32	18	31	19	26	15	25	13	15	13	18	11	15	9	11	8	8	2	5	4	7
日高	33	125	29	101	27	91	29	89	28	83	27	65	28	66	24	58	23	49	22	45	17	33
空知	19	57	22	59	22	50	20	56	13	38	20	52	15	41	13	42	13	48	13	38	12	41
上川	43	91	34	82	29	71	27	70	22	62	21	69	20	56	19	60	22	71	15	61	16	60
宗谷・留萌	16	32	12	18	11	16	13	18	9	12	6	9	3	3	5	8	4	6	4	5	3	4
網走	39	141	40	111	39	100	31	90	30	82	24	95	24	90	23	70	21	64	20	67	19	64
釧路	155	518	143	465	130	432	126	392	115	348	114	322	92	298	87	262	86	284	83	268	72	250
根室	64	227	66	216	56	158	53	163	50	178	50	154	41	133	38	150	33	102	32	104	30	94
十勝	161	472	143	449	128	399	127	379	116	326	101	287	98	271	89	246	85	249	83	247	77	229
センター	1	35	1	31	1	34	1	32	1	42	1	36	1	42	1	37	1	36	1	44	1	38
北海道計	612	1,864	570	1,699	512	1,493	491	1,427	437	1,279	418	1,194	366	1,102	342	1,038	326	990	308	968	282	903
青森県	11	31	7	23	9	29	7	24	6	20	7	21	7	18	5	10	5	21	5	13	2	9
岩手県	44	60	34	41	41	56	32	39	27	35	28	34	29	38	23	29	20	30	23	37	23	32
鳥根県	11	28	12	27	9	17	9	20	11	20	9	25	11	22	10	19	9	21	8	14	4	13
熊本県	30	110	24	96	25	100	21	100	19	104	21	88	21	92	24	104	19	100	24	113	23	116
宮崎県	6	22	6	19	6	15	6	14	7	25	7	20	3	10	3	9	4	5	5	6	5	12
その他	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道外計	103	252	84	207	90	217	75	197	70	204	72	188	71	180	65	171	57	177	65	183	57	182
総計	715	2,116	654	1,906	602	1,710	566	1,624	507	1,483	490	1,382	437	1,282	407	1,209	383	1,167	373	1,151	339	1,085

農用馬の繁殖登録戸数・頭数の推移

	20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30	
	戸数	頭数																				
石狩	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2			1	1	1	1	2	2	1	2
渡島	4	5	7	9	4	8	5	8	4	5	5	9	2	2	5	5	3	5	7	12	8	16
松山	8	10	8	14	10	11	5	5	8	9	7	10	5	9	3	5	4	5	9	12	3	3
後志	4	5	3	3	2	2	1	1	1	4			3	3	3	3	1	1	2	2	1	1
胆振	5	5	7	7	4	5	2	2		4	4	4	4					2	3	1	1	
日高	10	13	3	4	5	5	6	8	1	1	7	10	5	5	3	4	2	2	4	6	2	2
空知	4	5	10	14	5	6	5	15	4	5	10	10	9	10	5	11	5	6	4	9	8	12
上川	13	18	8	12	7	10	13	19	6	10	6	11	5	9	10	16	12	23	3	4	5	6
宗谷・留萌	4	5	2	2	2	2	3	5	1	2	1	1			2	2					2	2
網走	13	39	12	18	9	11	3	9	8	12	5	6	8	12	7	10	4	12	8	20	9	11
釧路	40	57	48	57	48	82	46	56	35	41	24	45	33	48	26	40	34	54	31	47	27	40
根室	24	43	26	39	24	28	24	30	21	35	22	34	22	31	16	31	14	19	12	17	16	25
十勝	45	67	51	68	42	77	32	43	23	36	30	42	28	46	19	28	36	59	26	49	29	58
センター	1	19	1	21	1	17	1	18	1	23	1	21	1	19	1	19	1	21	1	20	1	23
北海道計	176	292	187	269	164	266	147	220	114	184	124	205	125	198	101	175	117	208	111	203	113	202
青森県	4	4	2	4	4	8	4	8	4	5	2	4	1	1	3	5	2	6	2	4	4	7
岩手県	10	10	12	12	5	5	9	10	10	11	13	15	4	6	8	9	6	7	7	7	7	7
鳥根県	3	3	6	9	4	4	7	8	4	7	5	9	2	2			2	4	2	2	4	8
熊本県	5	13	12	24	12	24	8	16	11	21	11	13	12	47	6	21	11	25	11	27	12	32
宮崎県	3	6			1	1	2	2	4	9			2	4			2	3	3	4	2	8
その他	1	2	7	17	1	2	1	4	1	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	5	2	6
道外計	26	38	39	66	27	44	31	48	34	54	32	43	22	63	18	36	24	46	26	49	31	68
総計	202	330	226	335	191	310	178	268	148	238	156	248	147	261	119	211	141	254	137	252	144	270



種類別飼養頭数の推移

(単位：頭)

年次	軽種馬	農用馬	乗用馬	小格馬	在来馬	肥育馬	合計
平成20	45,299	8,888	15,829 (15,248)	1,178	1,860	10,098	83,152
21	44,764	8,215	15,846 (15,242)	1,069	1,833	9,035	80,762
22	43,954	7,716	16,147 (15,543)	1,119	1,857	10,628	81,421
23	42,880	7,190		955	1,784		74,610
24	42,195	6,676		743	1,963		75,199
25	41,367	6,208		624	1,879		74,302
26	40,794	5,880	15,475	672	1,817	9,081	73,977
27	40,867	5,105		669	1,817		69,041
28	41,120	5,052		625	1,749		74,092
29	41,959	5,115		597	1,708		74,660
30					1,654		

(注) 乗用馬の () 内は、乗馬施設で供用されている馬で内数

斜線はデータなし。26年の乗用馬、肥育馬は参考値で、22年以前のデータとの関連性はない。

平成23年から26年の総飼養頭数は、消費安全局動物衛生課調べ「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等」

日本在来馬の飼養頭数の推移

(単位：頭)

馬種 年度	北海道 和種馬 (北海道)	木曾馬 (長野県)	野間馬 (愛媛県)	対州馬 (長崎県)	御崎馬 (宮崎県)	トカラ馬 (鹿児島県)	宮古馬 (沖縄県)	与那国馬 (沖縄県)	計
平成21年	1,223	155	74	29	113	125	31	83	1,833
22	1,198	159	80	32	111	121	37	119	1,857
23	1,148	162	66	29	80	128	30	141	1,784
24	1,345	164	60	28	87	114	35	130	1,963
25	1,256	156	50	31	91	121	40	134	1,879
26	1,226	144	49	34	88	119	45	112	1,817
27	1,205	143	48	38	95	118	50	120	1,817
28	1,106	150	53	39	102	123	46	130	1,749
29	1,059	138	51	40	112	130	48	130	1,708
30	1,029	131	50	40	116	125	43	120	1,654

資料：(公社)日本馬事協会調べ(各保存団体報告値)

日本在来馬保存会の発足及び登録開始時期等

馬種	保存会発足年月	登録開始年月日	備考
北海道和種馬	昭和51年6月	昭和54年6月1日	平成16年10月 北海道文化遺産選定
木曾馬	昭和44年10月	昭和51年4月1日	昭和58年 長野県指定天然記念物
野間馬	昭和53年6月	平成12年9月14日	昭和63年 今治市指定天然記念物
対州馬	昭和47年7月	昭和54年4月1日	—
御崎馬	昭和43年4月	—	昭和28年 国指定天然記念物
トカラ馬	昭和48年11月	—	昭和28年 鹿児島県指定天然記念物
宮古馬	昭和55年4月	平成18年4月1日	平成3年 沖縄県指定天然記念物
与那国馬	昭和50年10月	平成24年4月1日	昭和44年 与那国町指定天然記念物

輓系・乗系馬の血統登録頭数

(単位：頭)

年度	道県	北海道	青森県	岩手県	熊本県	宮崎県	その他	合計
平成21年		1,890	23	58	114	19	48	2,152
22		1,640	31	81	126	15	43	1,936
23		1,604	25	59	118	14	40	1,860
24		1,445	20	58	115	25	38	1,701
25		1,387	21	63	95	20	44	1,630
26		1,260	18	60	95	10	36	1,479
27		1,193	10	54	110	9	30	1,406
28		1,164	21	49	103	5	44	1,386
29		968	13	37	113	6	14	1,151
30		1,094	1	53	118	12	39	1,317

輓系・乗系馬の繁殖登録頭数

(単位：頭)

年度	道県	北海道	青森県	岩手県	熊本県	宮崎県	その他	合計
平成21年		318	4	16	26	1	30	395
22		306	11	12	24	1	23	377
23		257	8	11	19	2	25	322
24		215	5	18	23	9	24	294
25		231	4	18	13	0	23	289
26		224	1	7	49	4	9	294
27		197	5	13	23	0	16	254
28		247	6	7	26	3	13	302
29		203	4	7	27	4	7	252
30		240	5	9	36	8	34	332

III

馬の登録と生産指導

1. 馬の登録

馬の血統と個体識別を明確にし、繁殖成績を記録することによって馬の改良増殖を図るには登録が必要不可欠である。当協会は軽種馬以外の馬について血統登録と繁殖登録を行い、当分の間の措置として補助血統登録と補助繁殖登録を行ってきたが、補助繁殖登録は平成30年12月をもって終了した。

2. 馬の生産指導

(1) 農用馬

全国に配置中の種雄馬について管理状況を把握するとともに、種雄馬管理者に対して飼養管理技術の向上を図るための指導を行った。

農用馬の生産振興を図るため、技術者または指導者を対象とする講習会の開催、巡回生産技術指導を行う農協、農協連等に対し、指導奨励金を交付した。

地域の実情に即した農用馬の生産振興策を検討するため、ブロック会議を開催した。

馬の診療技術者の養成及び生産技術の向上を図るため、平成23年度から診療技術研修会を開催した。

ばんえい競馬の競走馬資源を確保するため、生産指標となる基幹競走の出走馬の生産者に対し、生産者賞を交付した。また、帯広市が2歳馬競走の優勝馬に生産者賞を交付する事業に助成した。

(2) 乗用馬

乗用馬生産関係団体の技術者及び生産者を対象とした現地研修会を開催した。

現地に適した生産体制についての検討会を開催するとともに、乗用馬市場の円滑な実施とせり名簿の作成について助言、協力し、作成経費を助成した。乗用馬市場のリーフレットやポスターを作成し、広報に努めた。

乗用馬市場で繁殖用の雌馬を購入し、日本中央競馬会からの寄贈馬とともに、主要な生産地に貸し付けた。

(3) 在来馬

現地連絡会議に出席し、平成 21 年度に全国在来馬担当者会議、22 年度に日本在来馬保存活用全国会議、30 年度に日本在来馬の保存活用推進のための連絡会議を開催した。

ホームページに各馬種を紹介するコーナーを設けた。

トカラ馬について平成 26 年度に現地調査を行った。

在来馬の保存登録は北海道和種馬、木曾馬、野間馬、対州馬、宮古馬について実施してきたのに加え、平成 29 年度から与那国馬についても実施した。

3. 種馬の配置

下記表のとおり適正に配置した。

家畜改良センター十勝牧場における純血種馬繁殖資源を更新するため、平成 23 年度と 29 年度にフランスから種雄馬を輸入した。雌馬の側からの更新も必要であるため、30 年度には初めて種雌馬を輸入し、十勝牧場へ配置した。

日本馬事協会配置種馬（平成 21～30 年度）

家畜改良センター有借受農用種雄馬

年度	馬名	毛色	生年	父	母	配置先
----	----	----	----	---	---	-----

ペルシュロン

21	馴磁	青	19	コブー	石爵	ホクレン函館支所
	優熔	芦	14	大裕	輝頂	熊本県畜協
22	芯福	芦	20	トウカイシンザン	裕地	釧路農協連
	禄宙	青	20	メネシスドゥムーラン	容篤	九戸畜協
	禄佳	青	20	メネシスドゥムーラン	駕駿	熊本県畜協
	トウカイシンザン	青	11	ジーム	姫栄	十勝農協連
23	袴硬	青	21	メネシスドゥムーラン	鉄潤	十勝農協連
	灼情	青	19	優熔	浄懸	上川生産連
24	祇丸	青	22	メネシスドゥムーラン	鉛山	盛岡畜協
	忍錦	青	21	トウカイシンザン	燃論	熊本県畜協
25	行閑	青	23	禪福	静駿	熊本県畜協
	悦温	青	23	トウカイシンザン	炭洋	上川生産連
26	耀計	青	24	灼情	生祥	根室生産連
	恭廷	青	24	芯情	宮祥	熊本県畜協
27	征千	青	25	禪福	令騷	ホクレン札幌支所

年度	馬名	毛色	生年	父	母	配置先
27	淳堂	芦	25	芯情	禮瑞	熊本県畜協
28	滴丸	芦	25	ユネスコドテューレ	鉛山	ホクレン北見支所
	惹紫	青	26	芯情	綾灯	島根県農協
	游温	芦	26	ユネスコドテューレ	炭洋	熊本県畜協
	游人	芦	26	ユネスコドテューレ	主悠	ホクレン苫小牧支所
29	芯情	青	20	トウカイシンザン	浄懸	熊本県畜協
	往磐	芦	27	禅福	岩驚	熊本県畜協
	往裕	青	27	禅福	抜悦	釧路農協連
	禅福	芦	19	メネシスドムーラン	裕地	ホクレン苫小牧支所
30	徒宝	芦	28	禅福	舟馴	島根県農協
	滯恩	芦	28	ユネスコドテューレ	炭洋	熊本県畜協
	滯鍛	芦	28	ユネスコドテューレ	磁祿	丸泉寺牧野農協

ブルトン

21	蜂蓮	栗	19	ラヴリードレトワール	束槍	熊本県畜協
	蜂健	栗	19	ラヴリードレトワール	権槍	熊本県畜協
	粒桃	栗	19	ネスタードカリュー	梅琉	ホクレン倶知安支所
	粒学	栗	19	ネスタードカリュー	勉斬	都城農協
	槍参	栗	11	ダルトニヤン	拝陽	ホクレン札幌支所
22	蜜鷗	栗	20	ラヴリードレトワール	鳳玷	ホクレン札幌支所
	音桃	栗	20	ネスタードカリュー	梅琉	盛岡畜協
	音毛	栗	20	ネスタードカリュー	鳶玷	熊本県畜協
	蜜磨	栗	20	ラヴリードレトワール	研鋒	こばやし農協
23	章鳶	栗	21	ネスタードカリュー	鵜槍	ホクレン函館支所
	蠟毛	栗	21	ラヴリードレトワール	鳶玷	根室生産連
	章隼	栗	21	ネスタードカリュー	鳶球	東通村産業振興公社
	章磨	栗	21	ネスタードカリュー	研鋒	安比高原放牧組合
	章謹	栗	21	ネスタードカリュー	参影	遠野市畜産振興公社
24	螢鳶	栗	22	ラヴリードレトワール	鵜槍	ホクレン函館支所
	競回	栗	22	ネスタードカリュー	鳶蟹	ホクレン岩見沢支所
	競湖	栗	22	ネスタードカリュー	畔尖	盛岡畜協
	競甲	栗	22	ネスタードカリュー	亀鐘	熊本県畜協
	競国	栗	22	ネスタードカリュー	皇蟹	熊本県畜協
25	鈴鎧	栗	23	ラヴリードレトワール	兵笠	田名部畜協
	鈴柚	栗	23	ラヴリードレトワール	梅球	ホクレン岩見沢支所
	蠟吹	栗	21	ラヴリードレトワール	笛尖	熊本県畜協
26	粹甲	栗	24	粒鴨	亀鐘	熊本県畜協
	楼髪	栗	24	蠟吹	鳶球	ホクレン苫小牧支所
27	集本	栗	25	蠟吹	館競	都城農協
28	嵩学	柝栗	26	ウルマドユスーケン	隊穿	田名部畜協
	植池	栗	26	蠟吹	藤競	盛岡畜協
29	安風	栗	27	ウルマドユスーケン	鷹笠	ホクレン北見支所

年度	馬名	毛色	生年	父	母	配置先
29	安池	栗	27	ウルマドユスーケン	藤競	熊本県畜協
	朔学	栗	27	鈴風	隊穿	根室生産連
	粒鴨	栗	19	ネスタードカリユ	飛琉	盛岡畜協
30	糊嵩	栗	28	粒鴨	詣蜃	つがるにしきん農協
	権崎	栗	28	ウルマドユスーケン	登章	こばやし農協
	朗雁	栗	28	鈴風	鴨穿	ホクレン函館支所

日本馬事協会有種馬

年度	馬名	品種	毛色	生年月日	生産地	配置先
	父					

農用種雄馬

21	グレートサンデー	半血	鹿	11. 2. 12	平取町	十勝農協連
	半血・マルトセンリョウ		半血・イブリハヤブサ			
	カネタマル	半血	栗	14. 4. 8	釧路市	ホクレン北見支所
	半血・ヤエノテンリュウ		半血・ホツカイサカエ			
22	ホクトキング	半血	鹿	13. 4. 21	陸別町	根室生産連
	半血・ハッコウダキング		半血・龍姫			
	ツジノコウフク	日晩	青	15. 5. 30	厚沢部町	上川生産連
	ベル系・フクイチ		半血・ツジノサファイヤ			
23	ヤマノミント	半血	鹿	13. 4. 1	陸別町	上川生産連
	半血・華旭		半血・勝娘			
	ニシキダイジン	半血	鹿	13. 5. 3	足寄町	十勝農協連
	半血・カゲイサム		ベルジ・ローラ			
	ウルマドユスーケン	ブル	栗	20. 4. 21	仏国	家畜改良センター
	ブル・Rosco de Gueri		ブル・Lady de Gueri			
	ユネスコドテューレ	ベル	芦	20. 5. 2	仏国	家畜改良センター
	ベル・Picasso des Hates		ベル・Lambada15			
24	ナリタボブサップ	半血	鹿	14. 4. 10	陸別町	十勝農協連
	半血・華旭		半血・龍姫			
25	イサムフジ	日晩	鹿	15. 3. 16	美深町	釧路農協連
	半血・ウメノセイウン		半血・優光			
	アローファイター	日晩	青	16. 4. 18	白糠町	十勝農協連
	ベル系・コガネサクセス		半血・宝富士			
26	ホツカイヒカル	日晩	鹿	16. 4. 12	釧路市	ホクレン札幌支所
	半血・ホツカイニセイ		半血・マコト寿			
	レットダイヤ	日晩	鹿	19. 3. 30	豊頃町	ホクレン北見支所
	半血・タケタカラ		半血・ミクニレンショウ			
	オオノトップ	日晩	青	16. 4. 12	足寄町	釧路農協連
	ベル系・ダイヤシンボリ		半血・和姫			
27	インフィニティー	日晩	鹿	18. 4. 4	標茶町	十勝農協連
	半血・フジエーカン		半血・クインフェア			
	ホリセンショウ	日晩	栗	17. 3. 23	幕別町	釧路農協連
	半血・タケタカラ		半血・北光			

年度	馬名		品種	毛色	生年月日	生産地	配置先
	父						
28	キタノタイショウ	日輓	栗	栗	18.6.2	豊頃町	釧路農協連
	半血・ダイヤキンショウ						
29	ホンベツイチバン	日輓	鹿	鹿	19.6.11	本別町	ホクレン札幌支所
	半血・マコトファイヤー						
	ダイコクパワー	日輓	鹿	鹿	22.3.25	豊頃町	ホクレン苫小牧支所
	半血・ウンカイ						
	スピードフジ	日輓	栗	栗	21.4.21	士幌町	釧路農協連
	半血・クリフジ						
	ファビュラー	ブル	栗	栗	27.2.14	仏国	家畜改良センター
	ブル・Copain de l'Hommee						
	エランドネスク	ベル	芦	芦	26.5.15	仏国	家畜改良センター
	ベル・Rimbaud des Hates						
30	ニシキエーカン	日輓	栗	栗	21.5.5	幕別町	根室生産連
	半血・マルニエーカン						

乗用種雄馬

23	アンタレス	ウエス	栗	栗	20.5.3	標茶町	宮内庁御料牧場
	ウエス・パンサー						
25	ヴィクトヴァーリン	日スポ	黒鹿	黒鹿	25.3.11	遠野市	(29.1.17育成中廃用)
	ハノ・ヴァーリントン W						
30	ウェルダン	ベルギー温	栗	栗	11.5.13	白国	遠野市畜産振興公社
	ベルギー温・KASHMIR VAN SCHUTTERS HOF						

農用種雌馬

30	フランシーヌ4	ブル	栗	栗	27.4.4	仏国	家畜改良センター
	ブル・Atao de la Forge						
	エクリプス	ブル	栗	栗	26.5.30	仏国	家畜改良センター
	ブル・Baltazar de Kerherve						
	フィオナドボーソレイユ	ベル	青	青	27.6.4	仏国	家畜改良センター
	ベル・Arnac de St Aignan						
	フェトリエールダトゥ	ベル	芦	芦	27.4.12	仏国	家畜改良センター
	ベル・Touklo d'Horjad						

乗用種雌馬

21	アベリアヴァリパール	日スポ	鹿	鹿	20.6.2	遠野市	遠野市乗用馬生産組合
	トラ・ヴァリシモ						
22	鳴桜嚙	半血	鹿	鹿	9.7.3	別海町	遠野市乗用馬生産組合
	アア・ピットヒヤク						
	ユニック	KWPN	栗	栗	13.10.15	蘭国	根釧乗用馬生産育成振興会
	KWPN・Osmium						
	ウルグレット E・T	半血	鹿	鹿	7.5.1	十勝牧場	遠野市乗用馬生産組合
	サラ・エイシンハリケーン						
	ロレンジア	日スポ	鹿	鹿	21.3.10	八戸市	遠野市乗用馬生産組合
	ウエス・フリーデンスラート						

年度	馬名	品種	毛色	生年月日	生産地	配置先
	父		母			
23	ハヤミドリⅢ	セフ	栗	10.5.6	遠野市	遠野市乗用馬生産組合
	セフ・パスカルⅡ		半血・ハヤグリーン			
	ヴァリスラート	日スポ	鹿	21.4.17	遠野市	遠野市乗用馬生産組合
	トラ・ヴァリシモ		日スポ・スラートマリー			
24	キキ・オスカルⅢ	日スポ	鹿	24.3.8	遠野市	遠野市畜産振興公社
	ウエス・フリーデンスラート		セフ・フロドラ・キキ			
	ブラックバチア	日スポ	青	18.2.10	標茶町	根釧乗用馬生産育成振興会
	サラ・バチアー		アア・ギャロップレディ			
25	ベルローズ	個体識別証明	黒鹿	不詳	白国	遠野市畜産振興公社
	不詳		不詳			
	舞姫	日乗	鹿	15.6.10	根室市	根釧乗用馬生産育成振興会
	ウエス・パンサー		トロ・千姫			
26	ヴィッテル	KWPN	鹿	14.5.4	白国	遠野市畜産振興公社
	KWPN・Emilion		ベルギー温・Parina			
	ミナミシャネルⅣ	日スポ	栗	25.6.4	遠野市	遠野市乗用馬生産組合
	ハノ・ヴァーリントン W		ベルギー温・ココシャネル			
27	ガーネット	日スポ	青	25.3.22	標茶町	根釧乗用馬生産育成振興会
	KWPN・ポジタノ		ウエス・カクテルドレス			
28	フリーロンドンⅡ	ウエス	芦	18.4.13	遠野市	遠野市乗用馬生産組合
	ウエス・フリーデンスラート		日スポ・ロンドンフォッグ			
	トゥーランドット	ウエス	鹿	18.4.17	標茶町	日本純血アラブ馬協会
	ウエス・パンサー		ウエス・パロディー			
	マディトウノ	日スポ	黒鹿	26.4.12	遠野市	遠野市乗用馬生産組合
	ハノ・マディクシー		日スポ・ヴァリサクラ			
29	カサノバZ	ザンガーシェイド	栗	18.5.22	白国	遠野市乗用馬生産組合
	SBS・Kervian de St Hermelle		ハノ・Fools Day			
	マリアージュ	日乗	芦	27.4.25	根室市	根釧乗用馬生産育成振興会
	ウエス・パールマン		トロ・千姫			
30	ヴィジョイスダンス1	日スポ	黒鹿	29.3.28	奥州市	根釧乗用馬生産育成振興会
	日スポ・ヴィクトーシモ		ハノ・ダブルダンス			

4. 馬の輸入精液証明書発給等事業

当協会は平成29年10月23日、内閣総理大臣から公益目的事業に馬の輸入精液証明書発給等事業を追加することを認められた。これを受け、29年度は当協会が試験的に10本の凍結精液を輸入して自ら証明書を発行し、30年度は輸入代理店2社に1,067枚の証明書を発給した。

【付録】

日本馬事協会配置種雄馬（昭和50年～平成30年供用）

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
----	----	----	-----	-----

国有・家畜改良センター有借受馬

ペルシュロン

楓鐘	芦	43	十勝牧場	熊本県一の宮町50（46～供用）
楓朝	芦	43	十勝牧場	網走・紋別市50～58（46～供用）
菅中	芦	45	十勝牧場	根室・根室市50～54、別海町55（48～供用）
虹裁	青	46	十勝牧場	釧路・釧路市50～53、阿寒町54～55、弟子屈町56～60（49～供用）
協北	芦	47	十勝牧場	釧路・釧路市50
厳裁	芦	48	十勝牧場	十勝・浦幌町51～55、日高・平取町56～59
路川	青	48	十勝牧場	根室・根室市51
路説	青	48	十勝牧場	長崎県島原市51
路親	芦	48	十勝牧場	後志・真狩村51～54
碧裁	芦	49	十勝牧場	岩手県安代町52～56
巻節	芦	49	十勝牧場	日高・日高町52～60
村錦	青	49	十勝牧場	十勝・池田町52～59、青森県東北町60
協裁	青	47	十勝牧場	根室・根室市52～55
巻竹	芦	49	十勝牧場	鹿児島県牧園町52～55
山地	芦	50	十勝牧場	青森県七戸町53～57
山久	芦	50	十勝牧場	釧路・白糠町53～55
桂錦	芦	51	十勝牧場	十勝・浦幌町54～59、根室・根室市60～61、標津町62
協尊	芦	51	十勝牧場	釧路・標茶町54～59
協海	青	51	十勝牧場	根室・根室市54～56
栄直	青	52	十勝牧場	釧路・鶴居村55～4（4譲渡）
栄神	青	52	十勝牧場	十勝・足寄町55～62
繁錦	青	52	十勝牧場	根室・根室市55～59、62～2、別海町60～61
孟朝	青	53	十勝牧場	十勝・音更町56～60
岳雪	芦	53	十勝牧場	根室・根室市56～61、石狩・恵庭市62
栄情	芦	52	十勝牧場	根室・根室市57～62、別海町63～2
林悦	青	54	十勝牧場	網走・滝上町57～62、石狩・恵庭市63～2
林福	青	54	十勝牧場	釧路・阿寒町57～59
林上	青	54	十勝牧場	青森県十和田湖町57～62、東北町63～元
胆勢	芦	55	十勝牧場	日高・えりも町58～62、栃木県那須町63～元
胆孝	芦	55	十勝牧場	十勝・足寄町58～60、渡島・函館市61～2
潤竹	芦	55	十勝牧場	岩手県遠野市58～59
米直	青	55	十勝牧場	根室・別海町58～59、中標津町60～63
碩勢	青	56	十勝牧場	桧山・今金町59～62、上川・士別市63
碩綾	青	56	十勝牧場	根室・根室市59～63、中標津町元
マジエステイツク	青	51	米国	十勝・本別町60、青森県東北町61～62
岩定	芦	57	十勝牧場	青森県田子町60～2、東通村3～4（4.5.22死亡）
楓石	芦	43	十勝牧場	十勝・帯広市60～61
功銘	芦	58	十勝牧場	根室・別海町61～3、中標津町4（4.8.21廃用）
功得	芦	58	十勝牧場	渡島・鹿部町61～63（63.6.7死亡）
瑞水	芦	58	十勝牧場	青森県五戸町61～2（2譲渡）
啓忠	芦	59	十勝牧場	桧山・奥尻町62～2、長崎県島原市3～5（5.11廃用）
関蜜	芦	59	十勝牧場	根室・根室市62～4（4.6.12死亡）
沼楽	芦	60	十勝牧場	青森県十和田湖町63～5（5.8.20譲渡）
沼義	芦	60	十勝牧場	根室・根室市63～5、中標津町6～7（7.7.25譲渡）
沼徳	芦	60	十勝牧場	石狩・当別町63～4、青森県東通村5～9（9.7.18譲渡）
沼田	芦	60	十勝牧場	根室・根室市63～3（3.7.19死亡）
愛会	芦	61	十勝牧場	石狩・厚田村元～6、胆振・穂別町7～8（8.7.26譲渡）
平美	青	61	十勝牧場	青森県七戸町元～5（5.8.20譲渡）
愛長	芦	61	十勝牧場	岩手県軽米町元～2（2.8.22譲渡）
克勸	芦	62	十勝牧場	根室・中標津町2～7、根室市8～11（11.7.19廃用）
愛汐	芦	61	十勝牧場	十勝・足寄町2～9（9.3.31廃用）
克潮	芦	62	十勝牧場	熊本県一の宮町2～6（6.8.1譲渡）
翔楽	芦	63	十勝牧場	上川・士別市3（4種付セズ、4.8.10廃用）

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
舞裕	芦	63	十勝牧場	青森県東北町3~4 (4.10.13廃用)
舞念	青	63	十勝牧場	岩手県軽米町3~5 (5.9.13廃用)
克江	芦	62	十勝牧場	宮崎県高崎町3~4 (5.5.6廃用)
道命	芦	元	十勝牧場	根室・根室市4~7 (7.7.25譲渡)
武潮	青	57	十勝牧場	上川・士別市4~17 (3センターより派遣、18.2.2死亡)
道寛	芦	元	十勝牧場	網走・小清水町4~7 (7.7.25譲渡)
明命	芦	2	十勝牧場	根室・根室市5~8 (8.7.26譲渡)
明財	芦	2	十勝牧場	日高・えりも町5、浦河町6 (7.2.14廃用)
嬌清	芦	2	十勝牧場	青森県東通村5~7 (7.4.6死亡)
嬌慈	芦	2	十勝牧場	岩手県軽米町5~9 (9.7.18譲渡)
大裕	青	3	十勝牧場	青森県七戸町6~12 (12.7.1返納、16.8.31再借受) 根室・別海町17~18 (18.12.15死亡)
厚君	芦	3	十勝牧場	岩手県軽米町6~9 (9.9.9死亡)
厚青	芦	3	十勝牧場	長崎県島原市6~10 (10.8.26死亡)
大寛	芦	3	十勝牧場	根室・別海町7~11 (11.7.22譲渡)
大麒麟	青	62	本別町	十勝・大樹町7~9、上川・美深町10~14 (15.1.20廃用)
服汐	芦	4	十勝牧場	青森県東通村7~10 (10.7.10譲渡)
桐舎	芦	5	十勝牧場	根室・中標津町8~12 (12.7.22譲渡)
桐信	芦	5	十勝牧場	青森県むつ市8~13、田子町14~15 (15.9.17廃用)
超輝	芦	5	十勝牧場	岩手県西根町8~14 (14.12.20廃用)
赤汀	芦	6	十勝牧場	根室・根室市9~12 (12.7.22譲渡)
勝純	芦	6	十勝牧場	青森県田子町9~13、むつ市14~17 (17.12.8死亡)
赤碩	芦	6	十勝牧場	岩手県遠野市9~13 (13.11.22廃用)
剋命	青	7	十勝牧場	岩手県滝沢村10~17、玉山村／盛岡市18~20、22、野田村21、 桧山・奥尻町23~24 (25.6.24廃用)
釧信	芦	8	十勝牧場	十勝・足寄町11~18 (18.4.28廃用)
肖命	青	8	十勝牧場	十勝・池田町11~16 (16.12.10廃用)
釧鉄	芦	8	十勝牧場	根室・根室市12~15 (15.7.3廃用)
懸蔵	芦	9	十勝牧場	根室・別海町12~14 (14.8.23廃用)
蘭藍	青	9	十勝牧場	釧路・阿寒町12、釧路市13~20、岩手県盛岡市21~24 (25.3.8廃用安楽死)
遠印	芦	10	十勝牧場	根室・根室市13~17 (17.5.25廃用)
萬生	芦	10	十勝牧場	空知・北村13~17 (18.3.3死亡)
遠命	芦	10	十勝牧場	青森県東通村13~18 (18.5.8廃用)
倫福	芦	10	十勝牧場	長崎県島原市13、国見町／雲仙市14~22 (22.8.25死亡)
欧寛	芦	11	十勝牧場	釧路・白糠町14~24、熊本県熊本市24~25 (26.7.24廃用)
欧寶	青	11	十勝牧場	十勝・陸別町14~25 (25.10.4廃用)
論熔	芦	12	十勝牧場	根室・別海町15~18 (18.6.28廃用)
論浄	芦	12	十勝牧場	青森県むつ市15~22、東通村23~26、岩手県盛岡市27~28 (29.3.16廃用)
論容	芦	12	十勝牧場	岩手県遠野市15~18、青森県東通村19~21 (21.7.16廃用)
尚祭	青	13	十勝牧場	根室・別海町16 (16.7.7死亡)
管同	芦	13	十勝牧場	釧路・音別町16~18、弟子屈町19~20 (21.7.28廃用)
輪良	芦	13	十勝牧場	上川・旭川市16~18、士別市19~24、桧山・奥尻町25~30
尚駕	青	13	十勝牧場	青森県田子町16~18、釧路・標茶町19~25、弟子屈町26~30
篤沖	芦	14	十勝牧場	青森県むつ市17~29 (29.10.27廃用)
山藍	芦	14	十勝牧場	石狩・恵庭市17、空知・浦臼町18~26 (26.11.6廃用)
爵藍	芦	15	十勝牧場	根室・根室市18、別海町19~30
駿福	青	15	十勝牧場	根室・別海町18、根室市19~20 (20.7.3死亡)
爵祭	青	15	十勝牧場	釧路・浜中町18 (18.10.19廃用)
爵宮	芦	15	十勝牧場	岩手県滝沢村18~21 (22.4.30廃用)
雕錦	青	16	十勝牧場	根室・別海町19~22 (22.4.21廃用化製処理)
雕駕	青	16	十勝牧場	釧路・標茶町19~20 (21.2.3廃用)
雕協	青	16	十勝牧場	空知・滝川市19~20 (20.10.15廃用)
驚生	青	17	十勝牧場	根室・中標津町20~28、岩手県盛岡市29~30 (30.3.28死亡)
士令	青	17	十勝牧場	十勝・音更町20~26、網走・北見市27~30
驚錦	青	17	十勝牧場	熊本県熊本市20~25 (25.9.10死亡)
策熔	芦	18	十勝牧場	釧路・標茶町21~25 (25.7.23廃用)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
馴磁	青	19	十勝牧場	桧山・江差町22～26 (26. 8. 21廃用)
優塔	芦	14	十勝牧場	熊本県熊本市22～30
芯福	芦	20	十勝牧場	釧路・浜中町23、熊本県熊本市24～30
トウカイシンザン	青	11	帯広市	十勝・帯広市23～26、網走・滝上町27～30
緑宙	青	20	十勝牧場	岩手県野田村23～25 (25. 9. 20廃用)
緑佳	青	20	十勝牧場	熊本県大津町23～24 (25. 3. 18廃用)
禱硬	青	21	十勝牧場	十勝・陸別町24～30
灼情	青	19	十勝牧場	上川・士別市24～25、剣淵町26～28 (28. 6. 21廃用)
祇丸	青	22	十勝牧場	岩手県盛岡市25～26 (26. 8. 21廃用)
忍錦	青	21	十勝牧場	熊本県熊本市25～29 (29. 12. 18死亡)
悦温	青	23	十勝牧場	上川・士別市26～30
行閑	青	23	十勝牧場	熊本県熊本市26～29 (29. 8. 25廃用)
耀計	青	24	十勝牧場	根室・中標津町27、別海町28～30
恭廷	青	24	十勝牧場	熊本県熊本市27、菊池市28～30
征千	青	25	十勝牧場	石狩・石狩市28～30
淳堂	芦	25	十勝牧場	熊本県阿蘇市28～30 (31. 1. 20死亡)
滴丸	芦	25	十勝牧場	網走・小清水町29～30
游人	芦	26	十勝牧場	渡島・函館市29、熊本県熊本市30
惹紫	青	26	十勝牧場	島根県西ノ島町29～30 (30. 3. 16死亡)
游温	芦	26	十勝牧場	熊本県阿蘇市29、熊本市30
往裕	青	27	十勝牧場	釧路・弟子屈町30
禪福	青	19	十勝牧場	渡島・函館市30
芯情	青	20	十勝牧場	熊本県熊本市30 (31. 3. 28廃用)
往磐	芦	27	十勝牧場	熊本県熊本市30

ベルシュロン系種

朗夕	青	41	十勝牧場	十勝・音更町50～55、豊頃町56～57 (44～供用)
菅正	芦	45	十勝牧場	熊本県菊池市50～54 (48～供用)
紅兆	青	47	十勝牧場	十勝・忠類村50～55、釧路・白糠町56～57
協兆	芦	51	十勝牧場	石狩・当別村54～57
孟日	青	53	十勝牧場	日高・新冠町56～58、宮崎県綾町59
熔釧	青	62	十勝牧場	岩手県遠野市2～8 (8. 7. 26譲渡)

ブルトン

銅柑	栗	43	十勝牧場	釧路・釧路市50～55 (46～供用)
数杏	栗	45	十勝牧場	岩手県大迫町50～52 (48～供用)
豊嵐	栗	46	十勝牧場	岩手県玉山村50～56 (49～供用)
溜改	栗	46	十勝牧場	福島県鹿島町50～52 (49～供用)
蝶武	栗	47	十勝牧場	網走・北見市50～52
蝶問	栗	47	十勝牧場	青森県東通村50～52
聖崇	栗	47	十勝牧場	岩手県安代町50～51
有武	栗	48	十勝牧場	青森県七戸町51～52
道改	栗	48	十勝牧場	沖縄県上野村51～60
有崇	栗	48	十勝牧場	釧路・釧路市51～53、釧路村／町54～59、浜中町60～4 (4譲渡)
織王	栗	49	十勝牧場	岩手県大迫町52～62
桐梅	栗	50	十勝牧場	岩手県軽米町53～58、衣川村59～62
流桃	栗	50	十勝牧場	十勝・足寄町53～元
流王	栗	50	十勝牧場	青森県東通村53～56
鉦梅	栗	51	十勝牧場	十勝・中川町54、豊頃町55～61
鉦力	栗	51	十勝牧場	島根県西ノ島町54
鉦順	栗	51	十勝牧場	岩手県安代町54～55、沖縄県城辺町56
足鯛	栗	51	十勝牧場	島根県知夫村54
充鯉	栗	52	十勝牧場	岩手県遠野市55～57
青梅	栗	52	十勝牧場	網走・訓子府町55～57、北見市58～59
青革	栗	52	十勝牧場	島根県西ノ島町55～元
青国	栗	52	十勝牧場	岩手県浄法寺町55～60、滝沢村61～62、玉山村63～5 (5. 8廃用)
足梯	栗	46	十勝牧場	釧路・浜中町56～61
促梅	栗	53	十勝牧場	岩手県安代町56～59、川井村60、玉山村61～62、滝沢村63

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
促登	栗	53	十勝牧場	沖縄県伊江村56～60
績新	栗	53	十勝牧場	宮崎県高崎町56～元
績薫	栗	53	十勝牧場	釧路・釧路市56～57、白糠町58～61、浜中町62～元、釧路町2
績崇	栗	53	十勝牧場	沖縄県下地町56～59
績国	栗	53	十勝牧場	沖縄県石垣市56～58
練習	栗	54	十勝牧場	岩手県安代町57～62、滝沢村63～5 (5.8廃用)
練教	栗	54	十勝牧場	釧路・標茶町57～59、沖縄県城辺町60～61
跡高	栗	54	十勝牧場	青森県七戸町57～59、佐賀県佐賀市60～61
跡新	栗	55	十勝牧場	沖縄県石垣市58～3 (3.3死亡)
唐笛	栗	55	十勝牧場	岩手県遠野市58～61
唐涼	栗	55	十勝牧場	根室・根室市58～63、4、中標津町元～3 (4譲渡)
唐梅	栗	55	十勝牧場	沖縄県伊江村58～63、上野村元～3 (3廃用)
銀細	栗	56	十勝牧場	岩手県遠野市59～元
紳翠	栗	56	十勝牧場	沖縄県石垣市59～4 (4.7.22廃用)
紳春	栗	56	十勝牧場	渡島・鹿部村59～60、函館市61～62
紳鴻	栗	56	十勝牧場	宮崎県都城市59～7
森修	栗	57	十勝牧場	岩手県西根町60～6
訓勇	栗	57	十勝牧場	岩手県大迫町60～7
貞笛	栗	56	十勝牧場	岩手県滝沢村61～6 (6.8.1譲渡)
締隆	栗	58	十勝牧場	熊本県西合志町61～4 (4.8.9死亡)
締芳	栗	58	十勝牧場	岩手県遠野市61、浄法寺町62 (62.5.20死亡)
臣桜	栗	58	十勝牧場	宮崎県串間市61～5 (5.8.20譲渡)
臣源	栗	58	十勝牧場	岩手県久慈市61～7 (7.7.25譲渡)
臣興	栗	58	十勝牧場	青森県東通村61 (61.11.9死亡)
粹勇	栗	58	十勝牧場	釧路・阿寒町61～9 (9.7.18譲渡)
紡翠	栗	55	十勝牧場	十勝・芽室町62～2、岩手県安代町3～5 (5.8.20譲渡)
織桃	栗	59	十勝牧場	上川・士別市62 (種付セズ、62.3.31死亡)
原秋	栗	59	十勝牧場	熊本県山鹿市62 (62.7.23死亡)
原楼	栗	59	十勝牧場	福島県塙町62～5 (5.8.20譲渡)
原登	栗	59	十勝牧場	宮崎県都城市62～15 (15.4.16廃用)
原溪	栗	59	十勝牧場	鹿児島県南種子町62～2、沖縄県平良市3～6 (6.8.1譲渡)
原鯨	栗	59	十勝牧場	上川・下川町62～9、美深町10～11 (12.1.10死亡)
原将	栗	59	十勝牧場	青森県東通村62～63 (63.6.2死亡)
逐声	栗	59	十勝牧場	熊本県合志町62～2、泗水町3 (3.6.27死亡)
飾究	栗	60	十勝牧場	岩手県浄法寺町63～6 (7.7.25譲渡)
飾身	栗	60	十勝牧場	青森県東通村63～3、栃木県那須町4～6、岩手県滝沢町7、宮崎県都城市8 (8.7.26譲渡)
砲笛	栗	60	十勝牧場	岩手県衣川村63～4 (4.7.21譲渡)
砲芳	栗	60	十勝牧場	岩手県安代町63～2 (2.5死亡)
砲月	栗	60	十勝牧場	鳥根県西ノ島町63～6 (6.8.1譲渡)
順源	栗	60	十勝牧場	宮崎県高崎町63～4 (4.7.15譲渡)
成身	栗	61	十勝牧場	沖縄県下地町63～元 (1.7死亡)
成教	栗	61	十勝牧場	十勝・上土幌町元～4 (4.11.12廃用)
成壯	栗	61	十勝牧場	青森県東通村元～5 (5.4.5死亡)
成光	栗	61	十勝牧場	岩手県野田村元～5 (5.8.20譲渡)
成声	栗	61	十勝牧場	岩手県遠野市元～5 (5.8.20譲渡)
成端	栗	61	十勝牧場	岩手県大迫町元～8 (8.7.26譲渡)
成将	栗	61	十勝牧場	岩手県岩手町元～8、滝沢村9～10 (10.7.10譲渡)
成鯨	栗	61	十勝牧場	長崎県島原市元～8、熊本県泗水町9～15 (15.7.24死亡)
菜教	栗	62	十勝牧場	十勝・足寄町2～7、栃木県那須町8～14 (14.11.15廃用)
菜炎	栗	62	十勝牧場	岩手県西根町2～5 (5.8.20譲渡)
菜訓	栗	62	十勝牧場	鳥根県西ノ島町2～7 (7.7.25譲渡)
菜秋	栗	62	十勝牧場	鳥根県西ノ島町2～4 (4.10.24死亡)
菜恩	栗	62	十勝牧場	熊本県旭志村2～7 (7.9.23死亡)
菜光	栗	62	十勝牧場	熊本県熊本市2 (2.7.21死亡)
菜登	栗	62	十勝牧場	宮崎県綾町2～7 (7.7.25譲渡)
菜剣	栗	62	十勝牧場	鹿児島県大口市2～3 (3.9.20廃用)
律冬	栗	63	十勝牧場	上川・旭川市3～6、美深町7～8 (8.7.26譲渡)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
律禿	栗	63	十勝牧場	桧山・奥尻町3～6 (6.5.13死亡)
名拝	栗	63	十勝牧場	福島県塙町3～7 (8.3.12死亡)
童吹	栗	63	十勝牧場	宮崎県えびの市3～6 (6.6.17死亡)
名殿	栗	63	十勝牧場	鹿児島県南種子町3～7
律民	栗	63	十勝牧場	沖縄県下地町3～5 (5.7.6死亡)
玄景	栗	元	十勝牧場	根室・別海町4～13 (13.11.22廃用)
草空	栗	元	十勝牧場	石狩・恵庭市4～11、熊本県一の宮町／阿蘇市12～21 (21.7.16廃用)
玄勉	栗	元	十勝牧場	青森県東通村4～10 (11.4.9死亡)
優勲	栗	元	十勝牧場	青森県東通村4～10 (10.7.10譲渡)
玄家	栗	元	十勝牧場	岩手県浄法寺町4～11 (11.7.22譲渡)
優教	栗	元	十勝牧場	岩手県滝沢村4～9 (9.7.18譲渡)
立端	栗	元	十勝牧場	岩手県玉山村4～9 (9.7.18譲渡)
優恩	栗	元	十勝牧場	鹿児島県大口市4～5 (5.8.11死亡)
動壯	栗	2	十勝牧場	岩手県衣川村5～15 (15.9.19廃用)
統究	栗	2	十勝牧場	佐賀県久保田町5 (6.2.7廃用)
天髮	栗	2	十勝牧場	宮崎県都城市5 (5.12.9廃用)
動剛	栗	2	十勝牧場	宮崎県小林市5～18 (18.9.17死亡)
動景	栗	2	十勝牧場	鹿児島県国分市5～7 (7.11.6廃用)
岩音	栗	3	十勝牧場	岩手県滝沢村6～11 (11.7.22譲渡)
晴快	栗	3	十勝牧場	岩手県西根町6～9 (9.7.18譲渡)
晴強	栗	3	十勝牧場	岩手県安代町6～10 (10.7.10譲渡)
晴研	栗	3	十勝牧場	岩手県滝沢村6～7 (7.5.21死亡)
晴勉	栗	3	十勝牧場	岩手県野田村6～11 (11.7.22譲渡)
岩翼	栗	3	十勝牧場	熊本県西合志村6～8 (8.8.12死亡)
雪身	栗	4	十勝牧場	青森県むつ市7～13、東通村14～15 (15.7.28廃用)
蒼鶯	栗	4	十勝牧場	岩手県遠野市7～8 (8.11.13廃用)
蒼訓	栗	4	十勝牧場	栃木県那須町7 (7.6.3死亡)
雪殿	栗	4	十勝牧場	熊本県泗水町7～8 (8.6.7死亡)
蒼甘	栗	4	十勝牧場	宮崎県都城市7～13 (14.9.12死亡)
雪彩	栗	4	十勝牧場	鹿児島県大口市7～10 (10.5.21死亡)
雪景	栗	4	十勝牧場	沖縄県平良市7～9 (9.10.24廃用)
原毫	栗	59	十勝牧場	空知・北村8～9 (9.8.5廃用)
傑拝	栗	5	十勝牧場	岩手県滝沢村8～12 (12.7.22譲渡)
傑葉	栗	5	十勝牧場	岩手県久慈市8～14 (14.12.20廃用)
傑彩	栗	5	十勝牧場	鳥根県西ノ島町8 (8.12.19死亡)
凌的	栗	5	十勝牧場	鳥根県西ノ島町8～10 (11.1.21死亡)
凌校	栗	5	十勝牧場	宮崎県小林市8～14 (15.7廃用、17.11.21売却)
凌殿	栗	5	十勝牧場	沖縄県石垣市8～11 (11.7.22譲渡)
傑紅	栗	5	十勝牧場	岩手県大迫町9～10、花巻市11～12 (12.7.22譲渡)
陽鷗	栗	6	十勝牧場	長崎県島原市9～13、国見町14～15 (15.8.25廃用)
源身	栗	6	十勝牧場	熊本県一の宮町9～16 (16.4.17死亡)
陽応	栗	6	十勝牧場	熊本県久木野村／南阿蘇村9～19 (19.12.10廃用)
雪校	栗	4	十勝牧場	宮崎県都城市9～12 (13.6.20廃用)
浦気	栗	7	十勝牧場	岩手県軽米町10～13、九慈市14～19 (19.6.19死亡)
浦鳥	栗	7	十勝牧場	熊本県菊池市10、旭志村11～17、阿蘇市18 (19.3.7死亡)
浦葉	栗	7	十勝牧場	熊本県熊本市10～16 (16.3.31死亡)
浦快	栗	7	十勝牧場	沖縄県城辺町10～13、熊本県泗水町14～17、大津町18 (18.11.14死亡)
剣春	栗	8	十勝牧場	根室・根室市11～27 (27.6.4廃用)
原亀	栗	8	十勝牧場	青森県東通村11～12、宮崎県都城市13～15 (15.5.27死亡)
剣甘	栗	8	十勝牧場	岩手県安代町11～14 (11.10.25廃用)
剣線	栗	8	十勝牧場	岩手県岩手町11～13、栃木県那須町14～17、熊本県熊本市18 (18.6.1死亡)
電雲	栗	9	十勝牧場	日高・日高町12～16、三石町／新ひだか町17～22 (22.6.25廃用)
電快	栗	9	十勝牧場	上川・旭川市12、沖縄県石垣市13～18 (18.4.28廃用)
凱殿	栗	9	十勝牧場	沖縄県石垣市12 (種付1頭、12.2.2死亡)
電鳥	栗	9	十勝牧場	岩手県野田村12～17 (17.9.13廃用)
斬劔	栗	9	十勝牧場	熊本県泗水町12～13 (13.8.18死亡)
電水	栗	9	十勝牧場	熊本県一の宮町／阿蘇市12～17 (17.5.11死亡)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
鋭端	栗	10	十勝牧場	根室・中標津町13、岩手県遠野市14～15 (15. 6. 13廃用)
伯霧	栗	10	十勝牧場	岩手県玉山村13～18 (18. 8. 17死亡)
ファンシュ	栗	5	仏国	根室・別海町14～16、19～24、根室市17～18 (25. 4. 19廃用)
星励	栗	10	十勝牧場	十勝・足寄町14～16 (16. 11. 25廃用)
槍矢	栗	11	十勝牧場	岩手県西根町14～15、滝沢村16～23、25、八幡平市24、26～27、盛岡市28 (27～28種付セズ、28. 3. 30廃用)
珠気	栗	11	十勝牧場	鳥根県西ノ島町14～15 (15. 5. 12死亡)
伯雲	栗	10	十勝牧場	熊本県大津町14～15 (15. 5. 29廃用)
槍葉	栗	11	十勝牧場	宮崎県都城市14～16 (16. 8. 14廃用)
仏強	栗	12	十勝牧場	青森県東通村15～20 (20. 8. 13廃用)
王城	栗	12	十勝牧場	岩手県安代町／八幡平市15、19～22、滝沢村16～18、釧路・標茶町23～24 (24. 5. 17廃用)
仏様	栗	12	十勝牧場	岩手県軽米町15～16 (16. 4. 7廃用)
仏栗	栗	12	十勝牧場	宮崎県小林市15～19 (20. 4. 28死亡)
泰栗	栗	13	十勝牧場	鳥根県西ノ島町16～18 (18. 3. 20死亡)
泰水	枳栗	13	十勝牧場	長崎県国見町／雲仙市17～21 (21. 10. 3死亡)
米業	栗	13	十勝牧場	熊本県大津町16 (17. 1. 27死戦期屠殺)
泰閃	栗	13	十勝牧場	宮崎県都城市16～20 (21. 6. 21死亡)
影鳳	栗	14	十勝牧場	日高・えりも町17～20、日高町21 (21. 7. 16廃用)
影蓮	栗	14	十勝牧場	岩手県衣川村／奥州市17～20 (20. 9. 9廃用)
昆鷹	栗	14	十勝牧場	岩手県軽米町17～19 (19. 8. 15廃用)
影学	栗	14	十勝牧場	熊本県熊本市17～19、菊陽町20 (20. 5. 31死亡)
影鷲	栗	14	十勝牧場	熊本県熊本市17～25 (25. 7. 19廃用)
昆亀	栗	14	十勝牧場	宮崎県都城市17～19 (19. 6. 5死亡)
琉兵	栗	15	十勝牧場	上川・旭川市18～19、石狩・恵庭市20～21 (21. 7. 28廃用)
琉鳳	栗	15	十勝牧場	岩手県滝沢村18～22、八幡平市23 (23. 6. 18死亡)
鉾甘	栗	15	十勝牧場	岩手県野田村18～20 (21. 3. 23廃用)
鉾元	栗	15	十勝牧場	熊本県一の宮町／阿蘇市18～20 (20. 7. 30廃用)
鉾亀	栗	15	十勝牧場	熊本県熊本市18 (18. 5. 6死亡)
玷将	栗	16	十勝牧場	釧路・阿寒町19、釧路市20～21 (21. 10. 6死亡)
蝶登	栗	16	十勝牧場	岩手県盛岡市19～22、24～28、野田村23、八幡平市29～30
蝶学	栗	16	十勝牧場	岩手県遠野市19～23 (23. 6. 21死亡)
玷兵	栗	16	十勝牧場	熊本県熊本市19～25 (25. 6. 1廃用)
蝶飛	栗	16	十勝牧場	熊本県熊本市19 (19. 11. 30廃用)
鋒分	栗	17	十勝牧場	十勝・陸別町20～25 (25. 7. 25廃用)
律霧	栗	17	十勝牧場	岩手県軽米町20～24 (24. 9. 10死亡)
律鷹	栗	17	十勝牧場	熊本県阿蘇市20～23 (24. 2. 19死亡)
律詣	栗	17	十勝牧場	宮崎県都城市20～24 (24. 4. 22死亡)
球軍	栗	17	十勝牧場	宮崎県小林市20～22 (22. 5. 28廃用安楽死)
笠包	栗	18	十勝牧場	日高・えりも町21～24 (24. 10. 12廃用)
鐘畔	栗	18	十勝牧場	上川・旭川市21～26 (26. 10. 23廃用)
蟹健	栗	18	十勝牧場	空知・滝川市21～25、網走・小清水町26～30
蟹文	栗	18	十勝牧場	熊本県阿蘇市21～25 (25. 9. 20廃用)
笠学	栗	18	十勝牧場	熊本県阿蘇市21～22 (22. 7. 9廃用)
槍参	栗	11	十勝牧場	石狩・恵庭市22 (22. 5. 31死亡)
粒桃	栗	19	十勝牧場	後志・京極町22～24、根室・別海町25～27 (27. 10. 19廃用)
蜂蓮	栗	19	十勝牧場	熊本県菊陽町22～23、熊本市24～30
蜂健	栗	19	十勝牧場	熊本県熊本市22～25、大津町26～29 (29. 12. 13廃用)
粒学	栗	19	十勝牧場	宮崎県都城市22～27 (27. 5. 20死亡)
蜜鴿	栗	20	十勝牧場	石狩・石狩市23～27、岩手県軽米町28～30
音桃	栗	20	十勝牧場	岩手県滝沢村／市23～29 (30. 1. 3死亡)
音毛	栗	20	十勝牧場	熊本県阿蘇市23～30
蜜磨	栗	20	十勝牧場	宮崎県小林市23～29 (29. 7. 25死亡)
蠟毛	栗	21	十勝牧場	根室・根室市24～30
章鳶	栗	21	十勝牧場	渡島・函館市24～28 (28. 10. 3廃用)
章隼	栗	21	十勝牧場	青森県東通村24～25 (25. 8. 1廃用)
章磨	栗	21	十勝牧場	岩手県八幡平市24～29、青森県中泊町30
章謹	栗	21	十勝牧場	岩手県遠野市24～29 (29. 8. 25廃用)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
競回	栗	22	十勝牧場	空知・滝川市25、日高・浦河町26～30
螢鳶	栗	22	十勝牧場	松山・奥尻町25～30
競湖	栗	22	十勝牧場	岩手県軽米町25～27 (27.9.20死亡)
競甲	栗	22	十勝牧場	熊本県熊本市25～28 (28.5.2死亡)
競国	栗	22	十勝牧場	熊本県熊本市25 (25.9.20廃用)
鈴柚	栗	23	十勝牧場	空知・浦臼町26～30
鈴鐙	栗	23	十勝牧場	青森県東通村26～29、むつ市30
蟬吹	栗	21	十勝牧場	熊本県阿蘇市26～30
楼髪	栗	24	十勝牧場	渡島・北斗市27～30
粹甲	栗	24	十勝牧場	熊本県熊本市27～29、菊池市30
集本	栗	25	十勝牧場	宮崎県都城市28～30
嵩学	枳栗	26	十勝牧場	青森県東通村29、むつ市30
植池	栗	26	十勝牧場	岩手県滝沢市29～30
朔学	栗	27	十勝牧場	根室・別海町30 (30.12.21廃用)
安風	栗	27	十勝牧場	網走・雄武町30
粒鴨	栗	19	十勝牧場	岩手県盛岡市30
安池	枳栗	27	十勝牧場	熊本県熊本市30

ブルトン系種

辰初	鹿	38	十勝牧場	根室・根室市50 (41～供用)
----	---	----	------	------------------

半血種

竜松	鹿	39	十勝牧場	根室・別海町50～61 (42～供用)
定原	栗	42	十勝牧場	根室・根室市50～55、別海町56 (45～供用)

アラブ

バーディー	鹿	55	静内町	十勝・幕別町9～16、芽室町17、帯広市18～19 (19.9.28死亡)
エンビ	鹿	8	十勝牧場	山梨県小淵沢町／北杜市11～18 (18.10.23死亡)
ケンソウ	芦	9	十勝牧場	根室・中標津町12～22 (22.7.17死亡)
ケンソウノニ	芦	10	十勝牧場	十勝・帯広市13、15～29、清水町14、鹿追町30
賢美	芦	11	十勝牧場	(沖縄県嘉手納町13.11.5死亡)
グレイスコースー	芦	10	十勝牧場	十勝・帯広市20～24 (25.2.13死亡)
慧艶	芦	16	十勝牧場	山梨県北杜市20～25、根室・中標津町26 (26.7.14死亡)

ハフリンガー

マイクジュニア	栗	7	十勝牧場	十勝・帯広市11、13～23、清水町12、音更町24、熊本県熊本市25 (25種付セズ、25.10.21廃用)
---------	---	---	------	---

東京大学有借受馬

クリオージョ

アルバ	月	18	岩間町	根室・中標津町22～25 (一時返却24.5.7～7.31)、別海町26～30
-----	---	----	-----	---

日本中央競馬会有借受馬 → 日本馬事協会有馬

セルフランセ

ビュルボダルトアール	鹿	56	仏国	岩手県遠野市61～9、十勝・幕別町10～13、根室・別海町14～15 (4～協会有、15.10.4死亡)
フロドラジェルベーズ	栗	2	仏国	岩手県遠野市10～17 (12～協会有、17.3.29死亡)

ベルギー温血種

ウエルダン	栗	11	白国	岩手県遠野市30
-------	---	----	----	----------

日本馬事協会有馬

ペルシュロン

第三オデオ	青	38	士幌町	十勝・池田町50～51 (41～供用)
鋭信	青	40	幕別町	根室・中標津町50～54、根室市55～58、別海町59 (43～供用)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
第二詠旭	青	40	幕別町	根室・別海町50～51 (43～供用)
山嵐	青	40	音更町	十勝・士幌町50～51、浦幌町52～53 (43～供用)
ボルール	青	40	仏国	釧路・白糠町50～55 (43～供用)
ウルバン	青	39	仏国	十勝・幕別町50～51、音更町52～53 (43～供用)
十勝ニジエリア	栗	41	幕別町	十勝・鹿追町50～51、大樹町52 (44～供用)
アリスト	青	41	仏国	十勝・豊頃町50～52 (44～供用)
エタロン三世	青	41	幕別町	上川・中富良野町50～51、上富良野町52 (44～供用)
二世ロツシーニ	青	41	音更町	網走・網走市50～59 (44～供用、母明雪)
大鳳	青	41	音更町	空知・沼田町50 (44～供用)
アプレス	青	41	仏国	網走・網走市50～53、桧山・北桧山町54～60 (44～供用)
ニジエリア三世	青	42	幕別町	桧山・上ノ国町50～52 (45～供用)
詠仏	青	42	幕別町	渡島・長万部町50 (45～供用)
ベルサイユ	青	40	仏国	釧路・釧路市50～53 (45～供用)
第二オデオン	青	42	士幌町	十勝・陸別町50、足寄町51～59 (45～供用)
バンコ	青	42	仏国	十勝・大樹町50 (45～供用)
カプリシユー	芦	43	仏国	網走・網走市50～52 (46～供用)
清連	青	44	幕別町	網走・東藻琴村50 (47～供用)
第一桜	青	44	阿寒町	留萌・留萌市50～51、胆振・白老町52 (47～供用)
栄春	青	44	音更町	石狩・当別町50～52 (47～供用)
宝山	青	44	幕別町	空知・深川市50～51 (47～供用)
栄勝	青	44	白糠町	上川・下川町50～61 (47～供用)
二世ロツシーニ	青	44	音更町	釧路・阿寒町50 (47～供用、母五月)
ダンデイ	青	44	仏国	十勝・本別町50～60、池田町61、大樹町62～63、帯広市元～2 (47～供用)
オデオ十勝	青	45	音更町	宗谷・稚内市50 (48～供用)
雄華	青	45	白糠町	釧路・標茶町50～58 (48～供用)
二世ユールガット	青	45	音更町	留萌・天塩町50～52、62～63、胆振・白老町53～59、 網走・北見市60～61 (48～供用)
エドガー	芦	45	仏国	十勝・音更町50～51、新得町52～56、足寄町57～58 (48～供用)
エクラン	芦	45	仏国	釧路・鶴居村50～54、標茶町55～59、十勝・大樹町60 (48～供用)
第十ノマード	青	46	幕別町	後志・蘭越町50～51 (49～供用)
詠春	青	46	幕別町	桧山・江差町50～52 (49～供用)
フラトウール	青	46	仏国	釧路・白糠町50～53、釧路市54～58 (49～供用)
ユレカ	芦	45	仏国	網走・網走市50 (49～供用)
逢水	青	47	釧路市	熊本県一の宮町50～53
栄光	青	47	幕別町	日高・平取町50～54、胆振・白老町55、福島県いわき市56～57
フドル	芦	46	仏国	十勝・幕別町50～54、士幌町55、青森県十和田市56～59、 根室・中標津町60～61
グリフォン	芦	47	仏国	釧路・弟子屈町50～56、浜中町57～62
ゲプランタン	芦	47	仏国	網走・網走市50～56
北俊	青	48	別海町	根室・根室市51～58
第二ウール	青	48	幕別町	根室・標津町51～55、根室市56～元、別海町2
北斗	青	48	釧路市	釧路・釧路村51～52
アルクール	芦	48	仏国	十勝・池田町51～57、音更町58～59、青森県七戸町60～元
ハンブルグ	芦	48	仏国	釧路・阿寒町51～56
栄宝	青	49	白糠町	胆振・白老町52、穂別町53～59
イドロ	芦	49	仏国	網走・網走市52、北見市53～58、雄武町59～60
管宝	青	50	士幌町	上川・東神楽町53、音威子府村54～56、栃木県那須町57～62、 長崎県島原市63～元、宮崎県綾町2
十勝ホープ	青	50	音更町	釧路・釧路村／町53～57、福島県飯館村58～59
チエロキー	青	51	米国	釧路・釧路市54
ムサシ	青	45	白糠町	網走・佐呂間町54～60
栄冠	芦	52	釧路市	釧路・釧路市55～56
ムジーク	芦	53	仏国	十勝・幕別町56、大樹町57～59
ミストラル	芦	53	仏国	釧路・釧路市56～61
タケユキ	青	54	幕別町	桧山・北桧山町57、渡島・鹿部村58、大野町59～60
ゴールドワーク	青	49	幕別町	十勝・芽室町57～60
オリビエ	芦	55	仏国	網走・紋別市58～62、十勝・足寄町63

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
オランピア	芦	55	仏国	根室・根室市58~7
オフイシエ	芦	55	仏国	釧路・白糠町58~3、音別町4~8
仏王	芦	56	帯広市	十勝・帯広市59、日高・浦河町60~2
パリジヤン	芦	56	仏国	釧路・弟子屈町60~63、標茶町元~7
ホマレオーザ	青	52	佐呂間町	釧路・弟子屈町61~5 (5.4.8死亡)
ソラチキリン	青	51	池田町	十勝・上土幌町61~5、幕別町6~8
ローヌ	芦	58	仏国	十勝・足寄町62~3、網走・雄武町4~5 (5.11.3死亡)
レガロン	芦	58	仏国	釧路・釧路市62~3、標茶町4~10
ソノラ	芦	59	仏国	根室・中標津町62~元、別海町2~6 (6.10廃用)
カシヨウ	青	53	白糠町	釧路・浜中町63~4 (4.11廃用)
タケシ	青	53	夕張市	胆振・早来町63~7、空知・北村8、石狩・恵庭市9
タンギー	芦	60	仏国	根室・根室市元~6 (6.3廃用)
ダイシンボーイ	青	58	本別町	釧路・釧路市元~11
ジーム	青	59	帯広市	胆振・虻田町2~7、十勝・帯広市8~12 (12.9.18死亡)
バイキング	芦	62	仏国	十勝・音更町3~7 (7.7.5廃用)
セザール	青	2	仏国	根室・根室市5~11 (12.1.11廃用)
アルバトロス	芦	63	仏国	釧路・鶴居村5~6 (7.1.25死亡)
ボリード	青	元	仏国	釧路・標茶町5~18 (18.8.14廃用)
エブリス	芦	4	仏国	十勝・陸別町7~15 (15.4.15廃用)
エミール	芦	4	仏国	釧路・弟子屈町7~14 (14.12.20廃用)
ダルトニヤン	芦	3	仏国	釧路・白糠町7~13 (13.9.17廃用)
トランブレ	芦	3	仏国	釧路・釧路市7~19 (19.6譲渡)
ギニョレ	芦	6	仏国	釧路・浜中町9~10 (10.5.1廃用)
グレフール	青	6	仏国	釧路・鶴居村9~13、空知・滝川市14~18 (18.10.10廃用)
フラヌールデュゲ	芦	5	仏国	釧路・阿寒町9~16、弟子屈町17~22 (23.1.3死亡)
タツリキ	青	3	白糠町	十勝・幕別町9~17、釧路・釧路市18~19 (19.7.24廃用)
イリス	芦	8	仏国	釧路・標茶町11~15、根室・標津町16~20 (20.9.12死亡)
ユーゴー	芦	7	仏国	上川・美深町11~12、旭川市13~19 (19.8.6廃用)
コプー	青	10	仏国	十勝牧場13~19、根室・別海町20~22 (22.7.16死亡)
ジョウユー	芦	9	仏国	上川・美深町13~22 (22.9.1死亡)
メネシスデュームーラン	芦	12	仏国	上川・旭川市15、十勝牧場16~21、根室・根室市22~23 (根室市で種付セズ、24.10.18廃用)
ユネスコドテューレ	芦	20	仏国	十勝牧場24~29 (29.11.2譲渡)
エランドネスク	芦	26	仏国	十勝牧場30

ペルシュロン系種

輝彦	青	41	音更町	胆振・伊達市50~51 (44~供用)
第二ウルバン	青	45	幕別町	胆振・早来町50~53 (48~供用)
二世アリスト	青	46	音更町	根室・別海町50~52 (49~供用)
新宝	青	47	白糠町	桧山・上ノ国町50~55、石狩・恵庭市56、厚田村58~59
第一春風	青	47	幕別町	宗谷・稚内市50~55、胆振・虻田町56、網走・紋別市57
第二銀鈴	青	47	白糠町	胆振・穂別町50~51
朗光	青	47	池田町	根室・根室市50~55、標津町56、中標津町57~58
桜湖	青	48	幕別町	網走・東藻琴村51~54、上川・上川町55、熊本県一の宮町56、 宮崎県えびの市57~59
栄雄	青	48	幕別町	熊本県鹿本町51~53
日進	鹿	49	土幌町	網走・雄武町52~58
旭典	青	49	幕別町	上川・美瑛町52~62
カツタイホー	青	45	網走市	根室・根室市53~57、留萌・天塩町58~59
カネマル	青	47	東藻琴村	胆振・虻田町54~59、石狩・当別町60
サカエタカラ	鹿	52	更別村	熊本県熊本市55~58
ブラツクパンサー	青	46	網走市	十勝・池田町56~58
ソラチハヤブサ	鹿	54	池田町	石狩・恵庭市57~61
キリンセイハ	黒鹿	55	幕別町	上川・上川町58~63
ハクヒカリ	芦	55	足寄町	青森県東北町58~7
サロマシンザン	青	48	網走市	十勝・新得町58~63
キョクイチ	青	49	本別町	日高・日高町59~6 (6.4廃用)
キンカホウ	黒鹿	50	津別町	十勝・幕別町60~2、青森県田子町3~5 (5.4廃用)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
ホツカイオー	青	50	幕別町	十勝・本別町60～元、網走・紋別市2～3 (3.11廃用)
ウシオドトー	青	53	女満別町	網走・佐呂間町61～2、青森県東通村3～5 (5.4死亡)
トヨタカ	青	54	音更町	宗谷・稚内市元～3 (3.12廃用)
マルモグツド	青	55	虻田町	日高・浦河町2～5 (5.9.16廃用)
リュウセイコウ	鹿	57	下川町	日高・平取町3～7 (7.12.8廃用)
マツノフジ	鹿	57	阿寒町	十勝・豊頃町4～10、長崎県島原市11～12 (12.10.24廃用)
ミスタータツマキ	青	59	帯広市	釧路・鶴居村5～8、阿寒町9 (9.8.18死亡)
ヨシモリ	芦	62	帯広市	釧路・標茶町9～14 (14.10.10廃用)
ダイヤタイショウ	芦	5	白糠町	桧山・北桧山町15～18、後志・京極町19 (19.9.18廃用)

ブルトン

ベルムート	枳栗	40	仏国	十勝・芽室町50～51 (43～供用)
アルフォル	栗	41	仏国	十勝・浦幌町50 (44～供用)
ビジュー	栗	42	仏国	網走・小清水町50～52 (45～供用)
ボヌール	栗	42	仏国	十勝・上土幌町50～51、足寄町52～59、空知・秩父別町60～62 (45～供用)
カボラール	栗	43	仏国	十勝・足寄町50～52、釧路・釧路村53 (46～供用)
カボリー	栗	43	仏国	岩手県久慈市50、軽米町51～55 (46～供用)
ドウイユドウイユ	栗	44	仏国	十勝・浦幌町50～52、渡島・大野町53～54 (47～供用)
ダウー	栗	44	仏国	熊本県一の宮町50～54 (47～供用)
エレガント	栗	45	仏国	十勝・足寄町50～54、青森県十和田市55～59、東通村60～63 (48～供用)
フアンシヨン	栗	46	仏国	十勝・本別町50 (49～供用)
エムバタブル	栗	49	仏国	十勝・上土幌町52～57、熊本県熊本市58～60
オセアン	栗	55	仏国	十勝・音更町58
クエプロ	枳栗	57	仏国	十勝・足寄町60～63、4、幕別町元～3、網走・紋別市5、青森県むつ市6～8
ポルト	栗	56	仏国	釧路・標茶町60～13
リツシユ	栗	58	仏国	十勝・幕別町62～63、足寄町元～2
ラジヤ	枳栗	58	仏国	釧路・釧路市62～元、標茶町2～4 (4.10死亡)
アツパーカット	栗	61	仏国	上川・上川町元～7、当麻町8～9
ボユー	栗	62	仏国	根室・別海町3～7、根室市8 (9.1.30廃用)
バルジヤン	枳栗	62	仏国	釧路・浜中町3～23 (23.8.1死亡)
アルページユ	栗	63	仏国	上川・美深町5～6 (7.1.11死亡)
ダルタニヤン	栗	3	仏国	十勝牧場7～12 (熊本県大津町に移動、12.10.10死亡)
ファナル	栗	5	仏国	岩手県玉山村9～13、滝沢村14～17、青森県東通村18～23 (23.8.27死亡)
オヌール	栗	4	仏国	十勝牧場11～16、石狩・恵庭市17～19 (19.6.15廃用)
ラヴリードレトワール	栗	11	仏国	十勝牧場15～23、釧路・浜中町24、宮崎県都城市25 (25.10.25廃用)
ネスタードカリユ	枳栗	13	仏国	十勝牧場17～21 (21.9廃用)
ウルマドユスーケン	栗	20	仏国	十勝牧場24～29 (29.11.2譲渡)
ファビュルー	枳栗	27	仏国	十勝牧場30

ブルトン系種

第二洪嶺	栗	40	足寄町	網走・北見市50 (43～供用)
洪豊	栗	41	足寄町	上川・和寒町50～52 (44～供用)
初駒	鹿	41	清水町	日高・門別町50 (44～供用)
金勇	栗	42	幕別町	青森県十和田湖町50～52 (45～供用)
第二ナオス	栗	43	音別町	留萌・幌延町50～51、長崎県島原市52～54 (46～供用)
第二太陽	鹿	43	足寄町	網走・美幌町50～51 (46～供用)
第一錦ナオス	栗	43	豊頃町	空知・浦臼町50～51 (46～供用)
賢雲	鹿	44	足寄町	空知・深川市50～55 (47～供用)
ファストヒヤク	栗	45	池田町	上川・剣淵町50～55 (48～供用)
朝勇	栗	47	土幌町	岩手県川井村50
初勇	栗	48	池田町	岩手県久慈市51～60
豊勇	栗	49	本別町	岩手県盛岡市52～55、滝沢村56～57
仁陽	枳栗	49	釧路市	上川・上川町52～56
誉昭	栗	49	浦幌町	渡島・長万部町52～55

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
若十勝	栗	50	浦幌町	後志・倶知安町53、蘭越町54～55、島根県西ノ島町56
青雄	栗	50	豊頃町	空知・奈井江町53、胆振・穂別町54～55、日高・浦河町56～59、熊本県本渡市60～61、沖縄県城辺町62～元
富士錦	栗	50	浦幌町	空知・奈井江町53～56、熊本県熊本市57～59
神竜	栗	50	足寄町	留萌・天塩町53～55
十勝岳	栗	50	豊頃町	熊本県一の宮町53～57
テツナミ	青	48	豊頃町	網走・北見市55～57、滝上町58
キクホウシヨウ	栗	54	足寄町	青森県東通村57～59
キタノテシリユウ	鹿	49	幕別町	胆振・虻田町57～2
タマリユウ	栗	55	足寄町	長崎県島原市58～63
キングテシリユウ	鹿	50	池田町	松山・北松山町60～4 (4.3廃用)

ベルジアン

アキズキ	栗	54	忠類村	十勝・士幌町58～59、鹿児島県南種子町60～61
グリーンエーカーズ	栗	2	加国	十勝・豊頃町5～9、空知・北村10～11 (11.8.3死亡)
ペイトンズ	栗	4	加国	網走・紋別市7～13、滝上町14～15、訓子府町16、常呂町17～20、青森県東通村21～24 (25.1.10廃用)

半血種

宝輝	鹿	39	鶴居村	岩手県大迫町50 (42～供用)
第八コケン	鹿	39	大樹町	根室・根室市50 (42～供用)
ナオス雄	栗	39	豊頃町	十勝・足寄町50～52 (42～供用)
豊益	栗	41	広尾町	網走・佐呂間町50～57 (44～供用)
第三竜花	枋栗	41	鶴居村	岩手県盛岡市50～51 (44～供用)
呂龍	鹿	41	幕別町	空知・美唄市50～52 (44～供用)
キブ栄	栗	42	池田町	上川・音威子府村50～51 (45～供用)
勝山	鹿	42	足寄町	釧路・弟子屈町50 (45～供用)
駿風	鹿	43	本別町	空知・由仁町50 (46～供用)
菊鶴	鹿	43	鶴居村	上川・上富良野町50 (46～供用)
王将	鹿	43	豊頃町	空知・栗山町50～51 (46～供用)
第三キヤンペロ	鹿	43	芽室町	十勝・池田町50～53 (46～供用)
オデコマ	鹿	44	池田町	松山・北松山町50～53、奥尻町54 (47～供用)
緋桜	栗	45	清水町	岩手県軽米町50 (48～供用)
剛容	鹿	45	白糠町	岩手県滝沢村50～55 (48～供用)
南星	鹿	45	南幌町	釧路・釧路市50～51 (48～供用)
常盤	栗	45	足寄町	長崎県島原市50 (48～供用)
幸太郎	栗	46	浦幌町	十勝・中川町50～55 (49～供用)
大雄	鹿	46	音更町	釧路・標茶町50～57 (49～供用)
第一春駒	栗	47	幕別町	松山・奥尻町50～53、北松山町54～60、渡島・函館市61～63
第一ボヌール	栗	48	上士幌町	網走・紋別市51～55、滝上町56～57、松山・奥尻町58～61、乙部町62～元
第二オーロラ	栗	48	忠類村	後志・蘭越町51
勝勇	鹿	48	大樹町	釧路・標茶町51～53、宮崎県綾町54～59
新栄	栗	49	足寄町	石狩・当別町52、青森県十和田湖町53～54、長崎県島原市55～59、鹿児島県南種子町60～61
二世バビヨン	栗	49	音更町	十勝・本別町52～53、熊本県一の宮町54～55
タカナミ	鹿	47	池田町	釧路・釧路市52～54、標茶町55～56
タツカゼ	栗	51	幕別町	熊本県鹿本町54～59
ダイイチテツワカ	枋栗	51	豊頃町	日高・えりも町54～55、平取町56～元
キタイサム	栗	51	佐呂間町	長崎県島原市54～56
勇山	鹿	52	標茶町	熊本県本渡市55～59
サンエイヒカリ	栗	52	池田町	岩手県滝沢村55、玉山村56～60、浄法寺町61
タイリク	青	52	常呂町	松山・奥尻町55～56
勝光	栗	52	釧路市	大分県安岐町55～61
タマニシキ	鹿	52	浦幌町	青森県十和田市55、田子町56～59、宮崎県綾町60～元
シゲルコマ	栗	52	足寄町	熊本県熊本市55
カンセイ	芦	52	釧路市	十勝・中川町55～57
タカラオーザ	鹿	52	本別町	胆振・早来町55～62、穂別町63、渡島・鹿部町元～4 (4.10廃用)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
ユウザン	栗	52	鹿追町	留萌・天塩町55～60
モトユキ	栗	52	津別町	鹿児島県南種子町55～59、宮崎県えびの市60～元
マンシヨウ	青	52	足寄町	岩手県遠野市55、宮守村56～57
ベルテイク	栗	52	厚岸町	長崎県島原市55～60
シンザンオー	青	45	網走市	十勝・忠類村55～61
ソラチギンリユウ	栗	53	本別町	岩手県盛岡市56～57
ヤマトオー	枳栗	53	豊頃町	岩手県軽米町56～63、沖縄県石垣市元～3 (3.9死亡)
タンシヨウ	鹿	53	豊頃町	熊本県熊本市56～4 (4.5.16廃用)
テツマサ	栗	53	阿寒町	熊本県一の宮町56～58
コマナオス	枳栗	53	足寄町	桧山・江差町56～58
メイシヨウ	枳栗	53	幕別町	青森県車力村56～61
トチニシキ	枳栗	53	豊頃町	宗谷・稚内市56～60、長崎県島原市61～2、鹿児島県大口市3～7
ソラチヤマ	鹿	53	弟子屈町	鹿児島県牧園町56～58
イチモンジ	鹿	46	標茶町	十勝・浦幌町56～61、陸別町62
ミクロン	栗	46	上土幌町	根室・別海町56～58
ユウリキ	鹿	47	幕別町	上川・下川町56～60
カツエイ	鹿	47	音更町	後志・蘭越町56～59
サダハヤテ	鹿	48	石狩町	熊本県一の宮町56～57
メジロテンリユウ	枳栗	53	釧路市	(供用セズ)
キリンホマレ	鹿	54	滝上町	上川・美瑛町57～59
光宝	鹿	54	標津町	岩手県野田村57～元
ロイヤルハヤト	鹿	54	池田町	岩手県野田村57～58、遠野市59～60、岩手町61～元
ヤマタカラ	鹿	54	豊頃町	熊本県熊本市57～59、山鹿市60～61
青風	栗	54	阿寒町	熊本県一の宮町57
イワナミ	鹿	48	釧路市	網走・網走市57～60
ジヤスマン	栗	47	豊頃町	沖縄県伊良部村／町57～59
フラノシンザン	枳栗	48	豊頃町	釧路・弟子屈町57～58
ブラックパワー	青	48	北見市	十勝・大樹町57～61
ムササビ	栗	55	阿寒町	網走・滝上町58～60
バンセイ	栗	55	標茶町	熊本県菊池市58～61、旭志村62～5 (5.9.30廃用)
ハギノキング	鹿	55	豊頃町	熊本県熊本市58～59
ソラチハウシユウ	栗	48	北見市	網走・美幌町58～6 (6.3廃用)
キンバイ	鹿	49	豊頃町	十勝・本別町58～59
ムツ	青	48	阿寒町	十勝・上土幌町58～60
アサミドリ	芦	48	紋別市	石狩・当別町58～59
タカサゴ	枳栗	56	厚岸町	十勝・中川町59～60
タカラダイヤ	鹿	56	士幌町	桧山・北桧山町59～62、日高・えりも町63～3、浦河町4、渡島・鹿部町5、鹿児島県大口市6 (6.8廃用)
キングダイオー	栗	56	上土幌町	岩手県軽米町59～4、遠野市5～12
ゴールドンホクト	鹿	56	北見市	岩手県滝沢村59～60
ヤマフジ	栗	56	豊頃町	熊本県一の宮町59～8
アイスリヤル	鹿	49	標茶町	十勝・池田町59～5
カイザンオ	鹿	49	幕別町	十勝・大樹町59～62
ユウホウ	青	49	東藻琴村	十勝・音更町59～2
トキノハヤブサ	芦	51	美幌町	留萌・天塩町59～元
タカラオートリ	青	49	浜中町	石狩・厚田村59～元
ユウコーマル	鹿	49	浦幌町	胆振・穂別町59～7
トキノリユウセイ	青	49	紋別市	青森県十和田市59～元
キタノサブロウ	黒鹿	50	網走市	釧路・標茶町60～元
イチホウオー	青	53	足寄町	釧路・釧路町60～元
ドラゴンダツシユ	枳栗	50	音更町	根室・別海町60～61
アサヒホマレ	青	50	阿寒町	日高・平取町60～2、上川・美深町3～4 (5.1.25死亡)
カミタカラ	枳栗	52	足寄町	網走・雄武町60～3 (3.11廃用)
カワアラシ	青	50	日高町	後志・蘭越町60～元、石狩・恵庭市2
ゼットボーイ	枳栗	53	足寄町	十勝・本別町61～6
リユウタロー	青	51	池田町	上川・下川町61～2、南富良野町3～7
ブラックリバー	青	51	釧路市	宗谷・歌登町61～62
タカラハナ	青	52	豊頃町	釧路・弟子屈町62～63

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
カイリユウザン	鹿	54	大樹町	十勝・浦幌町62～5、胆振・穂別町6 (6.6廃用)
ドウナンシンザン	鹿	53	上ノ国町	十勝・池田町62～3、足寄町4 (5.1.29廃用)
ワカタイシヨウ	青	52	幕別町	網走・北見市62～5 (6.1廃用)
モコトウンリユウ	青	56	上土幌町	宗谷・稚内市62～4 (5.1.20廃用)
ミサワオー	栗	52	浦幌町	渡島・南茅部町62～2
アオヤマトツプ	枳栗	53	当別町	十勝・大樹町63～7
マツノバンサー	枳栗	53	幕別町	網走・紋別市63～元
テラノジョージ	青	54	池田町	根室・根室市元～6 (7.1廃用)
タカラソウシン	枳栗	54	豊頃町	上川・剣淵町元～10、十勝・陸別町11
ジヤンデリユウ	青	55	別海町	留萌・天塩町元
アサヒテンリユウ	栗	54	釧路町	空知・北村元～4 (4.4.6廃用)
シゲトツプ	鹿	55	稚内市	釧路・弟子屈町2～7、阿寒町8～9 (9.11.29死亡)
アサヒキロク	栗	55	池田町	十勝・大樹町2～8 (8.11.26廃用)
シマノカチクリ	栗	55	富良野市	十勝・本別町2～8、後志・泊村9～12 (12.5.25廃用)
キンタカラ	青	55	弟子屈町	空知・栗沢町2～6 (6.8.30死亡)
ハヤタイシヨウ	黒鹿	56	女満別町	釧路・釧路町3～10 (10.5.14廃用)
マルトツヨシ	鹿	56	深川市	十勝・幕別町3～8 (9.1.20廃用)
タケテンザン	鹿	56	本別町	上川・下川町3～11 (11.3.18廃用)
カネミホース	鹿	56	阿寒町	網走・紋別市3～4 (4.4.22死亡)
ニツセイパワー	鹿	56	更別村	空知・深川市3～5 (6.2.19死亡)
ベニオウシヨオ	鹿	57	深川市	釧路・白糠町4～5 (5.4死亡)
ホシタカラ	栗	57	幕別町	釧路・標茶町4～8 (9.1.8廃用)
ロングボーイ	栗	57	深川市	十勝・池田町4～13 (14.3.29死亡)
キンタイキー	青	58	大樹町	上川・美深町4～10 (11.1.12廃用)
ダイテンリユウ	鹿	57	厚真町	桧山・北桧山町4～9 (9.10.6廃用)
フジノタカリユウ	鹿	57	新得町	桧山・乙部町4～8 (8.6.19廃用)
ジヤンデユコマ	鹿	62	帯広市	十勝・足寄町5～8 (9.2.7死亡)
アサヒ	栗	60	足寄町	上川・士別市5～12、美深町13 (13.5.28廃用)
キタノオーカン	鹿	62	伊達市	宗谷・稚内市5 (5.9.30廃用)
初春	鹿	2	都城市	沖縄県城辺町5～12 (13.1.10廃用)
和栄	鹿	2	泗水町	沖縄県城辺町5～10 (11.2.27死亡)
ヤマサリユウ	鹿	59	帯広市	釧路・浜中町6～10 (10.7.16死亡)
タイガーバース	鹿	59	豊浦町	十勝・本別町6～8、根室・根室市9 (9.4.7死亡)
ヤマトニシキ	鹿	59	池田町	網走・北見市6～7、紋別市8～11、小清水町12～13 (14.4.1廃用)
ドラゴンファイター	青	59	釧路市	宗谷・稚内市6～10 (11.2.25廃用)
コマキリユウ	鹿	59	豊頃町	石狩・厚田村6～10、恵庭市11～13、網走・小清水町14～17 (17.12.19廃用)
リユウカップ	鹿	63	津別町	青森県田子町6～8、熊本県一の宮町9～12 (12.5.15廃用)
シベチヤエース	鹿	60	標茶町	十勝・新得町7～10、釧路・浜中町11～12 (12.10.26廃用)
ヒカルカゲ	鹿	61	標津町	上川・南富良野町7～8、美深町9～11 (11.8.6失踪)
ヒカルダイヤ	鹿	元	池田町	上川・剣淵町7～16 (16.11.8廃用)
タカラカムイ	枳栗	62	豊頃町	釧路・白糠町7～12 (13.1.10廃用)
ハッコーダキング	鹿	63	豊浦町	釧路・弟子屈町8～13、桧山・北桧山町14～15 (15.9.13死亡)
ダイニタカラ	鹿	61	足寄町	十勝・大樹町8～13 (13.5.7廃用)
フラノカツオ	枳栗	2	静内町	十勝・本別町8～13、日高・浦河町14～22 (22.10.5廃用安楽死)
マサチカラ	鹿	61	早来町	日高・平取町8～13、網走・小清水町14、石狩・恵庭市15 (15.9.11廃用)
キタノホープ	鹿	61	洞爺村	網走・訓子府町8～9 (9.7.5死亡)
ダイフジ	鹿	63	標茶町	網走・小清水町8～11 (12.2.1廃用)
ハッコウダリキ	鹿	3	洞爺村	鹿児島県国分市8～10 (10.7.14死亡)
リユウセイカイリキ	枳栗	62	豊頃町	根室・標津町9～13、中標津町14～15、青森県東通村16～17 (17.5.9廃用)
カゲマル	鹿	62	標茶町	胆振・虻田町9～12 (12.11.8死亡)
ミサキフジ	鹿	元	浜中町	胆振・穂別町／むかわ町9～22 (22.5.5死亡)
タニノタカチホ	鹿	3	白老町	空知・滝川市9～12 (13.1.23廃用)
タカラセイリユウ	鹿	6	豊頃町	根室・別海町10～12 (12.8.14廃用)
マルカネチカラ	栗	63	豊頃町	根室・別海町10～12 (12.4.28廃用)
ヒカルセイコウ	青	元	池田町	釧路・釧路市10～13、弟子屈町14～21、厚岸町22 (22.8.16廃用)

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
ユウシンシャドー	青	元	新得町	上川・下川町10～15 (15. 9. 27死亡)
エビステンリュウ	鹿	元	池田町	桧山・北桧山町10～13 (13. 8. 19死亡)
イチショウザン	鹿	2	新得町	十勝・音更町11～13 (13. 7. 27廃用)
タカネミノル	栗	元	足寄町	十勝・大樹町11～15 (15. 7. 16廃用安楽死)
ロイヤルタイトル	青	元	端野町	網走・訓子府町11～18 (18. 10. 8死亡)
マルモリュウエン	青	元	足寄町	上川・美深町11 (11. 8. 31廃用)
ブリスベン	青	元	士別市	宗谷・稚内市11～12、釧路・弟子屈町13 (13. 12. 5死亡)
トウヨウボーイ	青	3	帯広市	岩手県遠野市11～14 (14. 12. 20廃用)
キングダム	鹿	5	幕別町	根室・別海町12～13 (13. 9. 3死亡)
コブラテンリュウ	青	2	津別町	釧路・浜中町12 (12. 10. 25死亡)
キンフジ	栗	2	弟子屈町	十勝・本別町12～17 (17. 4. 26廃用)
クリタワー	鹿	5	浦幌町	上川・士別市12～21、桧山・奥尻町22～24 (24. 5. 12死亡)
ドライバーショット	青	2	早来町	石狩・恵庭市12～16、厚田村／石狩市17～22 (22. 10. 3死亡)
エビスハウザン	栗	3	大樹町	釧路・白糠町13～18、根室・根室市19～22 (22. 10. 6廃用)
タケノツバメ	鹿	3	美瑛町	釧路・阿寒町13～15 (16. 3. 4廃用)
ダイヤキンショウ	鹿	4	池田町	十勝・豊頃町13～19、網走・滝上町20～23 (23. 7. 26廃用)
シルバープリンス	芦	7	早来町	胆振・早来町13 (14. 5. 29死亡)
トモエリキ	青	5	佐呂間町	上川・美深町13 (13. 3. 7死亡)
イシノタロー	鹿	3	幕別町	空知・雨竜町13～14 (14. 9. 20廃用)
タカラハウショウ	鹿	5	上士幌町	根室・別海町14～16 (16. 5. 10死亡)
タカラゼンシン	栗	4	別海町	釧路・弟子屈町14～17 (17. 5. 10死亡)
ヒロノフウジン	栗	4	芽室町	釧路・標茶町14～20 (20. 12. 2死亡)
ウメノセイウン	鹿	8	早来町	上川・美深町14～24 (24. 5. 10死亡)
マルミフロンテア	鹿	7	豊頃町	根室・標津町15～19 (19. 10. 17死亡)
ニユートロノ	鹿	6	忠類村	釧路・浜中町15～30 (30. 12. 10廃用)
アキバオーショウ	栗	4	本別町	十勝・新得町15～22、網走・北見市23～25 (26. 3. 8廃用安楽死)
リュウセイライオン	枋栗	5	標津町	網走・滝上町15～19 (20. 3. 20死亡)
ウンカイ	青	6	帯広市	十勝・本別町16～29 (30. 3. 16種畜証明書返却、30. 10. 11死亡)
ダイジャー	鹿	7	池田町	胆振・虻田町16～20 (20. 6. 11死亡)
サロマオーカン	鹿	5	湧別町	網走・滝上町16～20、釧路・白糠町21 (21. 11. 2廃用安楽死)
ヴィクトリーベガ	鹿	10	帯広市	上川・剣淵町16～17 (17. 12. 5死亡)
スペシャルワンダー	鹿	10	中標津町	桧山・今金町16～17、青森県東通村18 (18. 5. 1死亡)
ヨシノタロウ	鹿	6	標茶町	網走・訓子府町17 (17. 7. 31死亡)
タカラエンジュ	鹿	6	帯広市	上川・下川町17～19 (19. 10. 28廃用安楽死)
マルニエーカン	栗	7	足寄町	渡島・函館市17～18、網走・滝上町19～25 (25. 8. 30死亡)
ヤマノキャプテン	鹿	7	帯広市	空知・雨竜町18～23 (24. 3. 27譲渡)
サンデーブライアン	鹿	5	平取町	十勝・幕別町18～23 (24. 3. 27譲渡)
キタノスサノオ	枋栗	8	稚内市	上川・士別市19～22 (22. 5. 11死亡)
ヒカルセンプー	栗	9	豊頃町	留萌・天塩町19～23 (23. 11. 1廃用)
エビスオウジャ	青	9	浦幌町	釧路・阿寒町20～24、釧路市25 (26. 2. 25譲渡)
タカラボーイ	栗	9	別海町	後志・ニセコ町20～25 (26. 2. 25譲渡)
シンザンウィーク	鹿	11	芽室町	釧路・弟子屈町21～23 (23. 8. 17死亡)
キョクシンオー	青	10	本別町	上川・剣淵町21 (22. 1. 6死亡)
グレートサンデー	鹿	11	平取町	十勝・新得町22、網走・滝上町23～26 (26. 7. 20死亡)
カネタマル	栗	14	釧路市	網走・滝上町22～26 (27. 1. 19廃用)
ホクトキング	鹿	13	陸別町	根室・別海町23～28 (28. 10. 15死亡)
ニシキダイジン	鹿	13	足寄町	十勝・幕別町24～26 (26. 10. 8死亡)
ヤマノミント	鹿	13	陸別町	上川・美深町24～25、士別市26～29 (30. 2. 15譲渡)
ナリタボブサップ	黒鹿	14	陸別町	十勝・音更町25～30 (31. 2. 20譲渡)

日本輓系種

ツジノコウフク	青	15	厚沢部町	上川・士別市23 (23. 8. 8廃用安楽死)
イサムフジ	鹿	15	美深町	釧路・標茶町26～30
アローファイター	青	16	白糠町	十勝・本別町26～30
オオノトップ	青	16	足寄町	釧路・釧路市27～30
レットダイヤ	鹿	19	豊頃町	網走・訓子府町27～30
ホックイヒカル	鹿	16	釧路市	後志・ニセコ町27～29 (29. 9. 16死亡)
ホリセンショウ	栗	17	幕別町	釧路・釧路市28～30

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
インフィニティー	鹿	18	標茶町	十勝・幕別町28～30
キタノタイショウ	栗	18	豊頃町	釧路・浜中町29 (29.8.21死亡)
スピードフジ	枳栗	21	士幌町	釧路・弟子屈町30
ホンベツイチバン	鹿	19	本別町	後志・ニセコ町30
ダイコクパワー	鹿	22	豊頃町	渡島・北斗市30

日本スポーツホース

ヴィクトーシモ	黒鹿	20	遠野市	栃木県高根沢町24～25、岩手県遠野市26～30
---------	----	----	-----	--------------------------

アンダルシアン

ハルコンデラパラ	黒鹿	3	米国	山梨県北杜市22～25、根室・別海町26～30
----------	----	---	----	-------------------------

ウエストファーレン

フリーデンスラート	鹿	8	独国	岩手県遠野市14～23、根室・中標津町24～25 (26.3.27廃用安楽死)
アンタレス	栗	20	標茶町	栃木県高根沢町24～25、釧路・浜中町26～30

セルフランセ

ボウソレイユ	鹿	42	仏国	岩手県遠野市51～58
パスカルⅡ	鹿	56	仏国	岩手県遠野市3～14

ハノーバー

マディクシー	栗	7	独国	根室・根室市13～23、岩手県遠野市24～29 (30.3.6廃用)
アモリユー	芦	10	独国	山梨県小淵沢町18

トロッター

先矮	鹿	元	音更町	根室・中標津町7～10、別海町11～13、胆振・早来町14～18、安平町19～23 (23.3.10死亡)
----	---	---	-----	---

パロミノ

ゴールドアンドボールド	栗	50	米国	岩手県遠野市59～2
-------------	---	----	----	------------

アングロアラブ

イズミボールド	芦	2	門別町	岩手県遠野市8～14
ピットヒヤク	鹿	3	幕別町	釧路・浜中町9～13
オオヒエイ	栗	61	門別町	上川・旭川市15
ブルーロンドベルサック	鹿	4	仏国	十勝・幕別町18～20、芽室町21～23

サラブレッド

ヤマドリ	鹿	36	黒磯町	岩手県遠野市50 (47～供用)
タケブエ	黒鹿	40	門別町	岩手県遠野市50～51 (47～供用)
タカツバキ	鹿	41	静内町	福島県いわき市50～55、十勝・帯広市56～57 (47～供用)
グラントマーチス	栗	44	新冠町	岩手県遠野市52～59 (59.9死亡)
バローネターフ	鹿	47	白老町	岩手県遠野市60～6 (6.12死亡)

シェットランド・ポニー

栗治	栗駁	43	札幌市	空知・美唄市50～54 (46～供用)
第二栗助	栗駁	44	札幌市	十勝・大樹町50～51、上士幌町52～54 (47～供用)

ハクニー・ポニー

(無名)	鹿	45	札幌市	十勝・足寄町50～51、幕別町52 (48～供用)
------	---	----	-----	---------------------------

北海道和種馬

新浜	月	46	根室市	日高・静内町50～53 (48～供用)
北海泉	月	51	恵庭市	根室・標津町54～58、日高・えりも町59～元、空知・雨竜町2～3、上川・旭川市4～6 (6.4廃用)
秀進	青粕	52	恵庭市	十勝・新得町54～58、日高・えりも町59～3、浦河町4～7
第二鈴雪	河原	52	根室市	石狩・恵庭市54～58、千歳市59～60、渡島・鹿部町61～元、上川・旭川市2～8
北海光	青粕	52	大野町	日高・えりも町55～58、十勝・新得町59～62、根室・根室市63～元、別海町2～5

馬名	毛色	生年	生産地	供用地
北竜	月	53	函館市	渡島・大野町55～60、石狩・恵庭市61～62、十勝・上士幌町63～2
第一ナラ山	栗粕	55	函館市	根室・標津町58～61、根室市62、十勝・新得町63～3、空知・雨竜町4～7
秀洋	栗粕	58	恵庭市	十勝・上士幌町61～3 (3.10廃用)
鈴若	青粕	57	別海町	渡島・大野町61～62、桧山・厚沢部町63～3、渡島・大野町4、桧山・北桧山町5～6、渡島・七飯町7
海泉	鹿粕	62	別海町	十勝・大樹町元～5、釧路・弟子屈町6～11
東風	青粕	62	別海町	十勝・士幌町元～5、渡島・七飯町6～9
礼雲	河原	63	根室市	釧路・鶴居村2～5、浜中町6～16、網走・滝上町17～18、胆振・むかわ町19 (渡島・森町に転貸20、20.9.20死亡)
北秀華	河原	62	恵庭市	十勝・上士幌町2～7、釧路・釧路市8～9 (9.5.1廃用)
海流	河原	62	函館市	渡島・鹿部町2～5、十勝・士幌町6～20 (20.10死亡)
春雨	栃栗粕	63	函館市	十勝・新得町4～11、大樹町12～16、根室・別海町17～22 (22.7.20廃用)
嵐月	月	63	大野町	渡島・大野町4～7、空知・妹背牛町8～9、雨竜町10 (10.8.19廃用)
勝波八十九	月	元	えりも町	根室・別海町5～17、19～25、中標津町18 (25.7.29廃用)
秀勇	鹿粕	2	恵庭市	十勝・上士幌町5～7、桧山・厚沢部町8～11、渡島・七飯町12～18、十勝・新得町19～30
白龍	栗粕	2	函館市	空知・妹背牛町5～7、渡島・大野町8～9、七飯町10～11 (11.3.18廃用)
明菽	河原	3	鹿部町	十勝・大樹町6～11、新得町12～18、渡島・七飯町19～21、函館市22、石狩・千歳市23～24 (24.12.29死亡)
北海竜	月	3	えりも町	上川・旭川市6～13 (13.5.8廃用)
実若	鹿粕	3	江差町	日高・えりも町6～21 (21.11.29廃用)

木曾馬

蘇山	鹿	44	開田村	長野県開田村50 (46～供用)
----	---	----	-----	------------------

対州馬

天竜	鹿	52	対馬島	長崎県上県町54～57
橘	鹿	52	対馬島	長崎県巖原町54～60、上県町61～元
綱藤	鹿	63	巖原町	長崎県美津島町2～12 (13.4.5廃用)

与那国馬

吉山	鹿	51	与那国町	沖縄県与那国町54～元
秀春	栗	51	与那国町	沖縄県与那国町54～6 (6.3死亡)

当協会は昭和40年から国有種雄馬の借受と協会所有種雄馬の配置事業を始めた。残念ながら昭和40年代の状況ははっきりしないが、昭和50年から作成した種雄馬名簿によって、それ以後は種雄馬がいつどこで供用されたかを明らかにすることができるので、ここに平成30年までの一覧表を作成した次第である。

なお、死亡や廃用等については、できる限り調査記載したが、不明なものも多い。

IV 馬産に対する新たな取り組み

公益財団法人（改組以前は財団法人）全国競馬・畜産振興会の助成金により、下記の事業に取り組んだ。

1. 家畜生産技術向上等特別対策事業（馬生産技術向上推進事業）

平成 19～21 年度に実施した。

主要生産地における馬の生産育成・衛生管理技術の徹底化を図るとともに、新たな担い手を確保することにより、馬生産技術及び生産率を向上させることを目的とした。

- ① 生産現場における技術指導の向上を図るため、生産・衛生管理技術向上研修会を日本中央競馬会日高育成牧場で 3 回開催し、合計 19 名の参加があった。
- ② 馬の人工授精師を確保するため、家畜人工授精講習会を 19 年度は熊本県、20 年度は岩手県、21 年度は北海道で開催し、合計 31 名の参加があった。
- ③ 馬の生産等に係る新たな担い手を確保するため、馬事知識普及公開セミナーを北海道、東北、関東、九州の 10 か所で計 11 回開催した。

2. 大家畜生産技術向上対策事業（大家畜繁殖性向上対策事業）

平成 20～22 年度に実施した。

馬の用途拡大に資するための馬の生産体制を整備し、馬産経営の振興に資することを目的として実施した。具体的には、新たな精液濃縮技術を開発して精子活力の低下防止を図るとともに、これまで繁殖時期に限られていた採精について、擬牝台を利用した採精技術を確立し、安定的に凍結精液を供給できる体制を整備することである。

- ① 学識経験者等からなる馬繁殖技術向上対策委員会を開催した。
- ② 遠心分離方式に代わる新しい濃縮方式の開発を行い、報告書を作成した。
- ③ 20 年度に設置した擬牝台を使用した採精技術が行えるよう雄馬を調教した。
- ④ 馬生産関係者を対象として、擬牝台による精液採取技術の習得を目的とした研修会を開催した。
- ⑤ 擬牝台による精液採取技術に係る実績報告書を作成した。

本事業の成果として、これまで課題であった凍結精液製造時における精子の運動性の低

下について改善が図られ、活力ある精子の回収率が向上するという結果が得られたことにより、凍結精液作成の効率化に繋げられる可能性が示された。また、擬牝台における精液採取技術の習得によって年間を通じて採精できるようになり、人工授精用精液の生産効率が飛躍的に向上した。その他、擬牝台による採精には採精業務の安全性の向上、種雄馬として採精後も乗用馬として供用できる可能性があること等の利点が示された。

3. アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業

平成 21～23 年度に実施した。

科学的知見に基づいた馬の飼養管理指針の策定、普及啓発等を行い、飼養管理の改善を図るとともに、新たな国際基準として確立されつつあるアニマルウェルフェアへの的確な対応を図ることにより、馬産の振興に資することを目的とした。

- ① 学識経験者等からなる事業推進委員会、有識者からなる専門委員会、科学的知見専門部会を開催した。
- ② 国内外の情報収集・分析、飼養管理方法に関する実態調査、飼養管理方法に関する比較調査、飼養管理指針の策定を実施した。
- ③ アニマルウェルフェアの考え方を普及啓発するためのセミナーを開催した。
- ④ アニマルウェルフェアの考え方に対応した馬の飼養管理指針を地域指導者、生産者等に理解してもらうとともに、実践してもらうための現地勉強会を開催した。
- ⑤ 普及啓発用の冊子を作成し、セミナーや勉強会の開催時に配布するとともに、理解度を把握するためにアンケート調査を行った。

4. 馬能力向上推進事業（馬能力評価の調査・検討事業）

平成 22～24 年度に実施した。

馬事振興を一層活性化するには、国内で優良馬を安定的に生産し流通させる体制作りが必要不可欠であるが、国内生産馬の血統や競技成績等の情報は一元化されておらず、馬の能力評価について明確な指標がないのが現状である。このため、競走馬以外の国内生産馬の個体情報の連携を図り、血統、競技成績等の情報を生産、流通に活用できるようにすることにより、馬産の振興に資することを目的とした。

- ① 学識経験者等からなる馬能力推進委員会及び専門委員会を開催した。
- ② 馬の個体情報の統一的な管理に向け、馬事関係団体の登録馬をホームページ上で一致させるために、データベースの一部改変を行った。
- ③ 海外及び国内の調査・検討に基づき、馬能力評価方法のプロトタイプを作成した。

本事業で馬関連団体の個体情報の一元化が実施されたこと、馬の能力評価にあたり

BLUP 法アニマルモデルを用いた育種価を算定することができた。

5. 馬人工授精普及定着化事業

平成 23～25 年度に実施した。

以前から続けてきた人工授精技術の最後の仕上げとして、これまで整備してきた部品を有機的に結び付け、現場で着実に定着するような体制を確立することを目的とした。

- ① 学識経験者等からなる事業推進委員会を開催した。
- ② 凍結精液の製造可能基地以外で供用されている優良種雄馬を活用するための流通体制の整備を行うとともに、馬凍結精液の流通活性化に向けたリーフレットの作成・配布を行った。
- ③ 生産現場における馬人工授精の普及定着を図るため、現場への巡回指導を行った。本事業によって周年精液採取を実施できる体制が可能となった。

6. 家畜能力評価推進事業（馬能力検定方法確立推進事業）

平成 25～27 年度に実施した。

能力評価を活用した馬の改良を実施している欧州の評価方法を有効に活用しつつ、わが国の現状に合った検定方法を作成し、中長期的にこの手法を導入することにより、馬の能力評価方法を確立することを目的とした。

- ① 学識経験者等からなる事業推進委員会及び専門委員会を開催した。
- ② 専門委員会において検討された能力評価手法を検証するためのプリテスト調査を実施した。
- ③ 馬能力評価システムの開発について、評価システムのデータ分析等を実施するとともに、農用馬の能力評価を実施するため、連携システムの改修を行った。

本事業で「馬能力評価方法の指針（マニュアル）」を策定したことによって、線形評価という手法の活用が可能となり、直接馬に触れることなく評価ができるようになった。このことは、より多くのデータを安全に収集できることにつながり、BLUP 法アニマルモデルを用いた育種価の算定も可能となった。

7. アニマルウェルフェア飼養管理評価法確立事業

平成 26～28 年度に実施した。

馬のウェルフェアレベルの評価法の策定を行うことにより、アニマルウェルフェアの向

上を図るとともに、生産性に影響を与えない、わが国に適した普及性のある飼養管理技術を確立することを目的とした。これに加え、作成した馬の飼養管理指針を英文化することにより、国際的なアニマルウェルフェアの考え方に対応することとした。

- ① 学識経験者等からなる事業推進委員会及び専門委員会を開催した。
- ② ウェルフェアレベルの向上に対する飼養管理の問題点を抽出し、飼養管理基準等の策定に資する調査研究を行った。
- ③ 各農家レベルにおけるウェルフェアレベルの把握を簡便に行うことができる評価法の確立を行った。
- ④ 平成 23 年度に策定した指針を見直して「馬のウェルフェア飼養管理評価マニュアル」を策定し、海外に公表できるよう翻訳した。

アニマルウェルフェアは国際的に取り組みが進んでいるが、欧米では施設や設備の改善が重視され、その技術を取り入れるには大幅なコストの上昇が懸念されることから、わが国に適した指針が策定された。

8. 馬能力検定体系化等推進事業

平成 28～30 年度に実施した。

馬能力評価システムに係る効率的なデータの収集及び強化を図るとともに、馬能力検定の体系化を目指し、併せて、BLUP 法アニマルモデルを活用した馬能力評価方法が改良に有効な手段であることを啓発することを目的とした。

- ① 学識経験者等からなる馬能力検定体系化推進委員会と専門委員会を開催した。
- ② フィールドレベルの検定員の養成、確保のための研修会を開催するとともに、研修会受講者による検定データの収集及び検証を実施した。
- ③ ばんえい競走馬及び肥育馬を活用し、BLUP 法アニマルモデルを用いた馬の牽引能力及び産肉能力の遺伝的相関関係等を調査するためのデータ収集及び公開方法等の検討を行った。
- ④ BLUP 法アニマルモデルを用いたデータを活用した指標及び線形審査の結果について正確度を検証し、検定員がその結果を把握するためのシステムの開発等を行った。また、得られたデータの評価方法の策定を行った。

9. 人工授精普及定着化事業

平成 30 年度からの 3 年間に実施する。

仏国で供用されている種雄馬の凍結精液が輸入可能となったことにより、海外産優良種雄馬の遺伝子導入が可能となったが、わが国における凍結精液を用いた人工授精の受胎率

はかなり低いレベルにあることから、先行している欧州の技術を速やかに吸収する等、凍結精液を用いた人工授精技術の向上を目的とする。

① 学識経験者等からなる事業推進委員会及び専門委員会を開催する。

② 凍結精液利用体制確立事業

ア 仏国産種雄馬の能力等に関する情報の提供

イ 凍結精液利用体制の確立事業

安定して精液の受入・一時保管・人工授精の実施が可能な拠点を整備・強化する。

ウ 受胎率向上のための研修事業

仏国から講師を招いて子宮深部注入技術の習得を目指し、問題点の抽出を図る。

エ 子宮深部注入が可能な獣医師及び人工授精師の育成事業

③ 目的別基礎繁殖牝馬群育成モデル事業

用途ごとに高い能力あるいは適性を備えた馬の改良・増殖を図るための基幹となる基礎繁殖雌馬群の実証モデルとして、当協会が保有する血統データを基に選定した雌馬と輸入凍結精液の交配により、目的別に高能力・高適性の繁殖用雌馬の生産を支援する。

コラム

奥の細道

那須の黒ばねと云ふ所に知人あれば、是より野越にかゝりて直道をゆかんとす。遙かに一村を見かけ行くに、雨降り日暮れる。農夫の家に一夜をかりて、明くれば又野中に行く。そこに野飼の馬あり。草刈るおのこになげきよれば、野夫といへども、さすがに情知らぬには非ず。いかゞすべきや。されども此の野は縦横にわかれて、うゐうゐしき旅人の道ふみたがえん、あやしう侍れば、此の馬のとゞまる所にて馬返し給へとかし侍りぬ。(中略) やがて人里に至れば、あたひを鞍つばに結び付けて馬を返しぬ。

馬を借りて那須に行く芭蕉。借りた馬はよく知った道をとことこ歩いて行く。立ち止まれば鞍に銭を結び付けてやる。馬は来た道を帰っていくのであった。

V

ばんえい競馬運動力学調査研究事業

地方競馬全国協会の補助金により、平成30年度から3年間の計画で取り組んでいる。

競走馬の運動力学については平地競走では調査研究が進んでおり、サラブレッドのモーメントバランスが明らかになっている。しかし、ばんえい競馬における運動力学的な調査及び研究については皆無であることから、以下の方法を用いた調査研究を、国立大学法人山口大学農学部獣医生理学研究室に委託して実施中である。

- ① ばんえい競馬のレースの画像収集と解析及び定点カメラによるレースの撮影。
- ② ばんえい競走馬の成熟期の体型の変化と成績の関係を明らかにするため、実測、撮影及び解剖によってばんえい競走馬の基本的特徴を理解する。
- ③ 定点カメラの撮影と画像解析ソフトの使用により、頭部、脊柱の決められたポイント、四肢の関節、腸骨、坐骨にポイントを配置し、関節角、角速度の算出を実施する。
- ④ 頭部、肩峰、臀部、肩-肘-手根、股-膝-足根に3軸の加速度センサーを配置し、有線で体幹背面に固定したアンプ、記録器と連結する。各部位の加速度を記録することにより、どの部分の運動が優先されるのかを明らかにする。(令和元年度～)
- ⑤ 表面にある筋肉の活動を表面電極を固定して記録し、筋活動のタイミングを明らかにする。(令和元年度後半～)
- ⑥ ①～⑤のデータをもとに速度と力のバランスのとれた、レースに勝てる馬の要件を示し、その要件を達成するためのトレーニング法を提示する。(令和2年度後半)



VI 馬事普及啓発推進事業

機関誌『馬事協会便り』（平成 25 年からは『馬事協会だより』）を随時発行し、馬事関連情報をホームページに掲載した。

日本在来馬のうち絶滅が危惧される馬種の保存事業は第 2 章を参照されたい。

ばんえい競走の重賞等の勝ち馬や種馬共進会の優秀馬、各地の祭典競技や馬術大会等の優勝者、全国装蹄競技大会の優勝者に対して褒賞を行った。

優良農用馬の生産者の意欲を高めるため、イレネー記念、ばんえいオークス（平成 22 年度まで）、黒ユリ賞（23 年度以降）の出走馬の生産者を表彰した。また、平成 30 年度からは多産雌馬の表彰も始めている。



農用種雄馬ウンカイ（1994/3/10～2018/10/11）



乗用種雄馬フリーデンスラート（1996/5/9～2014/3/27）

優良農用馬生産者賞

出走馬 表彰者（生産者または後継者）

ばんえいオークス 平成21年12月1日		
ワタシハスゴイ	河西郡芽室町	加納友喜
ワタシハクレイズキ	広尾郡大樹町	岩岡昇
ヒマワリカツヒメ	中川郡豊頃町	木幡豊
コマクイン	川上郡標茶町	坂井三智
ホクショウマドンナ	紋別郡滝上村	芝桜高橋牧場
スーパーコマチ	北見市	田村正
カネサシズカ	旭川市	(株)坂井牧場
ピフカミツエ	中川郡美深町	外崎敬雄
メジロハナコ	中川郡幕別町	佐渡孝徳

ばんえいオークス 平成22年11月28日

ダイリンビューティ	石狩市	早坂末光
キクスイナイト	斜里郡斜里町	浮須礼子
ヒロノクイン	中川郡池田町	北村治嘉
タケノビジン	中川郡豊頃町	木幡豊
シマヅエンブレム	川上郡弟子屈町	渡部忠司
アイラブフクヒメ	伊達市	佐藤清子
ホクショウシャネル	釧路市阿寒町	稲場洋二
ツジノコウフクヒメ	桧山郡厚沢部町	辻口愛子
ミラクルユウカ	川上郡弟子屈町	藤田千代
ワタシハアグネス	中川郡幕別町	山端隆治

黒ユリ賞 平成24年2月5日

ハイカラサン	帯広市	(有)帯広ファーム
マゴコロ	中川郡幕別町	前川悟
ニシキウカイ	足寄郡足寄町	森正一
カツダイヤ	根室市	岩瀬秀雄
タカラハヤヒメ	川上郡弟子屈町	藤田千代
ユキハナ	帯広市	(有)帯広ファーム
サクセスクイン	紋別郡滝上町	芝桜高橋牧場
セタナセンブー	天塩郡天塩町	斉藤勝
タケノキクヒメ	桧山郡上ノ国町	斉藤光男
ダイヤクリン	河西郡芽室町	竹澤一彦

黒ユリ賞 平成25年2月17日

ナナノチカラ	中川郡本別町	秋葉英樹
クインフェスタ	川上郡標茶町	坂井三智
コウシュハクイン	河西郡芽室町	竹内実
アグリナデシコ	士別市	北島勇祈
センショウエース	標津郡中標津町	横田好一
セイコークイン	中川郡本別町	秋葉英樹
ヒカルエーカン	足寄郡足寄町	立川芳枝
ミドリユウ	川上郡弟子屈町	端正行
フジノルビー	標津郡標津町	加藤勇

出走馬 表彰者（生産者または後継者）

イレネー記念 平成22年3月14日		
テンマデトドケ	中川郡池田町	坂東孝一
ミスタートカチ	中川郡本別町	横山伴英
アウルメンバー	紋別郡滝上町	千葉守
ミタコトナイ	十勝郡浦幌町	広川利明
ホクショウバトル	中川郡本別町	風間進
ツジノコウフクヒメ	桧山郡厚沢部町	辻口愛子
レットダイヤ	中川郡豊頃町	門志美
トレジャーハンター	川上郡標茶町	坂井三智
フェイ	帯広市	佐々木啓文

イレネー記念 平成23年3月13日

ニュータカラコマ	中川郡池田町	北村治嘉
オイドン	帯広市	佐々木啓文
レットフジ	紋別郡遠軽町	片山義正
ホクショウバルト	勇払郡むかわ町穂別	板根一司
イワキ	山越郡長万部町	高橋鐵雄
フナノコーネル	紋別郡滝上町	芝桜高橋牧場
タカノテンリュウ	中川郡幕別町	西村正順
トモエウンカイ	中川郡池田町	坂東孝一
ヘイセイオトメ	野付郡別海町	卯野齊一

イレネー記念 平成24年3月11日

ニシキエーカン	中川郡幕別町	青田誠
テンカムソウ	中川郡豊頃町	島崎幸喜
アサヒリュウセイ	足寄郡足寄町	谷口良雄
エビスダイチ	川上郡標茶町	高橋宏行
ブラックボス	中川郡幕別町	西村正順
ニシキウカイ	足寄郡足寄町	森正一
タカラハヤヒメ	川上郡弟子屈町	藤田千代
オメガグレート	山越郡長万部町	高橋鐵雄
ヤマノウンカイ	足寄郡足寄町	宮口孝治
ワールドピサ	厚岸郡浜中町	館野竜一

イレネー記念 平成25年3月10日

ショウチシマシタ	川上郡弟子屈町	阪口栄造
ソウケンボーイ	帯広市	(有)帯広ファーム
コウシュハウンカイ	河東郡士幌町	六車實子
コウシュハクイン	河西郡芽室町	竹内実
マツリダワッショイ	中川郡池田町	村中清春
ダイコクパワー	中川郡豊頃町	木幡豊
フクミツ	中川郡本別町	横山伴英
オホーツクノタカラ	中川郡池田町	北村治嘉
セイコークイン	中川郡本別町	秋葉英樹
ホクショウサスケ	川上郡弟子屈町	長谷川義晃

出走馬 表彰者（生産者または後継者）

黒ユリ賞 平成26年2月16日

キサラクキ	標津郡標津町	山崎勇
アアモンドセブン	中川郡池田町	坂東孝一
センゴクイチ	足寄郡足寄町	宮口孝治
メモリアルサマー	網走市	(有)佐藤牧場
アサヒメイゲツ	中川郡本別町	秋葉英樹
マルタウンカイ	河東郡上士幌町	宮崎勝治
フェアリードール	中川郡豊頃町	木幡豊
ツルマキイチバン	足寄郡足寄町	佐々木七郎
キタノカツヒメ	足寄郡陸別町	村上昭一
ミドリサト	川上郡標茶町	森田利和

黒ユリ賞 平成27年2月15日

シリウス	常呂郡置戸町	伊藤勝幸
メモロコマチ	河西郡芽室町	竹内実
タキニシサンデー	名寄市	渡辺孝
サンノハヤヒメ	釧路市	三宮久蔵
アスリート	釧路市阿寒町	久保輝於
アアモンドハナビ	中川郡池田町	坂東孝一
アキバビジン	常呂郡訓子府町	林茂
カタクリーン	日高郡新ひだか町	高沢弘文
ワタシハサクランボ	十勝郡浦幌町	松村竜幸
ホクショウモモ	川上郡弟子屈町	長谷川義晃

黒ユリ賞 平成28年2月14日

ブルーオーシャン	川上郡弟子屈町	佐藤昭三郎
タナボタチャン	河西郡芽室町	竹内実
イレマルビリーヴ	桧山郡上ノ国町	若狭幸憲
タカラファミリー	常呂郡訓子府町	林茂
フジノウンカイ	足寄郡足寄町	宮口孝治
グレースゴールド	網走郡大空町女満別	小里昭男
セイリュウヒメ	十勝郡浦幌町	北村節子
ヒカルナナヒメ	河東郡音更町	川端章
アンビシャス	中川郡幕別町	前川捷子
リアン	北斗市	島津信

黒ユリ賞 平成29年2月12日

キタノミサキ	釧路市阿寒町	尾屋保博
キタノサカエヒメ	釧路市阿寒町	安藤浩太郎
メヂカラ	帯広市	(有)帯広ファーム
ナカゼンガキタ	北斗市	高田和廣
コウシュハノユメ	中川郡幕別町忠類	野坂清太郎
コウシュハサマー	河東郡鹿追町	山岸昇
プレシャスリン	足寄郡足寄町	立川芳枝
ウイナーブラック	網走市	佐藤久夫
ヤマトダイジン	河西郡芽室町	加納友喜
シンエイボブ	河西郡芽室町	桜井栄市

出走馬 表彰者（生産者または後継者）

イレネー記念 平成26年3月9日

ホクショウマサル	中川郡豊頃町	門志美
ハクタイホウ	日高郡新ひだか町	橋本岩雄
キサラクキ	標津郡標津町	山崎勇
ホクショウメジャー	中川郡幕別町	青田誠
ソウテンブルー	上川郡東神楽町	西律子
カゲホウトウ	足寄郡足寄町	松本憲治
ブラックニセイ	足寄郡陸別町	村上昭一
ゴールデンフジ	中川郡池田町	江口勇
オオゾラシンスケ	網走郡大空町女満別	小里昭男
アアモンドセブン	中川郡池田町	坂東孝一

イレネー記念 平成27年3月8日

センゴクエース	紋別郡滝上町	芝桜高橋牧場
キンメダル	山越郡長万部町	高橋鐵雄
コウシュハスパーク	虻田郡ニセコ町	堀忠一
タキニシサンデー	名寄市	渡辺孝
テンカトウイツ	川上郡弟子屈町	藤田千代
ホクショウキズナ	二海郡八雲町	大竹武
メモロコマチ	河西郡芽室町	竹内実
ホクセイボス	標津郡標津町	山本信達
サカノメイホウ	稚内市	米田貢
エーチャン	釧路市	山根勝幸

イレネー記念 平成28年3月6日

フウジンライデン	岩内郡共和町	田中猪之助
アラワシキング	帯広市	(有)帯広ファーム
キタノリュウキ	十勝郡浦幌町	吉仲竹男
ホクショウディーブ	釧路市音別町	小野田喜一
グレースゴールド	網走郡大空町女満別	小里昭男
ショウヘイ	北見市	久田公氣
サクラダイチ	河東郡音更町	川端達雄
ムサシブラザー	北見市	久田公氣
ツルイテンリュウ	阿寒郡鶴居村	田中光儀
プレゼントウエー	中川郡池田町	北村治嘉

イレネー記念 平成29年3月5日

ホクショウムゲン	足寄郡陸別町	村上昭一
ジュイワン	網走市	佐藤久夫
ゴールドインパクト	中川郡池田町	播静雄
センショウニシキ	勇払郡厚真町	浅野勝善
カネサスペシャル	旭川市	(株)坂井牧場
ゴールデンフウジン	旭川市	岩本國造
ウンカイタイショウ	足寄郡足寄町	宮口孝治
ミノルシャープ	河東郡音更町	高山範久
キタノミサキ	釧路市阿寒町	尾屋保博
ナカゼンガキタ	北斗市	高田和廣

出走馬 表彰者（生産者または後継者）

黒ユリ賞 平成30年2月11日

ミスタカシマ	中川郡本別町	本寺政則
アフロディーテ	河東郡土幌町	和田智志
サンシルクラボピー	帯広市	(有)帯広ファーム
ウイナーサラ	足寄郡陸別町	七戸光次
センリョウバコ	中川郡美深町	小倉たまき
ブランセス	沙流郡平取町	樫野元一
ジェイフラワー	中川郡本別町	横山伴英
サトクイーン	河西郡更別村	堂場聰志
クイーンドリーマー	足寄郡陸別町	村上昭一
カイセリユウキ	河東郡音更町	川端達雄

黒ユリ賞 平成31年2月10日

ジェイカトレア	足寄郡陸別町	岡明美
ハイトップフーガ	中川郡池田町高島	高山征司
ワンポイント	河東郡上土幌町	鈴木義尚
サクラユウシュン	河東郡音更町	川端達雄
クイーンヴォラ	釧路市	山根福司
ヒメトラクイーン	足寄郡陸別町	村上昭一
ヤマサンブラック	桧山郡厚沢部町	川村貴樹
キタノヒバリ	足寄郡陸別町	大内実
サカノハルヒメ	足寄郡足寄町	川田徳延
マンテン	帯広市	(株)帯広有機

出走馬 表彰者（生産者または後継者）

イレネー記念 平成30年3月4日

カネサダイマオー	空知郡南幌町	竹内正昭
キタノユウジロウ	足寄郡足寄町	辻虎男
オレワチャンピオン	空知郡中富良野町	竹久克明
コウシュハラガシー	中川郡幕別町	佐渡誠
バンリュウブラック	旭川市	岩本國造
キンツルモリウチ	釧路市	山根勝幸
ジェイコマンダー	河東郡上土幌町	鈴木義尚
ハマノダイマオー	中川郡幕別町	西村正順
アアモンドグンシン	桧山郡江差町	山田常雄
ブラックエース	釧路市	山根勝幸

イレネー記念 平成31年3月3日

メモロボブサップ	河西郡芽室町	竹澤一彦
ギンノダイマオー	足寄郡陸別町	村上昭一
アオノブラック	川上郡標茶町	山口和子
アオノゴッド	中川郡豊頃町	宝田浩二
ジェイエース	帯広市	小森唯永
サクラドリーマー	足寄郡陸別町	村上昭一
ハイトップフーガ	中川郡池田町高島	高山征司
インビクタ	網走郡大空町女満別	小里昭男
エースモリウチ	空知郡中富良野町	竹久克明
ジェイカトレア	足寄郡陸別町	岡明美

優良農用馬賞（多産馬）

平成30年度

馬名	品種	生年月日	飼養者 住所	氏名	登録産駒数
北富士	半血	平4.7.3	常呂郡訓子府町	岩淵寿和	18
ホンベツレディ	半血	平7.4.10	中川郡本別町	横山キク子	16
富晴姫	半血	平7.4.22	足寄郡足寄町	大野信一	15
半桜	半血	平7.5.20	河東郡音更町	葛岡美英	19
ホウコウレディー	半血	平9.2.18	釧路市	木村雄司	19
宝姫	半血	平9.3.17	中川郡本別町	井出憲雄	18
豆姫十一	半血	平11.6.7	斜里郡小清水町	千島勇一	15
ユウタロウ	半血	平12.3.18	島根県隠岐郡西ノ島町	亀澤優	15
宝栄	半血	平12.5.5	釧路市阿寒町	渡辺政英	15

Ⅶ

再興著しいばんえい競馬

平成 18 年度に存廃の危機に直面したばんえい競馬は、翌年度から「ばんえい十勝」の看板を掲げ、帯広市の単独主催となって再出発した。ナイター競馬の導入など魅力ある競馬の提供に努めたが、当初は人気の低迷に歯止めがかからず、苦戦が続いた。

しかし、平成 22 年度に競馬場内に観光交流施設「とちむら」がオープンした頃から、まず入場者数が盛り返し、その後も順調に増え続けている。都市の人口規模に比して入場人員の多いことは帯広競馬場の特長で、熱心な地元ファンに加えて道内各地や本州からの来場者があり、十勝地方の観光資源になっていることが伺われる。厩舎地区を見学できるバックヤードツアーや朝調教ツアーも好評を博している。

売り上げも平成 23 年度を底として回復基調に転じ、27 年度には北海道市営競馬組合時代最後の 18 年度を超え、30 年度には 10 年度を超えて 300 億円台も視野に入ってきた。とりわけ低迷期にも一貫して伸長を続けていた電話投票（インターネット投票を含む）の伸びは堅調で、売り上げ全体の 8 割を占めるまでになった。29 年度からは南関東 4 場のネットバンク投票サービス SPAT4 での発売が驚異的に増加し、首都圏の競馬ファンにもばんえい競馬がなじみ深いものになったようである。

帯広競馬開催成績

年度	日数	入場人員	前年度比	総売得金額	前年度比	電投・ネット	前年度比
19	150	237,165	—	12,924,054,800	—	2,035,992,400	—
20	150	214,808	90.6	11,553,578,100	89.4	2,430,375,100	119.4
21	150	200,176	93.2	10,723,791,300	92.8	2,665,500,100	109.7
22	151	247,416	123.6	10,562,902,800	98.5	2,907,968,500	108.4
23	154	245,782	99.3	10,361,900,800	98.1	3,934,416,400	132.7
24	153	254,081	103.4	10,479,892,500	101.1	4,861,395,500	124.4
25	153	268,693	105.8	11,653,833,700	111.2	6,022,896,300	123.9
26	153	278,263	103.6	13,213,496,700	113.4	8,010,468,500	133.0
27	151	282,903	101.7	14,569,792,600	110.3	9,664,639,100	122.2
28	151	267,997	94.7	16,142,495,200	110.8	11,435,254,500	118.3
29	150	281,632	105.1	21,986,900,000	136.2	17,264,902,700	152.0
30	148	289,457	102.8	24,422,665,000	111.1	19,519,120,900	114.6

資料編

(公社) 日本馬事協会活動の年譜

年度	事項	事業 (陳情等)
1945 (昭和 20 年)		
1946 21	社団法人 中央馬事会発足	
1947 22		
1948 23	社団法人 中央馬事会解散 日本馬事協会設立認可申請書提出 設立総会開催(11月) 設立許可受領 (24年3月)	
1949 24	創 立 総会開催 初代会長：松村眞一郎 (6月) 事務所 東京都千代田区神田駿河台1丁目2番地 機関紙 「馬と人」を発行	
1950 25	馬事審議会を設け各委員委嘱 定款一部改正	馬の輸送運賃等格下げ並びに市場取引馬の運賃割引陳情 馬の伝賃撲滅のための殺処分手当増額を陳情
1951 26	東北馬産大会開催	農林省に対し緊急馬産対策陳情 競馬民営化を陳情
1952 27		馬の博覧会開催を陳情
1953 28		国営の原種馬生産釧路基地設置に関する陳情 飼料需給安定法に関する陳情
1954 29	中央畜産会に加入	畜産団体に関する単行法制定陳情 種馬登録団体に対する助成陳情 畜産局に馬事課設置要望
1955 30		国有種雌馬の補充促進について農林省、大蔵省に陳情
1956 31	馬事功労者及び功労馬表彰規程制定	国有種雄馬の貸付制度復活陳情 地方競馬民営化促進を陳情
1957 32	馬事審議会を開催 中央競馬会より馬事振興事業に対し助成を受ける	馬の需要変動の概況調査
1958 33		農用馬の規格決定に関する調査 (4年継続) 農用種雄馬の登録基準の設定、登録機関の設置及び業者 に対する助成を申請
1959 34	創立 10 周年	馬事叢書第 1 輯「馬の需要動向の概要」刊行 (昭和 40 年第 15 輯) 農業経営における馬の位置づけに関する調査 (5年継続)
1960 35		昭和 36 年度馬関係国費予算に対する陳情 馬に対する試験研究実施に対する陳情
1961 36		馬政の確立について陳情 競馬益金を畜産振興に充当せしむるための競馬法の改正 を陳情
1962 37	全国馬事協議会開催 (9月)	全国馬事協議会の決議を陳情 農用馬の規格及び簡易能力測定研究調査 (2年継続)
1963 38	創立 15 周年記念式典挙行 (12月) 第 2 代会長 鈴木 一就任	農用馬の需要動態調査
1964 39		第 2 回北海道・東北馬大会決議に基づき地方競馬の益金 の馬事への積極的充当等を陳情
1965 40	臨時総会開催、定款一部改正 日本馬事協会支部規程を制定 (7支部設置) 種雄馬配置規程制定	会報「馬事協会便り」第 1 号発行 (平成 3 年 109 号終刊) 種雄馬整備事業開始

1966 41		農用馬生産流通基本調査（3年継続） 馬の凍結精液の試験調査（12年継続） 農用馬市場価格調査実施
1967 42		種雄馬の資源調査（6年継続） 農用馬生産流通基本調査（2年継続） 外国産種雄馬購買貸付事業開始 乗用種雄馬の凍結精液製造保存開始
1968 43	創立 20 周年記念式典	馬事振興について陳情 種雄馬名簿（本会配置分）刊行
1969 44	馬事調査会開催	肉用馬の生産費調査事業（3年継続）
1970 45	まき馬実験牧場開設（釧路）	まき馬実験事業開始
1971 46	種雄馬3頭を日本中央競馬会より譲与配置 乗用馬の生産促進協議会開催	乗用馬の普及振興について構想作成発表 乗用馬の生産育成指導事業開始（遠野、いわき）
1972 47	馬の種類に関する検討会開催 凍結精液による人工授精推進準備審議会開催	乗用馬の需要調査 昭和 48 年度政府予算編成に対する要望
1973 48	種雄馬管理委託規程制定 馬の人工授精センター設置（根釧）	日本在来馬種の実態調査（北海道和種馬、対州馬） 乗用馬の生態育成費調査（3年継続） 馬産実態調査 人工授精技術研修会の開催（3年継続）
1974 49	馬の人工授精センター設置（十勝）	北海道農用馬資源調査（3年継続） 種馬登録準備調査事業（2年継続） 馬の授精卵移植試験（北海道大学、5年継続） 日本在来馬の保存活用に関する調査事業（林田博士他、2年継続）
1975 50	種雄馬管理規程制定 種雄馬の配置規程並びに管理移植規程廃止 事業体系を Ⅰ 乗用馬等の生産育成振興事業 Ⅱ 農用馬等の畜産振興事業及びその他の事業に大別	フランスの馬政及び馬種 刊行 購買種雄馬の精液検査開始 乗用馬の生産育成指導事業開始
1976 51	定款一部改正 種馬登録事業開始（51. 4. 1） 種馬登録規程制定 馬の毛色及び特徴の記載要領設定	北米州乗用馬生産資源状況調査（報告書刊行） 在来馬保存事業開始（52. 3）
1977 52	（財）馬事文化財団に図書寄贈	日本在来馬の保存活用に関する連絡会議を開催 馬事資料第 1 輯刊行、現在 26 輯 馬人工授精師資格取得講習会開催 馬乳飲用化試験（2年継続） 種雄馬名簿刊行
1978 53	創立 30 周年記念式典挙行（10月）	まき馬実験牧場調査報告検討会実施 馬事専門技術指導者養成講習会事業開始 北海道和種馬集団の遺伝的構造の研究（北海道大学） 優良種雄馬の凍結精液の製造保存開始
1979 54	種雄馬管理規程一部改正 乗用馬資源問題懇談会開催	馬の分娩誘発試験（帯広畜産大学）（3年継続） ドサンコ富士山に登る（3年連続）
1980 55	宮崎県に支部設置 馬の毛色及び特徴の記載要領一部改正	御崎馬の血液学術的調査
1981 56	乗用雌馬貸付規程制定 種雄馬の事故対策の充実	日本在来馬の免疫学的性特性に関する調査（東農大他、3年継続） 御崎馬の野生群形成における父子関係調査（3年継続） 乗用雌馬の貸付開始
1982 57	定款一部改正	馬の流産予防ホルモン投与試験（帯畜大、3年継続） 農用馬の繁殖技術現地研修会の開催（九州3地区）
1983 58		農用馬の繁殖技術現地研修会の開催（東北地区）
1984 59		無発情馬の治療法試験（3年継続） 野間馬に関する調査と検討会の開催 農用馬の繁殖技術現地研修会の開催（九州地区） 農用種雄馬の凍結精液の無償譲渡（北海道）
1985 60	種雄馬管理規程一部改正	農用馬の繁殖技術現地研修会の開催（東北地区）

1986 61		農用馬等肥育調査検討事業（報告書刊行）
1987 62		御崎馬の野生群形成における種雄馬の特性に関する遺伝学並びに行動生態学的研究（5年継続）
1988 63		
1989 (平成元年)	創立40周年記念式典挙行 登録業務のコンピュータ化を推進（北海道） 種馬登録規程一部改正 種馬登録規程の取り扱い要領の一部改正	馬の動向調査実施 ①農用馬等の生産動向実態調査 ②せり市場調査（過去3ヵ年の売買成績） ③馬肉の生産流通に関する座談会開催 馬事普及特別対策実施
1990 2	馬事振興検討会発足 北海道事務所発足（北海道支部廃止） 馬事普及啓蒙推進事業基金造成	ホースメイト 第1号発刊 馬の生産動向調査報告書 種雄馬の性機能に関する試験調査（3年継続）
1991 3	馬事普及啓蒙推進事業実施規程制定	乗用馬動向（海外馬事情）調査報告書
1992 4	第3代会長 庄野五一朗就任	馬事普及啓蒙推進事業による機材、展示馬の貸付開始
1993 5	種雄馬管理規程一部改正	遠野馬産の実態調査報告書 ライディングシミュレータ1基を車載型としてイベント等に貸し出し活用 馬事普及管理指導員の養成事業
1994 6	馬の毛色及び特徴の記載要領一部改正	農用馬生産振興推進協議会（全国及び9地区開催、継続中） 農用馬生産技術指導奨励事業
1995 7	種馬登録規程一部改正 種馬登録規程事務細則制定	馬事振興検討会 農用馬生産部会・乗用馬生産部会及び登録部会を開催 輸入乗用雌馬の貸付事業開始
1996 8	第4代会長 犬伏孝治就任 種馬登録規程事務細則一部改正	馬事振興検討会 農用馬生産部会・乗用馬生産部会報告書 農用馬海外資源調査（北米及びカナダ） 馬の飼い方マニュアル発刊 馬事振興検討会在来馬部会開催
1997 9	乗用雌馬貸付規程一部改正 種馬登録規程一部改正 小格馬生産対策事業助成金交付規程制定	農用馬海外資源調査（フランス及びベルギー） 馬事振興検討会在来馬部会報告書 晩曳馬におけるヘテロシスに関する調査
1998 10	定款一部改正 乗用雌馬貸付規程一部改正 種馬登録規程一部改正	農用馬海外資源調査（ドイツ及びポーランド） 乗用馬生産対策推進事業（中畜委託事業）開始 農用馬低コスト肥育技術の確立に関する調査研究開始 優良農用馬生産者等表彰事業開始 日本の馬産戦後50年史編纂
1999 11	創立50周年記念式典挙行 定款一部改正	農用馬海外資源調査（スウェーデン及びデンマーク）
2000 12	種馬登録規程の一部改正	農用馬海外資源調査（イギリス及びアイルランド） 農用馬の肥育技術の確立に関する調査試験報告書 晩曳馬におけるヘテロシスに関する調査 家畜改良状況調査事業開始（平成17年度まで） 海外馬事情研修事業（フランス） 農用種雄馬・乗用種雌馬購買（フランス）
2001 13	種馬登録規程事務細則の一部改正	農用馬海外調査（イタリア、オーストリア、ハンガリー） 馬放牧肥育確立に関する調査試験報告書（3年継続） 海外馬事情研修事業（フランス） 乗用種雄馬購買（ドイツ）
2002 14	犬伏会長死去、会長職務代行 瀬川良一就任 北海道事務所、畜産会館から共済ビルに移転 家畜改良センターが独立行政法人へ移行 家畜人工授精（馬）講習会開催 種雄馬管理規程一部改正	畜産振興対策支援事業（乗用馬生産振興・普及推進事業）（5年継続） 種雄馬購買（フランス） 海外馬事情研修事業（カナダ・アメリカ）
2003 15	第5代会長 岩崎充利就任 定款一部改正 本部事務所、神田駿河台から新川に移転 種馬登録規程、同事務細則の一部改正	ホースイベント開催支援事業実施 馬診療技術等研修会開催 農用馬放牧肥育技術確立検討事業報告書 乗用馬の生産・需要動向調査成績報告書 野間馬の保存活用による多面的機能の計測に関する研究 海外馬事情研修事業（カナダ・アメリカ）
2004 16	競馬法一部改正（17年1月実施）	種雄馬購買（フランス） 米国オハイオ州ドラフトホース事情視察

2005 17	第6代会長 赤保谷明正就任 種馬登録規程事務細則の一部改正 種雄馬管理規程の一部改正 家畜人工授精（馬）講習会開催 「家畜改良増殖目標」改定	家畜等繁殖・生産技術向上対策事業（馬繁殖性改善緊急対策事業）（3年継続） 内国産農用種雄馬購買・配置制度の改善 在来馬保存紹介事業（3年継続）
2006 18	北海道事務所を共済ビルから獣医師会館に移転	日本在来馬 絶滅危惧種（対州馬、宮古馬、与那国馬）別に特別対策実施 フランスから馬生産事情調査団来日 馬事協会登録データをホームページにより公開
2007 19	種馬登録規程事務細則の一部改正 種雄馬管理規程の一部改正 家畜人工授精（馬）講習会開催 北海道市営競馬組合解散、ばんえい競馬帯広単独開催に 地方競馬全国協会が地方共同法人としてスタート（20年1月）	家畜生産技術向上等特別対策事業（馬生産技術向上推進事業）（3年継続） 全国一元的に小格馬登録業務及び個体識別等証明業務を実施 優良農用馬資源確保緊急特別対策事業 農家定点調査事業開始（平成20年度まで） フランスから馬生産事情調査団来日 「ホースメイト」休刊（最終第53号）
2008 20	家畜人工授精（馬）講習会開催 創立60周年	馬人工授精実施体制を整備（ドイツへ職員ら派遣、実習） 主産地に擬牝台など器具機材の導入支援 「馬事協会便り」発行 大家畜生産技術向上対策事業（馬繁殖性向上対策事業）（3年継続） 家畜改良体制運営事業に参画 韓国乗用馬登録業務協力のため役職員を派遣 日本馬事協会「60年のあゆみ」発行 「フランスの馬肉」発行
2009 21		アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業（3年継続）
2010 22	十勝牧場創立100周年 東日本大震災発生（23年3月）	馬能力向上推進事業（3年継続）
2011 23	公益社団法人日本馬事協会へ移行（11月）	馬人工授精普及定着化事業（3年継続） 種雄馬購買（フランス） 馬能力海外実態調査 御料牧場へ協会有種雄馬2頭を貸付
2012 24		馬関連団体情報の公開開始 削蹄技術研修会の実施
2013 25		馬能力検定方法確立推進事業（3年継続） 高等官馬車を七戸町に寄贈 種馬登録システムのクラウド化の実施 内国産乗用馬市場 in ノーザンホースパーク 開始
2014 26		アニマルウェルフェア飼養管理評価確立事業（3年継続） 在来馬チャリティーイベント（馬事文化財団主催）開始
2015 27		
2016 28	平成28年熊本地震発生（4月）	馬能力検定体系化等推進事業（3年継続）
2017 29		与那国馬登録証明書第1号発行
2018 30	第7代会長 内藤邦男就任 北海道胆振東部地震発生（9月） 種馬登録規程の一部改正 種馬登録規程事務細則の一部改正 個体識別証明・内国産馬証明実施要領の一部改正 馬の毛色及び特徴記載要領の一部改正 種雌馬貸付規程の一部改正 創立70周年	日本在来馬保存活用推進全国会議再開（隔年） 優良農用馬（多産馬）表彰を開始 馬の輸入精液証明書発給等事業開始 左記地震により北海道総合畜産共進会中止 海外優良種雌馬の購買配置（仏国 3年継続） 馬精液等輸出入に係る実態調査事業（調査員をドイツ国に派遣） 人工授精普及定着化事業（3年継続）開始 同上事業による仏国 IFCE 講師招聘人工授精講習会開催 農用馬学術調査開始（山口大 牽引運動メカニズム解析）
2019 (令和元年)	天皇陛下生前退位（31年4月）	日本馬事協会「70年のあゆみ」発行

馬の総飼養状況

平成 28 年の飼養状況

(単位:頭)

区分	種雄馬①	繁殖雌馬②	産駒③	育成馬④	競走馬⑤	その他⑥	合計
軽種馬	234	9,492	6,907	6,514	17,973	—	41,120
農用馬	200	1,956	1,120	1,046	730	—	5,052
乗用馬	74	294	142	161	—	—	—
小格馬	77	258	156	134	—	—	625
在来馬	—	—	—	—	—	1,749	1,749
肥育馬	—	—	—	—	—	—	—
合計	585	12,000	8,325	7,854	18,703	—	74,092

平成 29 年の飼養状況

(単位:頭)

区分	種雄馬①	繁殖雌馬②	産駒③	育成馬④	競走馬⑤	その他⑥	合計
軽種馬	252	9,653	7,088	6,562	18,404	—	41,959
農用馬	205	1,989	1,136	1,064	721	—	5,115
乗用馬	69	271	169	135	—	—	—
小格馬	78	236	135	148	—	—	597
在来馬	—	—	—	—	—	1,708	1,708
肥育馬	—	—	—	—	—	—	—
合計	604	12,149	8,528	7,909	19,125	—	74,660

- 資料 1: 軽種馬①②③は、(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル・(公社) 日本軽種馬協会「軽種馬統計」
 2: 農用馬、乗用馬、小格馬の①②③及び在来馬は、(公社) 日本馬事協会調べ
 3: ④は、それぞれの前年の生産頭数に 0.95 を乗じた推定頭数
 4: 軽種馬の⑤は、日本中央競馬会、地方競馬全国協会調べ、農用馬の⑤は、「登録馬主及び登録馬に関する統計資料」
 5: 総飼養頭数は、消費・安全局動物衛生課「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等」

総飼養頭数の推移

(単位:頭)

年次	軽種馬	農用馬	乗用馬	小格馬	在来馬	肥育馬	合計
平成 20 年	45,299	8,888	15,829 (15,248)	1,178	1,860	10,098	83,152
21	44,764	8,215	15,846 (15,242)	1,069	1,833	9,035	80,762
22	43,954	7,716	16,147 (15,543)	1,119	1,857	10,628	81,421
23	42,880	7,190	—	955	1,784	—	74,610
24	42,195	6,676	—	743	1,963	—	75,199
25	41,367	6,208	—	624	1,879	—	74,302
26	40,794	5,880	15,475	672	1,817	9,081	73,977
27	40,867	5,105	—	669	1,817	—	69,041
28	41,120	5,052	—	625	1,749	—	74,092
29	41,959	5,115	—	597	1,708	—	74,660

(注) 乗用馬の () 内は、乗馬施設で供用されている馬で内数
 斜線はデータなし。26 年の乗用馬、肥育馬は参考値で、22 年以前のデータとの連続性はない。
 平成 23 年から 26 年の総飼養頭数は、消費安全局動物衛生課「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等」による。

農用馬の種雄馬、種付雌馬及び生産頭数の推移

(単位:頭、%)

年次	種雄馬		種付雌馬		生産頭数	
	頭数	前年比	頭数	前年比	頭数	前年比
平成 20 年	246	(102.1)	3,607	(94.1)	1,890	(88.0)
21	226	(91.9)	3,321	(92.1)	1,880	(99.5)
22	231	(102.2)	3,130	(94.2)	1,717	(91.3)
23	229	(99.1)	2,903	(92.7)	1,620	(94.4)
24	212	(92.6)	2,676	(92.2)	1,436	(88.6)
25	232	(109.4)	2,367	(88.5)	1,378	(96.0)
26	233	(100.4)	2,300	(97.2)	1,272	(92.3)
27	184	(79.0)	1,896	(82.4)	1,101	(86.6)
28	200	(108.7)	1,956	(103.2)	1,120	(101.7)
29	205	(102.5)	1,989	(101.7)	1,136	(101.4)
30	158	(77.1)	1,856	(93.3)	1,123	(98.9)

農用馬の市場取引成績の推移

(単位:頭、円)

年次	当才馬				市場名
	頭数	最高	最低	平均	
20	496	682,500	42,000	378,505	上川、釧路、十勝、根室、苫小牧、岩手、青森
21	466	706,650	52,500	462,974	上川、釧路、十勝、根室、苫小牧、岩手、青森
22	349	704,550	141,750	446,677	上川、釧路、十勝、根室、苫小牧、岩手、青森
23	439	679,350	17,850	357,353	釧路、十勝、根室、苫小牧、青森
24	273	598,500	12,600	280,650	釧路、十勝、根室、苫小牧、青森
25	277	653,100	66,150	481,044	釧路、十勝、根室、苫小牧、青森
26	250	975,240	1,080	617,742	釧路、十勝、根室、青森、岩手
27	209	1,337,040	389,880	812,799	釧路、十勝、根室、青森、岩手、熊本
28	157	1,305,720	170,640	905,523	釧路、十勝、根室、青森、岩手、熊本
29	158	1,638,860	108,000	1,239,786	釧路、十勝、根室、青森、岩手、熊本
30	132	1,514,160	301,320	955,579	釧路、十勝、根室
年次	1才馬				市場名
	頭数	最高	最低	平均	
20	790	876,750	29,400	603,107	十勝、釧路、根室、苫小牧、旭川、青森、岩手
21	786	977,550	10,500	681,364	十勝、釧路、根室、苫小牧、旭川、青森、岩手
22	528	1,047,900	126,000	647,490	十勝、釧路、根室、苫小牧、旭川、青森、岩手
23	441	1,228,500	43,050	515,772	十勝、釧路、根室、苫小牧、青森、岩手
24	533	719,250	51,450	450,915	十勝、釧路、根室、苫小牧、青森、岩手
25	484	909,300	119,700	659,424	十勝、釧路、根室、苫小牧、青森、岩手
26	378	1,073,520	118,800	801,876	十勝、釧路、根室、青森、岩手
27	319	1,431,000	374,760	986,976	十勝、釧路、根室、青森、岩手
28	268	1,742,040	297,000	1,239,777	十勝、釧路、根室、青森、岩手
29	241	2,110,320	544,320	1,506,350	十勝、釧路、根室、青森、岩手
30	200	2,790,720	101,520	1,104,887	十勝、釧路、根室、岩手

乗用馬の種雄馬、種付雌馬及び生産頭数の推移

乗系種

(単位:頭、%)

年次	種雄馬		種付雌馬		生産頭数	
	頭数	前年比	頭数	前年比	頭数	前年比
平成 20 年	32	(84.2)	287	(95.3)	127	(89.4)
21	35	(109.4)	298	(103.8)	150	(118.1)
22	42	(120.0)	280	(94.0)	139	(92.7)
23	47	(111.9)	306	(109.3)	143	(102.9)
24	44	(93.6)	240	(78.4)	149	(104.2)
25	61	(138.6)	298	(124.2)	172	(115.4)
26	66	(108.2)	328	(110.1)	174	(101.2)
27	66	(100.0)	336	(102.4)	169	(97.1)
28	74	(112.1)	294	(87.5)	142	(84.0)
29	69	(93.2)	271	(92.2)	169	(119.0)
30	69	(100.0)	318	(117.3)	183	(108.3)

小格馬

(単位:頭、%)

年次	種雄馬		種付雌馬		生産頭数	
	頭数	前年比	頭数	前年比	頭数	前年比
平成 20 年	88	(102.3)	484	(85.5)	321	(107.0)
21	89	(101.1)	358	(74.0)	317	(98.8)
22	91	(102.2)	433	(120.9)	294	(92.7)
23	81	(89.0)	371	(85.7)	224	(76.2)
24	61	(75.3)	295	(79.5)	174	(77.7)
25	72	(118.0)	221	(74.9)	166	(95.4)
26	77	(106.9)	255	(115.4)	182	(109.6)
27	76	(98.7)	279	(109.4)	141	(77.5)
28	77	(101.3)	258	(92.5)	156	(110.6)
29	78	(101.3)	236	(91.5)	135	(86.5)
30	79	(101.3)	216	(91.5)	139	(103.0)

乗用馬市場取引成績の推移

(単位:頭、円)

地 区	開催年月日	上場数	売却数	最高価格	最低価格	平均価格	備 考
釧 路	平成 21.9.29	58	31	2,436,000	262,500	663,871	
	22.11.2	38	26	1,570,000	300,000	778,077	
	23.10.26	59	36	1,680,000	110,000	651,389	
	24.10.27	37	17	2,050,000	260,000	715,294	
	25.10.22	43	25	2,415,000	325,500	651,000	
	26.10.28	53	27	3,034,800	324,000	854,000	
	27.10.9	36	20	1,641,600	324,000	931,500	
	28.9.26	30	12	2,376,000	648,000	1,190,700	
	29.9.26	29	18	2,500,000	200,000	1,211,667	
	30.10.9	33	20	2,600,000	410,000	1,174,500	
ノーザン	25.6.5	57	34	2,000,000	110,000	612,353	
	26.6.18	56	33	2,010,000	210,000	772,424	
	27.6.10	59	39	1,900,000	120,000	738,974	
	28.6.15	46	35	2,000,000	250,000	873,429	
	29.6.14	55	45	2,600,000	250,000	859,333	
	30.6.6	52	43	2,700,000	330,000	986,512	
遠 野	21.11.1	26	22	2,610,000	100,000	907,273	
	22.11.7	31	24	3,010,000	300,000	902,500	
	23.10.30	29	16	2,600,000	100,000	723,125	
	24.10.14	33	18	2,000,000	300,000	903,889	
	25.10.29	31	26	3,350,000	160,000	906,154	
	26.11.5	29	21	3,210,000	120,000	1,024,762	
	27.10.27	31	19	2,750,000	110,000	993,684	
	28.11.1	35	21	3,000,000	250,000	949,524	
	29.10.31	30	16	3,120,000	260,000	1,137,500	
30.10.30	32	11	2,150,000	100,000	1,013,636		

補助金の受け入れ状況

(単位：千円)

年度	日本中央競馬会	地方競馬全国協会	(公財)馬事文化財団(注)	(公財)全国競馬・畜産振興会	(一財)馬事畜産会館	基金造成		備考
						地方競馬全国協会	(公財)全国競馬・畜産振興会	
平成 20	19,444	67,145	18,766		4,158		29,882	
〃 21	20,326	61,041	19,018		4,158		27,984 基金閉鎖	JRL 基金返納額 11,469 千円 + 8,509 千円
〃 22	19,620	71,663	18,581	19,821	4,158			
〃 23	17,751	68,478	11,057	29,255	4,158			
〃 24	15,155	64,139	10,942	8,645	4,158			
〃 25	12,543	75,057	10,974	10,366	4,158	4,020		
〃 26	12,089	66,246	11,830	9,569	4,650	8,012		
〃 27	13,197	66,257	11,087	8,921	4,650			
〃 28	13,905	61,386	11,352	7,399	4,650			
〃 29	14,055	86,887	11,340	5,854	4,650	基金閉鎖		NAR 基金返納額 5,267 千円
〃 30	20,764	135,950	11,560	20,538	4,650			30 年度は交付決定額

(注) 平成 20 年～22 年までは、(財) 全国競馬・畜産振興会からの助成

コラム

馬のウマさ

そのウマさは、私が老人になったことに関係があるらしい。第一、肉が柔かい。そして、味が軽い。脂肪が少いせいだろう。

日本堤の馬肉屋で食う鍋は、独特の風味を持ってる。淡にして、且つ滋味を伴ってる。老人の肉食として、これ以上のものはあるまい。一つには、その店の自慢の味噌タレが、馬肉とよく調和するのだろう。味噌タレでないと、いい味が出ない。牛鍋風のスキヤキでは、何か頼りない。そして味噌タレが、やや煮詰まった頃のを、私は好むが、馬肉屋の姐さんの説では、生煮えが最上だという。

そういうところから、ほんとの馬肉好きは、サシミを珍重するのだろう。鍋を食う前に、薄く切ったナマの肉をショーガ醤油で、ウマそうに食ってる。馬肉には寄生虫も、結核菌もないそうで、生食に適するのだろう。

でも、味噌タレの鍋は、ことによったら、馬肉料理として世界最高のものではないのか。これから、雪のチラつく日なぞ、あの鍋の前に坐ってチビチビやる想像は、まことに嬉しい。

以上は獅子文六『食味歳時記』(文芸春秋、昭和 43 年)より抜粋した。この後、文六先生宅に封書が届き、差出人に日本馬事協会とあるので、馬を食べたことを叱られるのかと思ったら、馬肉の宣伝ありがとうという感謝状が入っていたのだとか。

一般会計事業の推移

事業	年度									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
第1 乗用馬等の生産育成指導事業 (JRA 事業)										
1. 乗用馬等の生産育成指導事業										
(1) 生産育成指導管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 乗用馬の生産育成促進指導										
①生産育成促進指導検討会開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②飼育管理・育成技術の現地研修会開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③乗用種雄馬の配置	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○
④乗用繁殖雌馬の購買貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 乗用馬等の生産育成関係資料の収集と提供	○									
2. 日本在来馬の保存活用推進事業										
(1) 連絡会議 (全国会議) の開催	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○
(2) 日本在来馬種の保存登録 (○内の数字は馬種数)	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑥	⑥
(3) 保存のための実態調査等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 放牧場設置のための施設整備	-									
3. 馬事振興検討会	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-
第2 農用馬等の生産振興事業 (NAR 事業)										
1. 農用馬種馬の整備事業										
(1) センター有種馬の借受配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 協会有種馬の購買配置										
①外国産種雄馬	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
②内国産種雄馬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 協会有種雌馬の購買配置										
①外国産種雌馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
2. 種馬の登録事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1) 登録事務の推進										
①種馬登録審査員の任命と委嘱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②登録事務打合会議及び審査委員研究会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 種馬の登録審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 登録証明書の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 馬事振興検討会 (登録部会)	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-
3. 馬事生産推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1) 優良種雄馬の適正配置										
①センター有馬の借受、配置協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②種雄馬配置協議会 (配置検討会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③種雄馬管理指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④種雄馬名簿の刊行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 生産技術指導										
①生産技術指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②馬事技術指導者養成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
③農用馬診療技術等研修会	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④削蹄技術研修会	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
(3) 馬事畜産普及啓発対策										
①馬事振興検討会	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
②普及啓発	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 農用馬生産振興推進										
①農用馬生産振興推進会議	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
②優良農用馬生産者表彰	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 優良農用馬資源確保緊急特別対策事業										
①帯広市交付生産者報奨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
②日本馬事協会交付生産者報奨					○	○	○	○	○	-
(6) 馬事普及啓発推進										
①馬事普及特別対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
②馬事思想普及教材の配布	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
③馬事関係資料収集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
④優良農用馬学術調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
⑤優良農用馬生産者表彰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
⑥農用馬等生産振興	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
第3 家畜改良体制運営事業 (家畜改良事業団事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4 馬の輸入精液証明書発給等事業	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○

特別会計事業の推移

事業	年 度										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
第1 馬事普及啓蒙推進事業基金											
1 馬事普及啓蒙推進事業											
(1) 馬事普及啓蒙事業		○			○	○	○	○	○		
(2) 馬事普及特別対策事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(3) 馬事思想普及用機材の貸付事業	○	○	○	○							
(4) 馬事普及関係資料収集分析機器設置事業	○	○	○	○	○						
(5) 優良農用馬の生産振興対策事業		○	○	○	○	○	○	○	○		
(6) 農用馬生産振興等緊急特別対策事業											
(7) 農用馬生産者が行う馬事知識の普及啓蒙事業		○	○			○					
(8) 優良農用馬生産者の表彰事業		○	○	○	○	○	○	○	○		
(9) 農用馬生産振興推進事業			○	○	○	○	○	○	○		
(10) 会長が特別に認めた事業		○	○					○			
2 農用馬生産振興支援対策事業											
(1) 優良農用馬生産振興対策	○										
(2) 馬事知識の普及啓蒙	○										
(3) 優良農用馬生産者表彰	○										
第2 日本在来馬種保存事業											
1 飼養管理助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 保存活用啓蒙費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 鞍購入等助成	○	○	○	○		○	○	○		○	
4 飼養管理の巡回指導・調査等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5 絶滅危惧種対策の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第3 馬生産技術向上推進事業	○										
第4 馬繁殖技術向上対策事業	○	○									
第5 アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業	○	○	○								
第6 馬能力向上推進事業		○	○	○							
第7 馬人工授精普及及定着化事業			○	○	○						
第8 馬能力検定方法確立推進事業					○	○	○				
第9 アニマルウェルフェア飼養管理評価法確立事業						○	○	○			
第10 馬能力検定体系化等推進事業								○	○	○	
第11 人工授精普及及定着化事業										○	

主な規程類の設定と改正経緯（平成21～30年度）

規程等名	設定年	改正年（平成21～30年）
(公社)日本馬事協会 定款	平成23年	平成24年、平成25年
(公社)日本馬事協会 登録規程	昭和51年	平成22年、平成23年、平成24年、平成26年、平成30年
(公社)日本馬事協会 登録規程事務細則	昭和51年	平成22年、平成23年、平成24年、平成26年、平成30年
(公社)日本馬事協会 種雄馬管理規程	昭和50年	平成22年、平成23年
(公社)日本馬事協会 種雄馬配置料規程	平成22年	平成23年
(公社)日本馬事協会 種雌馬貸付規程	昭和56年	平成22年、平成23年、平成30年
(公社)日本馬事協会 個体識別証明・内国産馬証明実施要領	平成19年	平成23年、平成26年、平成31年
(公社)日本馬事協会 毛色及び特徴記載要領	昭和51年	平成22年、平成23年、平成31年

定款の改正事項

改正年	内 容
平成23年	公益社団法人への変更に伴う新設
平成24年	総会の招集手続き等法人法の規定通りに沿った所要の改正
平成25年	監事の権限等法人法の規定通りに沿った所要の改正

登録規程の改正事項

改正年	内 容
平成22年	「財団法人日本軽種馬登録協会」から「財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル」への名称変更
平成23年	「社団法人日本馬事協会」から「公益社団法人日本馬事協会」への名称変更
平成24年	「財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル」から「公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル」への名称変更
平成26年	消費税率の改訂（5%⇒8%）に伴う所要の改正
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ① 題名を「公益社団法人日本馬事協会登録規程」に改訂 ② 「種馬登録」を「登録」に改訂 ③ 補助繁殖登録制度の廃止 ④ 輸入精液を使用して生まれた産駒の「血統登録の申し込みができる馬」への追加 ⑤ 繁殖登録を受けていない馬から生まれた産駒の登録について、止むを得ない事情がある場合を除き、補助血統登録を受けることができないものとした。 ⑥ JAIRSで軽種馬登録（血統登録）された馬を日本スポーツホース種として馬事協会の繁殖登録を受けることができることとした。 ⑦ 「種馬登録証明書」を「血統登録証明書」、「補助血統登録証明書」及び「繁殖登録証明書」に改め、1頭の馬に交付する登録証明書は1通とすることを明記 ⑧ その他所要の経過措置を規定するとともに所要の規定整備

登録規程事務細則の改正事項

改正年	内 容
平成22年	「財団法人日本軽種馬登録協会」から「財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル」への名称変更
平成23年	(11月1日)「社団法人日本馬事協会」から「公益社団法人日本馬事協会」への名称変更 (11月28日)第2の(1)純粋種のア乗系種に☆オーストラリア温血種を追加
平成24年	「財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル」から「公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル」への名称変更
平成26年	消費税率の改訂（5%⇒8%）に伴う所要の改正
平成28年	別表第3にかかわらず、ウェルシュ・ポニーとウェルシュ・マウンテン・ポニーの交配により生まれたものは、ウェルシュ・ポニーとすることとした。

平成 30 年	<p>(8 月 22 日) 第 2 の (1) 純粋種のア乗系種に☆ザンガーシェイドと☆チェコ温血種を追加 (12 月 22 日)</p> <p>① 題名を「公益社団法人日本馬事協会登録規程事務細則」に改訂 ② 登録規程の改正に伴い、「種馬登録」を「登録」に改め、本文、様式等から「補助繁殖登録」の文言の削除及び様式等についての所要の改訂 ③ 見出し番号及び記号等の表記の改訂 ④ 第 2 の (2) の①関係 ・アの日本スポーツホースの 3) の「軽種馬であって中央競馬馬主相互会の…に限る。）」を「登録規程第 7 条第 1 号イの馬であって登録規定に基づく繁殖登録証明書の交付を受けたもの」に改め、JAIRS 軽種馬登録（血統登録）馬を繁殖用の日本スポーツホースとして位置付けた。 ⑤ 第 2 の (2) の③関係 ・イの 2) の「北海道ポニー協会等の血統登録書を有している馬…」を「公益社団法人日本馬事協会又は北海道ポニー協会等の血統登録書を有している馬…」に改めた。 ・ウの小格馬繁殖登録の特例に「登録後、品種の特性を著しく逸脱した場合には、その登録した品種名を更正するものとする。」を加えた。 ⑥ 特徴及び毛色に「マイクロチップについての審査」を追加 ⑦ DNA 検査の対象を広げ、「審査員が疑義を呈したものと」「抜取調査」を追加 ⑧ 別記第 1 の実馬審査体型標準 (4) 極小格馬の背高を品種毎に規定 ⑨ その他所要の経過措置を規定するとともに所要の規定整備</p>
---------	--

種雄馬管理規程の改正事項

改正年	内 容
平成 22 年	配置期間の見直し
平成 23 年	「社団法人日本馬事協会」から「公益社団法人日本馬事協会」への名称変更

種雄馬配置料規程の改正事項

改正年	内 容
平成 22 年	特別賦課金賦課等徴収規程の廃止及び種雄馬配置料規程の制定に伴う所要の規定整備
平成 23 年	「社団法人日本馬事協会」から「公益社団法人日本馬事協会」への名称変更

種雌馬貸付規程の改正事項

改正年	内 容
平成 22 年	貸付期間の見直し
平成 23 年	「社団法人日本馬事協会」から「公益社団法人日本馬事協会」への名称変更
平成 30 年	① 題名を「公益社団法人日本馬事協会種雌馬貸付規程」に改訂 ② 貸付する馬に農用種雌馬を追加 ③ その他所要の経過措置を規定するとともに所要の規定整備

個体識別証明・内国産馬証明実施要領の改正事項

改正年	内 容
平成 23 年	「社団法人日本馬事協会」から「公益社団法人日本馬事協会」への名称変更
平成 26 年	消費税率の改訂（5%⇒8%）に伴う所要の改正
平成 31 年	① 題名を「公益社団法人日本馬事協会個体識別証明実施要領」に改訂 ② 「乗用馬及び小格馬で繁殖の用に供する雌馬」の発行条件を撤廃し、登録規程の要件を満たさない馬の全てをその対象とした。 ③ 個体識別証明と内国産馬証明を個体識別証明に一本化し、それぞれに相当するランクとして末尾に（2 級）と（1 級）を付すこととした。 ④ 特徴及び毛色に「マイクロチップについての審査」を追加 ⑤ DNA 検査の対象を広げ、「審査員が疑義を呈したものと」「抜取調査」を追加 ⑥ その他所要の経過措置を規定するとともに所要の規定を整備

毛色及び特徴記載要領の改正事項

改正年	内 容
平成 22 年	白毛の追加
平成 23 年	「社団法人日本馬事協会」から「公益社団法人日本馬事協会」への名称変更
平成 31 年	① 見出し番号及び記号等の表記を改訂 ② I 毛色のうち、白毛に係る記述を改訂 ③ II 特徴 (2) 旋毛のうち、頬辻の「頬」を旧字に改訂 ④ その他の特徴にマイクロチップを追加

コ ラ ム

スーパー雌馬列伝

明治 24 年 4 月 16 日、北海道庁種畜場で父第二マークダイヤモンドと母デンマークの間に生まれた岩見は、両親ともサドルブレッド（アメリカンサドルホース）であるが、トロッターとされている。その 4 年後に道庁が洋種馬の品種を統一するとして、軽快な馬はサラブレッドもサドルブレッドもトロッターとし、重厚な馬はクライズデールもペルシュロンとしたからである。古い北海道の血を引くペルシュロンに栗毛が生まれることがあるのもそのためである。



大柄で美しい岩見は、明治 28 年から大正 3 年まで 20 年連続で出産し、養老生活を経て、大正 8 年 4 月 28 日に永眠した。岩見の子はすべて健康に成長し、12 頭は道内各地で種雄馬として供用され、8 頭は種畜場の種雌馬となった。娘たちの中でもボツブエークルス之父とする山百合と初薄は出色で、子孫は大いに栄えた。トロッターにもいろいろあるが、ボツブエークルスは純血アラブの影響を強く受けたモルガン種の父とサラブレッドの母から産まれている。

高齢での出産記録を持つのは、昭和 32 年 4 月 8 日に恵庭市で生まれたペルシュロン系種の小桜で、父系は曙陽、第二十八イレネーからイレネーに遡る。長く日高で供用されていたが、晩年は網走管内小清水町の林タイ子さん（ばんえいの林正男調教師夫人）方に移り、平成元年 5 月 20 日に青毛の雌馬サンニイヒメ（父ペル系・ハヤヤマト）を産んだ。旧 33 歳（今の 32 歳）でのことであった。

上富良野町の相良義雄氏が飼養していた北海道和種系の鹿毛の雑種馬・相姫は、同町の全飼養馬を記録した昭和 37 年度の『馬評価書（全）』によって、昭和 16 年生まれであることが確認できる。相姫は昭和 53 年 6 月 20 日に老衰のため死亡した。旧 38 歳（今の 37 歳）という日本一の長寿馬であった。

公益社団法人日本馬事協会定款

制定:平成23年11月1日

改正:平成24年6月2日

改正:平成25年6月18日

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、馬の改良増殖、保護及び利用増進並びに馬に関する知識の普及及び文化の継承を図り、もって馬事の振興、地域社会の健全な発展及び豊かな人間性の涵養を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 種雄馬及び種雌馬の繋養、種馬の登録その他馬の改良増殖に関する事業
- (2) 馬の保護及び利用増進に関する事業
- (3) 馬事知識の普及及び馬事文化の継承に関する事業
- (4) 馬に関する調査及び研究に関する事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業は日本全国において行う。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 協会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 団体会員 協会の目的に賛同し、次条の規定により入会した団体
- (2) 個人会員 協会の目的に賛同し、次条の規定により入会した個人

2 前項の団体会員及び個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けようとする者が団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他会長が必要と認めた書類

3 会長は、第 1 項の承認があったときは、その旨を当該申込みしたものに通知するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(届 出)

第 8 条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会の定める退会届を協会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(賛助会員)

第12条 協会の目的に賛同し賛助会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を協会に提出して理事会の承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配付を受けるほか、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。
- 4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。
 - (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
 - (2) 死亡又は解散したとき。
 - (3) 賛助会費を引き続き2年以上納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 5 既納の賛助会費その他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。
- 6 第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同条中「会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。

第 4 章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度経過後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 会長は、総会を招集するときは、総会の日から1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 20 条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の開催日の直前の業務日の 17 時 30 分までに当該記載をした議決権行使書面を協会に提出して行う。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(決議の省略)

第 22 条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 協会は、前項の規定により総会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、同項の書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

(総会への報告の省略)

第 23 条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、総会の日から 10 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の数等)

第 25 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 14 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の協会の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして法令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事は、協会の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

- 第 29 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 30 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 前項の場合にあつては、協会は、当該総会の開催の日の 10 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報酬等)

- 第 31 条 役員に対し、その職務執行の対価として、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給に関する基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

- 第 32 条 協会は、役員が法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

- 第 33 条 協会に顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、馬事に関する学識経験者のうちから、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
 - 3 参与は、馬事に関する学識経験者のうちから、理事会の決議を得て、会長が任命する。
 - 4 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。
 - 5 参与は、協会の業務に参与する。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 34 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 諸規程の制定及び改廃
- (5) 総会の招集及び総会に附議すべき事項の決定
- (6) 前各号に掲げるもののほか理事会において必要と認めた事項

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(招集等)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各役員に通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員の大数の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

5 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

6 監事は、第 28 条第 3 項に規定する場合には、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

7 前 2 項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした役員は理事会を招集することができる。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告)

第 39 条 法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第 40 条 役員が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

第 42 条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員に関する必要な事項は、理事会で別に定める。
- 4 専門委員会で検討した結果は、理事会へ報告する。

第 8 章 会 計

(事業年度)

第 43 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 協会の事業計画書、収支予算書（資金ベースを含む。）、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の

承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 7 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 収支計算書（資金ベース）
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 役員名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(基金の募集)

第 47 条 協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日までは返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(特定費用準備資金)

第 48 条 協会は、将来の特定の事業の実施のために特別に支出（事業又は管理費として計上されるものに限る。）するための資金にあてるため、特定費用準備資金を積み立てることができる。

2 特定費用準備資金の取り扱いについては、理事会の決議を経て別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、法令の定めるところにより、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 50 条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 51 条 協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局等

(事務局の設置等)

第 54 条 協会は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の決議を経て任命する。
- 4 事務局の運営及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。
- 5 第 2 項の職員をもって法人法上の使用人とする。

第 12 章 雑 則

(規則の制定)

第 55 条 会長は、この定款に定めるほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 23 年 11 月 1 日）から施行する。
- 2 協会の最初の会長は、赤保谷明正とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日（平成 23 年 10 月 31 日）を事業年度の末日とし、設立の登記の日（平成 23 年 11 月 1 日）を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の一部改正は、総会で承認された日の翌日（平成 24 年 6 月 2 日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、総会で承認された日の翌日（平成 25 年 6 月 18 日）から施行する。

公益社団法人日本馬事協会 役員名簿

平成 31 年 3 月 31 日現在

役 職		氏 名	備 考
1	非常勤 会 長	内藤 邦男	(一社) JA 共済総合研究所 理事長
2	〃 副 会 長	伊藤 克己	
3	常 勤 専務理事	永峰 一弘	
4	非常勤 理 事	穴見 盛雄	熊本県畜産農業協同組合連合会 代表理事会長
5	〃 〃	栗本 まさ子	(公財) 日本乳業技術協会 代表理事
6	〃 〃	佐野 佳久	(公財) 畜産近代化リース協会 常務理事
7	〃 〃	高橋 勝義	根室生産農業協同組合連合会 代表理事会長
8	〃 〃	瀧澤 義一	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事副会長
9	〃 〃	野村 宏	釧路農業協同組合連合会 代表理事会長
10	〃 〃	山口 洋史	(公社) 全国乗馬倶楽部振興協会 専務理事
11	〃 〃	山内 正孝	青森県畜産農業協同組合連合会 代表理事会長
12	〃 〃	山本 勝博	十勝農業協同組合連合会 代表理事会長
13	〃 監 事	岩元 正文	(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル理事
14	〃 〃	吉田 享史	(株) 日本レーシングサービス専務取締役
15	〃 顧 問	赤保谷 明正	

役員員の推移（平成20年以降～）

●会長理事		山内正孝	19. 6. 7 - 28. 6. 20
赤保谷明正	平成17. 12. 20 - 30. 6. 18	草野信一	20. 6. 7 - 28. 6. 20
内藤邦男	30. 6. 18 - 現在	西勝海	20. 6. 7 - 22. 6. 6
●副会長理事		信國卓史	20. 6. 7 - 30. 6. 18
小川諄	平成15. 6. 6 - 26. 6. 16	松下隆之	20. 6. 7 - 22. 6. 6
伊藤克己	26. 6. 16 - 現在	大西昭男	21. 6. 7 - 24. 6. 1
●専務理事		山本勝博	21. 6. 7 - 現在
澤村興隆	平成16. 6. 7 - 20. 1. 15	小谷敏彦	22. 6. 7 - 28. 6. 20
倉澤景晴	20. 1. 15 - 24. 6. 1	高橋勝義	22. 6. 7 - 28. 6. 20
杉野繁治	24. 6. 1 - 28. 3. 31	田中克己	22. 6. 7 - 24. 6. 1
伊藤副会長兼務	28. 4. 1 - 28. 6. 20	安武正秀	22. 11. 1 - 23. 6. 3
永峰一弘	28. 6. 20 - 現在	倉澤景晴	24. 6. 1 - 24. 9. 18
●常務理事		瀧澤義一	24. 6. 1 - 現在
安武正秀	平成17. 6. 7 - 22. 10. 31	柿林孝志	26. 6. 17 - 29. 6. 19
●常勤理事		石橋榮紀	28. 6. 20 - 30. 6. 18
栗本共明	平成23. 6. 4 - 24. 10. 31	佐野佳久	28. 6. 20 - 現在
●理事		千葉伝	28. 6. 20 - 30. 6. 18
高本延吉	平成 6. 6. 7 - 20. 6. 6	山口洋史	28. 6. 20 - 現在
香川莊一	7. 6. 7 - 20. 6. 6	白鳥隆志	29. 6. 19 - 30. 6. 18
時田茂光	12. 6. 7 - 23. 10. 31	武藤清隆	29. 6. 19 - 30. 6. 18
千葉伝	14. 6. 7 - 24. 6. 1	栗本まさ子	30. 6. 18 - 現在
池本元一	14. 6. 7 - 20. 6. 6	高橋勝義	30. 6. 18 - 現在
佐々木義隆	14. 6. 7 - 20. 6. 6	野村宏	30. 6. 18 - 現在
小瀬泰	15. 6. 7 - 23. 6. 17	山内正孝	30. 6. 18 - 現在
枳穀勝久	15. 6. 7 - 24. 6. 1	●監事	
金谷和夫	16. 6. 7 - 23. 10. 31	星野大 清	平成18. 6. 7 - 22. 6. 6
杉野毅	16. 6. 7 - 23. 9. 9	川野洋和	18. 6. 7 - 25. 6. 17
鈴木重格	16. 6. 7 - 22. 6. 6	石田生男	22. 6. 7 - 27. 3. 10
神谷孝之	17. 6. 7 - 23. 10. 31	大森一義	25. 6. 17 - 28. 6. 20
穴見盛雄	18. 6. 7 - 現在	岩元正文	27. 6. 24 - 現在
木下一己	18. 6. 7 - 21. 6. 6	吉田享史	28. 6. 20 - 現在
伊藤政光	19. 6. 7 - 20. 6. 17		

●顧問 赤保谷 明 正	平成30. 6. 18 - 現在	原 田 寛 久 永 井 可奈子 長 嶋 祥 子 野 本 美恵子 中 城 一 青 木 仁 久	21. 4. 1 - 30. 3. 31 21. 10. 1 - 23. 9. 30 23. 12. 1 - 現在 23. 6. 1 - 現在 26. 4. 1 - 現在 30. 6. 1 - 現在
●参与 栗 本 共 明 本 藤 一 憲 中 山 清 秀	平成22. 11. 1 - 23. 6. 3 24. 11. 1 - 27. 5. 31 27. 6. 1 - 現在	●派遣職員（地全協） 倉 澤 景 晴 山 崎 慎 介 重 田 賢 司 杉 野 繁 治 高 橋 文 昭 御代田 美 一 永 峰 一 弘 山 元 護 大	平成19. 4. 1 - 20. 1. 14 19. 4. 1 - 22. 3. 31 22. 4. 1 - 25. 3. 31 24. 4. 1 - 24. 6. 1 25. 4. 1 - 27. 3. 31 27. 4. 1 - 29. 3. 31 28. 4. 1 - 28. 6. 19 29. 4. 1 - 現在
●職員（嘱託含む） 岡 田 和 子 山 下 大 輔 伊 東 敏 枝 宮 崎 國 雄 高 橋 健 岩 村 俊 春 村 山 好 子 大 沼 孝 宣 佐 藤 修	昭和62. 7. 1 - 平成24.12.28 平成11. 4. 1 - 現在 12. 4. 1 - 25. 3. 31 13. 4. 1 - 22. 3. 31 14. 4. 1 - 現在 19. 4. 1 - 21. 3. 3 19. 7. 1 - 現在 20. 4. 1 - 現在 21. 4. 1 - 23. 3. 31		

コ ラ ム

北海道初の洋種馬

北海道では昔から、初めて道内に入った洋種馬は流星号あるいは流星栗毛と伝えられてきた。開拓の歴史から考えて米国産 Trotter であろうとも考えられたが、事実はナポレオン三世から徳川幕府へ贈られた純血アラブであった。

維新後に新政府から受領を断られたアラブ 26 頭は静岡藩でも飼いきれず、徳川家の親戚を主として分配されたが、残った流星栗毛の雄馬は飼養を担当した小野儀三郎（後の函館大経）の所有馬となった。富士越と名付けられたこの馬は明治 3 年秋に招魂社（後の靖国神社）で行われた競馬で人々を驚かせた。

あらびやの乗馬とかけてそば屋のあつらへととく、心はかけが早い（『開化なぞづくし』）

儀三郎（大経）は明治 5 年 8 月に開拓使へ奉職し、9 月に富士越を函館へ運んだ。富士越は 8 年から今の恵庭市にあった漁牧場で種雄馬として供用された。

函館大経は明治 5 年 10 月に明治天皇が出御された招魂社競馬で外国人を破り、勅語を賜ったと思われるが、この時の騎乗馬は大経遺愛の馬と伝えられる飛花であろう。1865 年にニューヨークで生まれた流星月毛の純血アラブの雌馬で、ケプロンが日本に連れて来た。飛花は明治 8 年に開拓使の七重官園へ入り、9 年と 14 年の明治天皇七重行幸の折に大経の騎乗で天覧馬術に供された。

明治 5 年 11 月に函館大経が開設し、函館～森間を路線馬車で結んだ馬車会所に、神戸という雌馬がいた。富士越と同時に渡道したと思われる。1861 年イタリア産、鹿毛粕と記録される貨車用馬で、7 年に七重官園へ移り、17 年に死亡した。

公益社団法人 日本馬事協会 会員名簿

平成 31 年 3 月 31 日 現在

団 体 会 員			
名 称	〒	住 所	☎
ホクレン農業協同組合連合会	060-8651	札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 3 番地	011-232-6180
根室生産農業協同組合連合会	086-1006	標津郡中標津町東 6 条南 1 丁目 2 番地	01537-2-2148
根室馬事振興協議会	086-1006	標津郡中標津町東 6 条南 1 丁目 2 番地 根室生産連内	01537-2-2148
根釧乗用馬生産育成振興会	086-1137	標津郡中標津町字俵橋 14 線南 5	0153-72-1283
はまなす乗用馬生産組合	088-2576	野付郡別海町西春別 278-8	0153-77-3509
釧路農業協同組合連合会	085-0018	釧路市黒金町 12 丁目 10 番地 1	0154-23-1131
釧路馬事振興連合会	085-0018	釧路市黒金町 12 丁目 10 番地 1 釧路農協連内	0154-23-1131
十勝農業協同組合連合会	080-0013	帯広市西 3 条南 7 丁目 14 番地	0155-24-2130
十勝馬事振興会	080-0013	帯広市西 3 条南 7 丁目 14 番地 十勝農協連内	0155-24-2130
上川生産農業協同組合連合会	070-0030	旭川市宮下通 4 丁目 2 番 5 号 JA 上川ビル 1F	0166-24-1003
上川馬事振興会	070-0030	旭川市宮下通 4 丁目 2 番 5 号 JA 上川ビル 1F 上川生産連内	0166-24-1003
道北乗用馬生産振興会	070-0030	旭川市宮下通 4 丁目 2 番 5 号 JA 上川ビル 1F 上川生産連内	0166-24-1003
(一社)北海道家畜人工授精師協会	060-0004	札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 13 階	011-242-9655
北海道和種馬保存協会	063-0804	札幌市西区二十四軒 4 条 5-9-3 (公社)日本馬事協会 北海道事務所内	090-6269-7782
(有)日高軽種馬共同育成公社	059-2412	新冠郡新冠町節婦町 71 番地の 4	01464-7-2281
日高生産農業協同組合連合会	056-0016	日高郡新ひだか町静内本町 4 丁目 1 番 6 号	0146-42-1781
日本純血アラブ馬協会	081-0341	河東郡鹿追町瓜幕西 33 線 21-7	0155-23-5687
帯 広 市	080-8670	帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地	0155-24-4111
(一社)北海道酪農畜産協会	060-0004	札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 13 階	011-209-8550
青森県畜産農業協同組合連合会	039-2567	上北郡七戸町字鶴児平 72 番地 1	0176-60-1070
田名部畜産農業協同組合	035-0021	むつ市田名部字下川 18	0175-22-4716
青森県七戸畜産農業協同組合	039-2501	上北郡七戸町荒熊内 67	0176-62-2125
三本木畜産農業協同組合	034-0001	十和田市大字三本木字野崎 40-433	0176-23-3581
(一社)岩手県畜産協会	020-0605	滝沢市砂込 389 番 7 号	019-694-1300
ゆうき青森農業協同組合	039-2654	上北郡東北町塔ノ沢 1-311	0175-62-2112
(一社)岩手県馬事振興会	020-0605	滝沢市砂込 389 番 7 号 (一社)岩手県畜産協会 内	019-694-1300
盛岡畜産農業協同組合	020-0605	滝沢市砂込 389 番 7 号	019-601-3502
九戸畜産農業協同組合	028-7801	久慈市待浜町字本町 7-65-2	0194-58-2115
遠野市乗用馬生産組合	028-0523	遠野市中央通り 9 番 1 号 遠野市農林畜産部 馬事振興課内	0198-62-2111 (内線 442)
花巻農業協同組合	025-0052	花巻市野田 316 番地の 1	0198-23-3333
(一社)遠野市畜産振興公社	028-0545	遠野市松崎町駒木 4-120-5	0198-62-5561
安代町馬事振興会	028-7534	岩手県八幡平市荒屋新町 113 種市幸雄方	0195-72-2650
新岩手農業協同組合	020-0667	岩手県滝沢市鶴飼新田 7 - 76	019-699-3311

団 体 会 員			
名 称	〒	住 所	☎
岩手ふるさと農業協同組合	023-0402	奥州市胆沢区小山字菅谷地 131-1	0197-52-3212
丸泉寺牧野農業協同組合	028-4304	岩手郡岩手町大字子抱 11-179 帷子修一方	0195-62-3454
日 本 中 央 競 馬 会	106-8401	港区六本木 6-11-1	03-3591-5251
地 方 競 馬 全 国 協 会	106-8639	港区麻布台 2 丁目 2 番 1 号	03-3583-6841
全国公営競馬獣医師協会	106-0041	港区麻布台 2 丁目 2 番 1 号	03-5570-1248
(公社)日本馬術連盟	104-0033	中央区新川 2-6-16 (一財)馬事畜産会館 6F	03-3297-5611
(一社)日本家畜商協会	104-0033	中央区新川 2-6-16 (一財)馬事畜産会館 7F	03-3297-5545
全国畜産農業協同組合連合会	104-0033	中央区新川 2-6-16 (一財)馬事畜産会館 5F	03-3297-5531
(一財)馬事畜産会館	104-0033	中央区新川 2-6-16 (一財)馬事畜産会館 7F	03-5543-0311
東京都競馬株式会社	143-0016	大田区大森北 1-6-8	03-5767-9055
(公社)日本軽種馬協会	105-0004	港区新橋 4-5-4	03-5473-7091
(公財)ジャパン・スタッドブック・インターナショナル	105-0004	港区新橋 4-5-4	03-3434-5315
(公社)日本獣医師会	107-0062	港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階	03-3475-1601
(公社)日本装削蹄協会	105-0004	港区新橋 4-5-4	03-6821-4450
(公社)全国乗馬倶楽部振興協会	105-0004	港区新橋 4-5-4	03-6402-5800
(公社)畜産技術協会	113-0034	文京区湯島 3-20-9 緬羊会館	03-3836-2301
(公社)中央畜産会	101-0021	千代田区外神田 2-16-2 第 2 ディーアイシービル 9 階	03-6206-0840
(公財)畜産近代化リース協会	106-0032	港区六本木 2-1-13 六本木 MY ビル	03-3584-0883
(株)日本レーシングサービス	140-0002	品川区東品川 2-2-20	03-6714-8188
(公財)馬事文化財団	231-0853	横浜市中区根岸台 1-3	045-662-7581
(公財)山梨県馬事振興センター	408-0044	北杜市小淵沢町 10060-3	0551-36-3945
木 曾 馬 保 存 会	397-0301	木曾郡木曾町開田高原末川 5596-1 (一財)開田高原振興公社木曾馬の里乗馬センター内	0264-42-3085
(一社)日本乗用馬ブリーディング協会	659-0064	兵庫県芦屋市精道町 6-15	0797-80-7211
島根県農業協同組合隠岐どうぜん地区本部	684-0303	隠岐郡西ノ島町大字美田 2148-2	08514-7-8005
野 間 馬 保 存 会	794-0081	今治市阿方甲 246-1 JA 越智今治支店内	0898-32-0007
対 州 馬 保 存 会	817-1602	対馬市上県町佐須奈甲 567-3 対馬市上県地域活性化センター内	0920-52-1116
熊本県畜産農業協同組合連合会	861-2101	熊本市東区桜木 6-3-54	0963-65-8811
熊本県畜産農業協同組合	861-2101	熊本市東区桜木 6-3-54	0963-69-0077
都井岬馬保護対策協力会	888-0221	串間市大字大納 42-7 都井御崎牧組合事務局内	0987-76-1244
都 城 農 業 協 同 組 合	885-0012	都城市上川東 3 丁目 4-1	0986-22-9828
こばやし農業協同組合	886-0004	小林市大字細野 1321	0984-23-1313
ト カ ラ 馬 保 存 会	890-0065	鹿児島市郡元 1-21-24 鹿児島大農学部家畜育種学教室内	0992-85-8589
沖 縄 県 農 業 協 同 組 合	900-0025	那覇市壺川 2-9-1	098-831-5166
与 那 国 馬 保 存 会	907-1801	八重山郡与那国町与那国 129 与那国町役場産業振興課	0980-87-2241
宮 古 馬 保 存 会	906-0103	宮古島市城辺字福里 600-1 宮古島市教育委員会 生涯学習部文化財係	0980-77-4946
宮 古 島 市	906-0012	宮古島市平良字西里 186 番地	0980-76-6840

個人会員

平成31年3月31日現在

	氏名		氏名		氏名
1	赤保谷 明 正	15	佐々木 啓 文	29	星 井 精 一
2	阿 部 栄 子	16	澤 村 興 隆	30	安 武 正 秀
3	安 部 哲 朗	17	杉 野 繁 治	31	山 内 英 樹
4	飯 多 亮	18	鈴 木 清 彦		
5	伊 藤 克 己	19	津 川 和 重		
6	井 上 晴 夫	20	堤 孝 正		
7	小 川 諄	21	津 曲 公 夫		
8	越 智 眞 一	22	内 藤 邦 男		
9	金 谷 和 夫	23	中 山 清 秀		
10	草 野 信 一	24	永 峰 一 弘		
11	窪 田 葵	25	南 波 利 昭		
12	倉 澤 景 晴	26	西 勝 海		
13	小 谷 敏 彦	27	信 國 卓 史		
14	金 隆	28	春 田 恭 彦		

(敬称略)

賛助会員

平成31年3月31日現在

団 体		個 人	
1	株式会社 日本印刷	1	重 田 賢 司
2	株式会社 ファインシステム	2	池 田 收
3	株式会社 野澤組		

(敬称略)

公益社団法人 日本馬事協会

支部・事務委託先・事務所

平成 31 年 3 月 31 日 現在

支部及び支部長名	〒	住 所	☎
岩手県支部 久保憲雄	020-0605	岩手県滝沢市砂込 389 番 7 (一社)岩手県畜産協会内	0176-60-1070 FAX 0176-60-1073
長野県支部 原久仁男	397-0302	木曾郡木曾町開田高原末川 5596-1 (一財)開田高原振興公社 木曾馬の里乗馬センター内	019-694-1300 FAX 019-694-1305
事務委託先			
青森県畜産農業協同組合連合会 代表理事会長 山内正孝	039-2567	上北郡七戸町字鶴見平 72-1	0176-60-1070 FAX0176-60-1073
(公社)栃木県畜産協会 会長 西川公也	321-0905	宇都宮市平出工業団地 6-7	028-664-3434 FAX028-683-1077
(公社)鳥根県畜産振興協会 会長理事 竹下正幸	690-0887	松江市殿町 19-1	0852-31-3609 FAX0852-32-2209
(一社)高知県畜産会 会長 濱口達也	780-8125	高知市五台山 5015-1	088-883-8161 FAX088-880-0024
(公社)熊本県畜産協会 会長 穴見盛雄	861-2101	熊本市東区桜木 6-3-54	096-369-9176 FAX096-338-0681
(公社)宮崎県畜産協会 会長理事 新森雄吾	880-0806	宮崎市広島 1-13-10	0985-41-9302 FAX0985-24-3774
(公社)沖縄県家畜改良協会 会長 伊保俊彦	901-0417	島尻郡八重瀬町字外間 106-2	098-987-0474 FAX098-855-0476
公益社団法人 日本馬事協会北海道事務所 〒 063-0804 札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9 番地 3 号 北海道獣医師会館 3 F 電 話 011-642-5554 番 F A X 011-642-5521 番			

日本在来馬保存会一覧

平成 31 年 3 月 31 日現在

馬種 団体名 会長名	郵便番号	事務所所在地 担当者	電話 (ファックス)
北海道和種馬 北海道和種馬保存協会 近藤誠司	063-0804	札幌市西区二十四軒4条5丁目9-3 北海道獣医師会館 (公) 日本馬事協会北海道事務所内 白井興一	090-6269-7782 (011-232-5460)
木曾馬 木曾馬保存会 原久仁男	397-0301	長野県木曾郡木曾町開田高原末川5596-1 (財) 開田高原振興公社 木曾馬の里乗馬センター 中川剛	0264-42-3085 (0264-42-3085)
野間馬 野間馬保存会 大澤譲児	794-0081	愛媛県今治市阿方甲246-1 J A 越智今治乃万支所内 大澤譲児 小澤剛 (野間馬ハイランド)	0898-32-0007 (0898-33-4502) 0898-32-8155 (0898-32-8255)
対州馬 対州馬保存会 森山忠昭	817-0013	長崎県対馬市上県町佐須奈甲567-3 対馬市役所上県地域活性化センター内 豊田稔房	0920-84-2311 (0920-84-2310)
御崎馬 都井岬馬保護対策協力会 島田俊光	888-0001	宮崎県串間市大字大納42-7 都井岬放牧組合事務局内 今村政樹	0987-76-1244 (0987-76-1244)
トカラ馬 トカラ馬保存会 大山英隆	890-0084	鹿児島県鹿児島市郡元1-21-24 鹿児島大学農学部家畜育種学教室内 岡本新	099-285-8589 (099-285-8525)
宮古馬 宮古馬保存会 宮國博	906-0103	沖縄県宮古島市城辺字福里600-1 宮古島市教育委員会 生涯学習部文化財係 久貝春陽	0980-77-4946 (0980-77-4957)
与那国馬 与那国馬保存会 大嵩長史	907-1801	沖縄県与那国町字与那国129 与那国町役場内 祖納盛三	0980-87-3582 (0980-87-3202)

馬事資料

当協会は30周年、40周年、50周年、60周年の節目に昭和24年に設立されて以降の協会の歩みをまとめた冊子を出版し、併せて日本の馬事の推移を記載してきたが、それ以前については『日本馬政史』『日本競馬史』『日本馬術史』『日本騎兵史』といった各部門ごとの史書や、『光栄に浴する釧路産馬』『優駿のふるさと日高』など各地域の馬産に関する書籍はあるものの、馬に関する網羅的な史書はない。

ここに掲げたのはこうした史書からも漏れた史料であるが、なるべく読んで面白いようなものを集めた。年表でわが国の馬事を俯瞰的に記した後、本格的に畜産が始まったばかりの頃にまとめられた牧馬法、明治から昭和に至る興味深い人物や馬に関するエピソードに加え、戦後の馬政を打ち立てようとする懇談会、北海道の馬産にまつわる各種の事情がふんだんに盛り込まれた座談会を掲載することで、大まかにではあるが、日本の近代馬産の流れを理解する一助になるのではないかと考えた。

馬事年表

天智天皇 4 年 5 月 5 日 (665. 6. 22)	端午節会初めて行はれ走馬を觀給ふ。(日本書紀)
大宝元年 8 月 3 日 (701. 9. 9)	大宝律令成る。兵馬司は牧、兵馬、郵駅、公私牛馬の事を掌る。(続日本紀)
宝龜 6 年 1 月 7 日 (775. 2. 11)	天皇揚梅院安殿に御し青馬を覽給ふ。(色葉字類集)
延長 5 年 11 月 (927. 11 ~ 12)	藤原忠平等延喜格式を上る。(兵制沿革誌) 注：左馬寮の御牧 32 箇所、貢馬 240 疋。兵部省の諸国牧 42 箇所。他に近都牧 6 箇所。
天喜 5 年 2 月 3 日 (1057. 3. 10)	頼俊郎等を召し笠懸を射せしむ。(定家朝臣記)
寛治 7 年 5 月 5 日 (1093. 6. 1)	勅願にて賀茂に於て競馬を執行す。(競馬記)
嘉保 3 年 5 月 2 日 (1096. 5. 26)	上皇鳥羽殿に於て武者所の流鏑馬を覽給ふ。(中右記)
建永 2 年 6 月 1 日 (1207. 6. 27)	上皇内野に御幸、尋で犬追物を行ひ給ふ。(明月記)
天正 9 年 2 月 28 日 (1581. 4. 1)	信長五畿内隣国の大名小名御家人を召し駿馬を集めて京都に馬揃す。山内一豊の妻黄金十両を出して馬を買ひ其の出身の端を開く。(信長公記)
天正 19 年 閏 1 月 8 日 (1591. 3. 3)	葡萄牙人洋馬一頭を豊臣秀吉に献ず。該馬の形貌雄美なる驕者秀吉の如きも之に報ゆべきものなきを嘆ぜりと。(大日本産業事蹟)
享保 10 年 10 月 1 日 (1725. 11. 5)	阿蘭陀馬三疋長崎より来る。(大日本産業事蹟)
享保 12 年 3 月 (1727. 4 ~ 5)	蘭人ケイズルが答へたるは御馬道中朝夕飼様の事、病馬治療のため灸針をなすこと、肥満に過ぐる馬平素の取扱方、厩舎寝藁の事、毛艶あしく瘦削馬取扱の事、内羅・結馬・大小便不通の治療に関する事等也。(西説伯樂必携)
万延元年 7 月 16 日 (1860. 9. 1)	横浜元町にて外国人が競馬を催す。(ホール日記)
慶応 3 年 6 月 26 日 (1867. 7. 27)	仏国皇帝ナポレオン三世より徳川慶喜にアラビヤ馬二十六頭を贈る。是日幕府之を受領す。(奥右筆手留)
明治 5 年 7 月 (1872. 8 ~ 9)	日高国新冠郡に牧馬場を設ける。後の新冠御料牧場。
明治 8 年 (1875) 年 9 月	下総国下埴郡に取香種畜場を設ける。後の下総御料牧場。
明治 12 (1879) 年 8 月 20 日	天皇グラント前米国大統領と共に戸山学校競馬場へ行幸。
明治 13 (1880) 年 4 月 21 日	グラント氏より天皇へ寄贈の名馬ボツプエークルスを皇居で天覧。函館大経をして騎乗せしめられ、開拓使に種雄馬として下げ渡される。
明治 17 (1884) 年 11 月 1 日	上野不忍池競馬が天皇の行幸を仰いで開幕する。
明治 24 (1891) 年 1 月	岩手県南岩手郡に民間の手で小岩井農場が開設される。
明治 29 (1896) 年 6 月 12 日	陸奥国上北郡に奥羽種馬牧場が開設される。この年全国の種雄馬 5,943 頭 (洋種 69 頭・雑種 780 頭・和種 5,094 頭)。
明治 34 (1901) 年 4 月 2 日	馬匹去勢法公布。大正 5 年施行。敗戦により廃止。
明治 38 (1905) 年	豪州から軍用馬を輸入。翌年雄 97 頭、雌 3,593 頭を官民に貸与。
明治 39 (1906) ~ 昭和 10 (1935) 年	馬政第一次計画。第二次 (昭和 11 ~ 40 年) は途絶。

明治 39 (1906) 年 5 月 31 日	内閣直属の馬政局設置。明治 43 年陸軍省馬政局、大正 12 年農商務省畜産局 (15 年農林省)、昭和 11 年農林省馬政局 (18 年農商省)。20 年廃止。
明治 40 (1907) 年 6 月 19 日	日高国浦河郡に日高種馬牧場が開設される。
明治 43 (1910) 年 4 月 20 日	十勝国河東郡に十勝種馬牧場が開設される。この年国有種雄馬 494 頭、民有種雄馬 4,767 頭 (洋種 1,045 頭・雑種 3,625 頭・和種 97 頭)。全国馬匹数 1,564,643 頭 (雄 688,537 頭・雌 876,106 頭)、産駒数 117,950 頭。
大正 10 (1921) 年 4 月 27 日	馬籍法公布。翌年 4 月施行。敗戦により廃止。
大正 12 (1923) 年 4 月 10 日	競馬法公布。同年 7 月施行。昭和 23 年新競馬法に統合。この年全国総馬数 1,591,591 頭で史上最高。昭和 10 年まで 140 万頭以上を保つ。昭和 30 年 927,260 頭。47 年 96,708 頭 (他に軽種馬)。53 年 25,200 頭 (同)。
大正 13 (1924) 年 10 月	帝国競馬協会が馬の登録を開始。昭和 12 年日本競馬会、23 年輕種馬登録協会、46 年日本軽種馬登録協会 (現在の JAIRS)。
大正 14 (1925) 年 7 月 15 日	石川県羽咋で勝馬投票を伴う輓曳競走が実施される。
大正 15 (1926) 年 7 月 30 日	帝国馬匹協会設立。昭和 16 年日本馬事会に統合。
昭和 7 (1932) 年 8 月 14 日	ロサンゼルス五輪馬術大障害飛越競技で西竹一中尉が優勝。
昭和 7 (1932) 年 9 月 18 日	日本釧路種を作出。11 年 9 月 27 日奏上釧路種を作出。
昭和 11 (1936) 年 12 月 10 日	日本競馬会設立。23 年国営。29 年日本中央競馬会。
昭和 14 (1939) 年 4 月 7 日	種馬統制法公布。6 月施行。16 年国が登録開始。敗戦により廃止。23 年種畜法。25 年家畜改良増殖法。同年十勝農業協同組合連合会が登録開始。
昭和 14 (1939) 年 4 月 7 日	軍馬資源保護法公布。7 月施行。敗戦により廃止。
昭和 16 (1941) 年 4 月 7～8 日	代々木練兵場で興亜馬事大会開催。8 日に輓曳競技。
昭和 21 (1946) 年 2 月 9 日	前年の日本馬事会解散を受け中央馬事会設立。23 年解散。
昭和 21 (1946) 年 11 月 20 日	地方競馬法公布。即日施行。23 年新競馬法に統合。
昭和 22 (1947) 年 10 月 16 日	北海道初の勝馬投票を伴う輓曳競走が旭川で行われる。
昭和 23 (1948) 年 7 月 13 日	競馬法公布。19 日施行。29 年と 37 年に大改正。
昭和 24 (1949) 年 3 月 29 日	社団法人日本馬事協会設立。平成 23 年公益社団法人。
昭和 26 (1951) 年 6 月 14 日	農林省が都道府県に「馬の改良及び生産方針」を通達。
昭和 28 (1953) 年 9 月 1 日	有畜農家創設特別措置法公布。即日施行。耕馬を推奨。
昭和 36 (1961) 年 6 月 12 日	農業基本法公布。即日施行。農業機械化を推進。
昭和 40 (1965) 年 6 月 30 日	国有種雄馬の配置事業を日本馬事協会が借り受ける形で引き継ぎ、協会独自の種雄馬購買・配置も開始する。
昭和 51 (1976) 年 4 月 8 日	日本馬事協会が軽種馬以外の馬の登録を開始する。
昭和 52 (1977) 年 6 月 6 日	日本馬事協会が日本在来馬の保存活用のための連絡会議を開催。北海道和種馬、木曾馬、対州馬、御崎馬、トカラ馬、与那国馬。53 年宮古馬、60 年野間馬を追加。平成 19 年 3 月「日本在来馬の保存と利活用に関する基本構想」策定。
平成 19 (2007) 年 4 月 27 日	帯広市単独主催となるばんえい帯広競馬が開幕する。

明治の最新式牧馬法

明治 11 年頃、農林水産省の前身である内務省勸農局は洋種馬の取り扱い方の指針をまとめた。畜産に関する知識がほとんどなかった時代だけに、当時の畜産に関する御雇い外国人の多くがアメリカから来ていた関係か、アメリカ式直輸入の風情も見える。

後半のケンタッキー州における馬飼養法は、おそらくジェームズ・グリNSTEED が勸農局の質問に答えたものと思われる。明治 10 年と 11 年に勸農局は取香種畜場（後の下総御料牧場）で飼養するための馬をアメリカから輸入し、当時のわが国の馬産レベルを遥かに凌駕する優良馬が輸入された。それは取香種畜場を主導する D・W・アッピジョンズが羊の専門家であるため、輸入馬の選択は上記のグリNSTEED とカリフォルニアのリーランド・スタンフォードに任せたからである。スタンフォードは鉄道王として知られ、後にパロ・アルト・スタッドを閉じてそこに大学を設立し、それが世界的名門校となったためそちらで有名になったが、西海岸屈指の馬産家であった。グリNSTEED のウォルナット・ヒル・スタッドは馬産の中心地ケンタッキーでキーン・リチャーズのブルー・グラス・スタッドと一二を争うサラブレッド生産牧場であった。

以下にその全文を掲げる。午後十二時は深夜零時のこと。後半は原文がなく訳文だけなので意味が不明な点もある。ヂヤキは雌馬の発情と関係しているようなので、雄馬のことであろうか。百度は華氏で、摂氏なら約 38 度となる。モンマウスはライバルのリチャーズが生産した馬で、グリNSTEED が取香種畜場へ送った。ダイヤモンドは第 1 回英ダービー馬ダイオメドのことで、輸入地はヴァージニアである。明らかな誤訳は意味が通るよう訂正し、片仮名書きは平仮名書きに、旧字体は常用漢字に改めた。

種馬取扱方の件

洋種馬取扱概略

純粋乗用種馬取扱方

- 一 穀物は一日割麦一升八合フスマ一升五合を混和し、朝昼夕に三分し、水にてかき混ぜ与ふべし。
- 一 干草は一日一貫五百目を三分し、穀物を食ひ終へて与ふべし。
夏間青草ある時は干草の量目三倍を与ふべし。尤も、青草に飼ひ移す時は最初十分の二位を与へ、四五日を経て漸次増加し、青草に移すべし。
冬間は前書量目の干草を凡そ一寸位に刻み、百度位の温湯に浸し、前書の割麦フスマを混和し、冷えざる内に与ふべし。
- 一 飲水は一日夏間は四升、冬間は三升を三分し、穀物を食ひ終へて直ちに与ふべし。

一 寝藁は舎の広狭に応じ適宜に与ふべし。

夏間は早朝舎外に出し、不潔の分を捨て、清潔の分を日受けの場所にて乾かし、午後四時頃日陰へ取り入れ、熱気を去り置き、舎内へ敷き、其の上へ新規の藁を増加すべし。尤も、昼間は舎内に敷藁なきを良とす。

冬間は昼夜とも多量に敷き置くを良とす。尤も、不潔なる分は日々取り捨て、清潔なる分は日受けの場所にて乾かし、隔日に繰り換へ、敷き与ふべし。

一 運動は一日に里程六里の積りを以て朝夕四時間に割り合ひ、着衣（馬衣を言ふ）のまま率き歩く（他牛馬の往来する道は宜しからず。なるべく厩舎近傍にある運動場内を良とす）。終はりて厩内に率き入れ、毛櫛雑巾等にて汗並びに汚穢なきやう清潔に手入れすべし。

但し、洋馬取扱方熟練の人乗馬にて運動するといへども、鞭を用ゆべからず。馬頭を引き上げず、跡鞍を押さず、馬気を推察し、なるべく穏和に乗るべし。而して馬耳根に発汗せざる前に下乗し、舎内へ率き入れ、汗を拭ひ、また着衣せしめ、静かに率き歩き行き、自然に汗を乾かすべし。

一 夏間旅行せしめば、午後十二時より率き立て午前七時まで。尚午後七時より率き立て同十時まで行くべし。右は畢竟暑気並びに蠅等の憂を避くる為めにつき注意すべし。

但し、里程は一日十里以内のこと。

馬車用種馬取扱方

一 穀物は一日割麦二升フスマ一升五合を混和し、以下前の乗用種馬飼料与へ方同断。

一 干草は一日二貫目。以下乗用種馬同断。

夏間冬間干草生草与へ方乗用種馬同断。

一 飲水は充分与ふべし。

但し、運動等にて意外に発汗したる時は、まず一升程与へ置き、暫時見合はせ与ふべし。

一 寝藁は前書の乗用種馬同様に取り扱ふべし。

一 運動は一日七里の積りを以て朝夕三時間に割り合ひ、率き歩き行くべし。

但し、乗り運動並びに運動場処手入れ等は乗用種馬同断の事。

農用種馬取扱方

一 穀物は割麦三升フスマ二升を混和し、以下前と同断たるべし。尤も、使役する時は充分与ふべし。

一 飲水は充分与ふべし。

但し、運動等により意外に発汗したる時は、前の乗用種馬同断注意すべし。

一 運動手入れ寝藁等は乗用種馬同断の事。

種牡馬交尾中取扱方

- 一 交尾の期節に至れば、前以て種牡馬に増飼を与へ置くべし。交尾中は勿論の事。但し、交尾の期節は二月頃より五月頃迄の内たるべし。
- 一 総て種牡馬は体格により交尾の度異動ありといへども、大抵満三歳に至れば牝に配する二十乃至二十五頭、四歳以上は三十乃至四十頭、十歳以上は二十五乃至三十頭を超ゆべからず。
- 一 牝牡馬を交尾せしむるには、牡馬一頭を毎隔日夕刻に各一頭の牝馬に一回配せしめ、七日乃至九日を経て之を試み、牝馬の春心止まざる時は再び之に配せしむ。その後七日を経て牝期猶未だ止まざれば復た前の如くすべし。我邦牧畜の道未だ開けざるを以て、一頭の牝馬に一日二回或いは毎日数回交尾せしむる等の弊往々これありといへども、右は全くその精液を徒費するのみならず、貴重なる牡畜を疲労せしむるの大害あれば、厚く注意すべきの要件なり。
- 一 牡牝馬共三十六ヶ月以内に交尾せしむるは成長をあやまり、終に身体の健康を失ふのみならず、その子畜の骨格もまた壯麗なる者少なしとす。注意せざるべからず。但し、交尾せしむる時は牝馬に必ず交尾具を用ゆべし。
- 一 牝馬は分娩の後二三週間を経て、健康にして春心を発動する時は牡馬に配すべし。
- 一 洋種純粹牡馬を内地の牝馬に配して産せしものを五分雜種とす。その五分雜種なる牝馬に洋種純粹牡馬を配して産するものを七分五厘雜種とし、その次を良種とす。然れども到底純粹ならざるにより、右等の雜種牡馬を内地の牝馬に配する時は各五分ずつ内地馬の血統を増加して不良種に帰するを以て、良種といへども上等なる種馬たるを得ず。故に洋種純粹種牡牝馬を繁殖せしむるを第一の要点とす。然りといへどもまた内地一般の産馬に比すればその強壯肥大なる非常の進歩を得るを以て、あまねく繁殖すべきの要件なる論を俟たざるなり。
- 一 種牡馬に配する内地牝馬は七寸以上、骨格良好強壯肥大なるものを種牡馬隔絶の場所にて疾病の有無を篤と検査の上配せざれば、貴重種の畜に伝染の憂あるを以て、些少の熱及び感冒たりとも決して疾病あるものは近づくべからず。平日たりとも注意すべし。
- 一 交尾の期節中はなるべく牝牡馬を各所に遠ざけ、互いに嘶声を聴かざらしむるを要す。平日といへども注意せざるべからず。

牝馬分娩後取扱方

- 一 分娩後は通常飼料の十分の四五倍を増加し与ふべし。一週日を経て、昼間は小舎或いは樹林ある三反歩内外の運動場へ放ち置くべし。但し、仔畜を始めて運動場に放つ時は、喜んで馳走しややもすれば折傷痙攣等の患害あるを以て、よく注意すべし。

厩舎築造方

- 一 馬舎の位置は南受けにして乾燥なる場処を撰み、牡牝馬共四坪位の放し馬屋にして、空気の流通よく且つ寒風を凌ぐやう注意すべし。寒地にては馬舎の部内に二つ割り杉丸太の丸き方を内にして打ち付け、外部を厚き土壁にするを良とす。是れただに堅牢なるのみならず、馬体に触るる事滑らかにして、又土壁には寒風の透徹を防ぐの故なり。また舎内に板を敷く時は、ややもすれば折傷及び馬蹄に熱を生じ、健康を害するの患あるを以て、煉瓦石或いはセメント（西洋風の極めて堅牢なるタタキ塗なり）を第一等とす。然れども米国に於ては乾燥なる土間を用ゆる事多し。
- 一 馬舎の周囲は凡そ三十間位に土手或いは柵を構へ、朝夕率き運動の他に、適宜に任せ運動せしむるを良とす。土手なれば六尺、柵なれば四尺五寸位の高さに構ふべし。

伝染病予防の概略

- 一 伝染病流行の間へあるときは飼料の三分の一を減じ、殊に外来牛馬を厳禁し（現に勸農局取香種畜場に於ては平日たりとも外来牛馬の門内に入るを禁ず）、舎の内外を清潔にして、朝夕舎内に石炭酸か或いは塩酸カリの溶解水を撒布し、且つ舎の内外に石灰をも施し、又予防の爲め一週間に一回薬剤を飼料に混和して与ふべし。

米国ケンタッキー州に於て質問せしケ条の答弁書

第一

平均牛馬一頭に要する牧場の坪数は全く牧草種類と其の繁茂の実況に因るを以て、実験上にあらざれば之を一定すべからず。ケンタッキー州に於ては牛馬各一頭に付き一エーカーを以て充分なりとすといへども、到底牧場の寛大にして牛馬共平生運動に余地あるに如かず。牧地狭隘なる時は、其の区内の動物運動のたび繋隙なるより、しばしば生草を踐没して暢茂せしめず、且つ動物肥大なる能はず。故に大概動物の数に応じ牧場寛大なれば第一等の種類を改良するのみならず、殊に繁殖用の牛馬孕妊したるものには最も緊要なりとす。仔牛仔馬には之と異なり、決して牧地寛大なるべからず。総て幼畜の運動過隙なる時は恐らくは脱肉羸瘦する害あるを以てなり。茲に貴重なる動物ありて骨格を壯麗にせんと欲せば、先ず牧地を凡そ三十間四方位に区画す。此の内に仔馬弐頭を容るべき小舎を造り、以て日中の炎暑且つ風雨を避く。此の小舎は経一丈に横一丈五尺、中間を仕切り、全く混居せしめず。乾草は絶へず乾草架に充備し、平常動物をして適宜に食せしめ、以て穀物を消化せしむ。且つ水は同様充分に与ふべし。而して此の水を貯ふるの良法は、先づ十五ガロンより二十ガロンを容るべき水舟の如き大桶を造り、管を以て水源より水を桶内に送り、或いはポンプ仕様の如くゴム管を以て水を率引す。此の水桶の丈け凡そ三尺、木製石造にても水の漏逸せざるよう能く接間を密塗し、其の周囲動物の来たり水を飲む処は碎石若しくは砂土を以て土を堅め、平常乾燥するを要す。

第二

総て種牝馬には大麦を以て至良の飼料とす。之を与ふるや麦を能く脱穀するか、或いは束にして刻み与ふべし。到底動物は乾草若しくは藁を豊饒に与へざるべからず。若し適良なる牧草地なき時は、アルファルファ或いは玉蜀黍を散播し、漸々暢生黍粒を結ばんとする前に之を収穫し与ふるを最良滋養の飼料とす。之を得る又難しからず。

第三

仔牛仔馬離乳の後は老畜と共に放牧せず。勉めて之を分牧し、牡駒の如きは平日種牝馬より遠ざけて、牝仔馬といへども決して同居せしむべからず。

第四

種牝馬強壯なる時は、春分三ヶ月間に牝馬四拾乃至五拾頭に容易く交尾せしむ。ケンタッキー州に於ては五拾頭を超過するものありといへども、是等は全く過多なると謂ふべし。(勸農局の試験に依れば仮令ひ強壯のものといへども四拾頭を超へざらん事を希望す。)

第五

老種の牡馬といへども、身体健康血氣強壯なる中は長く種畜の用に供すべし。思ふに老種馬を交接して産したる仔は寧ろ青牡種馬の仔に勝れる事あり。種牛は之と異なり、稍八歳乃至十歳に及び体壯甚だ肥大に至れば多く精氣に乏しくして、交尾せしむる能はず。殊に短角種ダラム牛の如き往々之あり。

第六

牝馬は通常初交尾後九日を経て、試みに再び牡馬に接せしむ。牝馬春心あれば直ちに之に応ず。往々牧畜者の家風に因り、初交尾後十八日乃至三十日にして再接せしむるものありといへども、若牝馬使役なくして閑散なる時は、牝馬の交尾を欲するに任せ、毎日一回宛接せしむるに如かず。(勸農局の経験に依れば、一週間を経て試むるもまた妨げなきに似たり。)

第七

貴重すべき動物ありといへども、母畜の乳養乏しき時は、他より求めて丁寧に之を救育し、仔畜幼弱なるときは小水桶にて牛乳を与へ、漸く三ヶ月を経れば挽割穀物或いは青草を食むに至るべし。

第八

当国(ケンタッキー州の事)に於ては人民牛馬皮を販売せず。往々市場に於て捌くものは多く南アメリカ或いはメキシコ地方より輸入す。其の価概ね生皮一ポンドに付き五セントより八セント、干皮十セントより二十セント位に至る。

第九

暑中牛乳を貯存する方法は氷を以て第一とすといへども、若し之に乏しき時は、流水の上に石造にて暗室を築き、能く大気を流通せしめ、牛乳を小桶共水中二三寸の深さに涵し置けば、容易に腐敗せしめず。

第十

伝染病に感じたる動物は、勉めて健壯なる動物より遠地に離隔し、決して同場に混居放牧すべからず。

第十一

馬の辜丸裁断の季節は分娩後十ヶ月、牛は六ヶ月、豚は六週日を経て裁断するを最良の季とす。爾後は良き生草の上に飼養せざるべからず。体貌に別して羸瘦を生ぜざれば、場中に放ちてほしいままに運動を許すべし。

第十二

ケンタッキー州に於いて曾て販売せし純粹種馬の最も高値なるものは貳万ドル、一歳牡駒にして百ドルより七百ドルに至る。

第十三

目近ケンタッキー州に於て純粹乗馬の血統幾種なるを詳明するは最も難しとす。我輩の曾知する高名なる純粹牡馬は、グレンコ、ヨルクシャー、ソブレン、ナイトオブサントチョウルツなり。且つ其の外数十の牝馬あり。レキシントン及び其の仔牝牡は今に至る迄衆人貴重する良馬なり。レキシントンはボストンの仔、ボストンはテモレヤンの仔、テモレヤンはサイアアルチーの仔、サイアアルチーはダイヤモンドの仔なり。ダイヤモンドは英国より当ケンタッキー州へ輸入せし時は年已に二十二歳の老馬なりき。紀元千七百八十年英国ダービーに於て初めて競馬を開設したる時、ダイヤモンドは衆馬に先んじて一勝を得たるなり。今ケンタッキー州内の純粹馬は殆ど皆英国より輸入せし血統正純なる牡馬を以て蕃殖したるものなり。故に其の原祖を追へば一種同族たり。我輩之を称してインブレードと云ふ。所謂同姓交合なり。乗馬用純粹種馬は同姓と交尾せしむるも別して害あらず。其の故は牝牡の血統極めて良純なれば、更に骨格上に不具を生ぜず。恰も清水の結んで氷となり、化して又水に復するも、更に一片の味なきが如し。思考するにモンマウスの如き種馬は数回其の後裔に交尾せしむるも、蕃殖上決して良種の下賤する患害あらざるなり。此の馬は血統骨格共両全と謂ふべし。必ず血統不良なる種馬を以て蕃殖を謀るべからず。試みに自今英国産の純粹種牛馬を見るに、悉く最初良種の同姓一族より蕃殖し、漸次今日に至るといへども、其の子孫に一点の不具を伝へず。故に総て牧畜を改良せんと欲せば、常に良種の純粹なる牡畜を撰み蕃殖を謀るに如かず。純粹種牡馬を以て通常牝馬に交尾せしむるは蕃殖の良法なりといへども、馬車用種牡馬を以て之に交尾せしむ可からず。若し此の如くにして蕃殖したる子孫は、数年を俟たずして全く父馬の良骨格を失ひ、毫も見るに足らざる賤種となるべし。其の故如何と云ふに、馬車用馬なるものは原来一種の雜種にして、血統正純ならず。故にややもすれば其の後裔に良血を伝へずして、却って賤血を頒布する弊害あり。然るに純粹馬は之と異なり潔白、自ら良血統を子孫に伝及す。

第十四

ケンタッキー州レキシントン府に於て競乗馬の会春秋二季、馬車馬は夏季二回。ロイスウエルに於ても同様に会し、夏季に至ればケンタッキー州内東西となり、大小競馬のあらざる地なし。

第十五

何種の動物にても平常良食を撰み、運動場を寛大にすべし。既に前述するが如く、広濶の牧場は蕃殖牝馬に善くして仔畜に善からず。水は清冷にして充分に与ふ。塩は少量なるべし。多量の塩は動物に害あり。ヂヤキは平常牝馬に接近すべからず。勉めて鼻気の達せざる房に離居せしむべし。若ししからざれば決して蕃殖を謀るべからず。其の上牝牡同房に在れば互いに春情の発動に因り、しばしば精気を老悶するあるを以て、交尾を畢りて仔を産せざる弊害あり。

貴重なる純粹馬は各一頭に通常牧夫一人を付し、以て其の馬の進退飼養より運動に至る迄、一切之を担当看護せしむ。而して運動は毎日朝暮二回時間式時間宛、春分は午前七時より同九時に至る。午後は四時より六時に至る。牧夫各一馬を牽きて徐歩し、決してみだりに駆馳せしめず。漸く二時間を畢れば、清冷の水を与へて丁寧に蹄を浄洗し、且つ体中の発汗を拭ひ去り、夫れより舎内に入れ、其の俵衣を蓋ふ事凡そ一時間にして後ち衣を剥脱し、舎内に於て長く衣を蓋ふ事ある可からず。

通常飼料

玉蜀黍 四コーツ 凡そ一升八合四勺

燕麦 同

右全量凡そ三升六合八勺を微温水に攪き雑ぜ、毎日三度づつ支与す。外に乾草は一日に付き式ポンド半。

種牡馬交尾の季節に際したる時は、飼料に多く水素を増して与ふ。

葉燕麦 但し浮脱せざるものを云ふ。之を穂稿共細かに刻切し 二ポンド

フスマ 二コーツ 凡そ九合二勺

水 八升

右三種を混和し、毎日三度づつ支与す。

純粹種短角牛（ダラム）通常飼料

燕麦 七合五勺

玉蜀黍 同

右を水にて混合、毎日三回づつ支与す。

帯広競馬とトロッター

帯広競馬は明治30年、東3条10丁目に半マイル馬場を造って始まった。44年には南二線西8番地の1マイル馬場に移転したが、市街化区域となったため、西13条南9丁目の沼沢地に1周1600メートルの理想的コースを設け、昭和7年秋から開催した。現存する地方競馬場としては園田に次いで古い。湿地改良工事は37～38年に54,283本のヒューム管を埋めて行われた。49年には現在のスタンドが落成し、周長を1570メートルとしたが、平地走路は平成9年限りで道営競馬が撤退したため廃止され、ホームストレッチ上にはファンが間近でばんえい競走を観戦できるエキサイティングゾーンが設けられた。ばんえい競走は昭和24年にU字形走路で始まり、37年に直線200メートルとされた。

ばんえい記念（当初は農林大臣賞典）は北海道市営競馬協議会が出来た昭和43年から回数を数えているが、真の第1回は昭和27年である。初期は旭川に固定され、36、37、41年は北見で、38、42年は帯広で、39年は岩見沢で行われた。帯広での最初の勝ち馬カチサカエは晏栄の名で種雄馬として成功し、当協会が種馬登録を始めた時に競走馬名を持つ馬はそれを用いる方針を打ち出したため、種雄馬名もカチサカエとなった。繁殖用馬と競走用馬が分かれていた時代にあって、競走馬として成功した馬が種雄馬としても成功するケースのパイオニアであった。2度目の帯広での優勝馬トキミノルもまた豊田の名で種雄馬として好成績を収め、当協会の登録でトキミノルに戻っている。

今では世界で唯一のばんえい競馬が行われる競馬場として名を馳せているが、昭和40年代までの帯広は日本における繋駕速歩競走の中心地であり、十勝地方はトロッターの生産地として知られていた。中央競馬の速歩は旧3歳（現2歳）のレースを行っていなかったため、北海道で好成績を収めた3歳馬をスカウトしていたのである。その頃トロッターのダービーと呼ばれていたのが、7月に帯広で行われる北海道明3才けいが速歩特別であった。4歳以上馬には奥野賞というレースがあった。これは昭和5年のイレネー像建立に奔走した奥野小四郎氏を記念したもので、競馬場前バス停の近くに同氏の像がある。

札幌のレースだが、リルジオ記念もあった。リーハグヤード、ルイック、ジヤニュー、ヲルバンという4頭の種雄馬を顕彰したもので、リーハグヤードは一條友吉が輸入したアメリカントロッター、ほかは十勝種馬牧場のアングロノルマンであるが、ノルマンは用途別に多様な馬がおり、これら3頭は事実上フレンチトロッターであった。

中央競馬の前身である戦前の公認競馬は繋駕速歩であったが、地方競馬では騎乗速歩が行われていた。秋田県だけは正統時代からソルキー（2輪の軽車）を使うソルキー競馬が有名で、岩手県も真似たが、北海道では昭和28年から繋駕に切り替えた。ところが道はソルキーを持っておらず、騎手が自前で揃えることになったため、『北の蹄音』によれば、ある者は馬具屋へ頼み、またある者は鍛冶屋へ、別の者は自転車屋へと頼んで、それぞれが他の騎手に知られないよう工夫を凝らしたソルキーを製作したという。

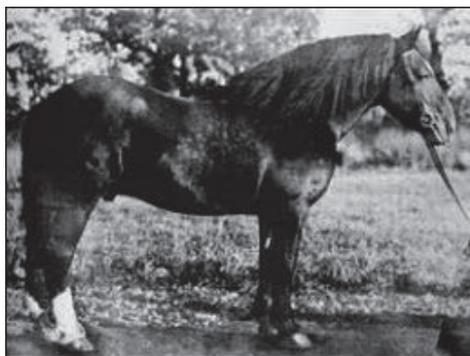
イレネーを運んだ男 続秀太郎

明治43年、馬政局はハンガリーからギドランとノニウス、フランスからアングロノルマンとペルシュロン、イギリスからサラブレッドの種雄馬・種雌馬を輸入した。フランスではアングロノルマンだけを買う予定であったが、秋田県からペルシュロンが欲しいという強い希望が出され、これも追加されたのである。そしてその中に、日本馬産史上に輝く大種雄馬となるイレネーが含まれていた。同時に輸入され秋田種馬所に配置されたエルキユラムが大正3年の東京大正博覧会に馬政局から出陳されているので、当時はそちらの方がイレネーよりも期待されていたのであろう。

フランス産農用種馬20頭は公使館が購買した閑院宮殿下の御乗馬2頭とともに、続秀太郎に託された。続はこれらの馬をアントワープからロンドンへ運び、日本郵船の丹後丸に積み込んで、10月5日に神戸へ着港した。彼はわが国初の洋式船「函館形」を造った船大工続豊治の孫で、札幌農学校から早稲田に転じた頃に馬券黙許時代が訪れ、日本中が競馬に沸き立つ中で競馬に取りつかれた人物である。ただし馬券に興じたのではなく、馬を買って自ら調教・騎乗し、明治41年に19戦9勝の成績を挙げた。馬券が禁止されたため、続は翌年1月末に渡仏し、メゾンラフィットのA・マッカントール厩舎に入ったが、騎手免許の取得には1年半以上の見習経験が必要と知り、ちょうど馬政局の購買があったので、帰国を決意した。ロンドンでは後述する一條友吉と知り合い、意気投合した。

帰国後の続秀太郎は松倉川の畔で湯の川ホテルを経営し、「千人風呂」の名で大いに売り出した。男子部・女子部・少年少女部に分けた3面の温水プールである。玉突き場や豪華浴場「成金風呂」も備え、毎夜花火を打ち上げた。ここには「駒の湯」もあったという。おそらく日本あるいは世界で初となる馬の温浴施設であろう。

一方で続秀太郎は一條とともに日本サラブレッド協会を立ち上げ、馬の登録を始めた。この企画は挫折したが、わが国初の試みとして注目される。競馬にも復帰し、北洋漁業で財を成した義兄平出喜三郎の持ち馬を調教した。勝てそうな時は自ら騎乗し、プレツチーポリーで大正2年秋季東京（目黒）の皇室御賞典を拝受している。大正元年から9年までの成績は11連勝を含む16戦13勝という驚異的なもので、9年9月10日函館の騎乗速歩



イレネー

イレネー ペルシュロン 購買価額2,400円

明治41年3月24日仏国オルヌ県産 青毛 流星
・鼻白・珠目上・波分・後二白・全身刺毛・左頸
\$烙印 体高5.35尺 胸囲6.65尺 管囲7.8寸
体重197貫 明治43年11月28日十勝種馬牧場
入場 44年利別種付所、45年阿寒種付所、以後
本場で供用 交配1,074頭 産駒597頭（種雄馬
196頭）昭和3年5月24日左前膊骨骨折・死亡

を自己所有馬センニンブロで勝ったのが最後の実戦となった。その2日後、センニンブロは内藤精一を背に第1レースの速歩と第2レースの障害を連勝している。

平出喜三郎が漁獲高の目論見違いで破産した後、続秀太郎は関西の富豪東松孝時の競馬マネージャーとなり、一條が宮内省に委嘱されて輸入したアメリカ産雌馬星旗の娘月城を買うように勧めた。これがクレオパトラトマスで、日本中を席捲して走るレースがなくなったため、続はロサンゼルス郊外で行われるサンタアニタHへの遠征を計画した。当時のサンタアニタHは今のドバイワールドカップのようなレースであった。持込馬なので血統の水準は同じであり、育成・調教が違えばどれだけの差が出るものか興味は尽きなかったが、引退後は宮内省へ返納しなければならない馬であるため、許可されなかった。

かつて義兄を説いて設立し、場長として苦心を重ねた平出農場が人手に渡った後の生産馬マークイスが、昭和12年秋季東京（府中）の皇室御賞典を拝受した。翌年春、続秀太郎は出張先の横浜で急病を発して斃れた。葬儀には一條、内藤とともに、東西の大調教師として知られる尾形藤吉、伊藤勝吉が友人代表に名を連ねた。51歳であった。

相馬の天才 一條友吉

馬政局の種馬購買は物見遊山に近いものであったらしい。石橋正人の回想によれば、明治42年にパリ北駅に着くと滞仏30年という諏訪老人の出迎えを受け、各地の農家との折衝もフランス馬政局との交渉もすべてやってくれたのに、別れ際に何の謝礼も払わない。お礼はいいのですかと先輩馬政官に尋ねると、いいのだと言われた。要するにキックバックを老人に取られていたわけである。翌年イレネーを購入した馬政官も同様に行動したことであろう。イギリスでの代理人が誰であったかはわからないが、購買馬を日本に運んできた一條友吉であった可能性もある。というのも、一條は後に宮内省の委嘱でアメリカから6頭の繁殖雌馬を輸入したが、そのすべてが大成功を収めたからである。

明治43年に馬政局が輸入したサラブレッド種雄馬4頭は、同局購買馬の成績が振るわない中で、いずれも例外的な成功を収めた。イボアは十勝種馬牧場と日高種馬牧場で供用

イレネー銅像となる

十勝畜産組合は池田勇八に依頼し、昭和5年8月10日、イレネーの銅像を十勝公会堂前に建立した。同時に建てた「威烈寧号の碑」には「気品高尚、骨格雄偉」と記してあった。この像は戦時中の金属供出で失われたが、昭和39年、加藤顕清の作で帯広競馬場前に再建された。

名馬相次いで没す

日高種馬所の名種牡馬イボア号は去る八月廿三日廿四歳（中略）奥羽種馬所のラシカッター号が六月廿七日に、鹿児島種馬所のポーツマウス号は去る三月四日にフリーボーン号は八月三日にいずれも死亡し、ここに優秀なる種牡馬を四頭も失って…（『馬事月報』昭和3年9月号）

され、馬券復活後の競馬でリーディングサイアーを独走した。ラシカツターは奥羽種馬牧場で供用され、大レースの勝ち馬を多数輩出した。フリーボーンとポーツマウスは鹿児島種馬所で供用された。ポーツマウスは供用18年目に入る直前の昭和3年3月に斃れたが、他の3頭はその年も働き、夏に相次いで世を去った。それだけでも驚くべき一致であるが、実は同じ年にフランスから輸入されたイレネーもまた、十勝種馬牧場で18年間種雄馬生活を送り、昭和3年5月24日に事故で生涯を閉じたのである。奇遇と言うしかない。

一條友吉は産馬功労者として名高い一條牧夫の長男で、盛岡中学では野球部のキャプテン。卒業後は渡米して世界最大の牧場と言われたカリフォルニアのランチョ・デル・パソで3年間修業し、ジョン・マッケー場長を生涯の師と仰いだ。次いでニューヨークのA・B・ジョイナー調教師の下で2年半働いた。アメリカで競馬の殿堂が設けられた際、最初に選ばれた名伯楽である。ニューヨークで競馬賭事が禁止されたため、師に従ってイギリスに渡ったが、そこで馬政局の種馬購買に遭遇し、帰国の道を選んだ。

明治44年、一條友吉は雑誌『日本之産馬』に「随想録」を寄せ、馬政局の「馬体を尺杖で左右し、全然その能力に重きを置かざる」状態を批判し、共進会でも測尺と体型で優劣をつける愚を指摘した。イギリスでは「英国純血種の牝馬検査は能力試験である。いくら立派な骨格を得たところで、能力試験に敗れた者は、純血種を繁殖する資格の無いもの」となり、そうした雌馬はハクニーやハンターの生産に用いられているという。雄馬も競馬で中堅級の体格が立派な馬は半血種用の種雄馬になっており、「これは純血種と半血種と共に歩を同じうして、進歩改良の境に進むことの出来る最も良い方法だろう」と論じた。

昭和3年に月寒の酪農家吉田善助はアメリカから基礎雌馬を輸入し、サラブレッド生産に乗り出した。平成の馬産界を圧倒した社台系統の出発点であるが、その年チャーチルダウンズ競馬場で吉田夫妻と一條友吉が並んで撮った写真があることから、馬の選定は一條が行ったと考えられる。更に翌々年、一條はアメリカから社台牧場のためにスタンダードブレッド（アメリカントロッター）の雌馬を受胎の状態に大量に輸入した。これらの産駒は昭和9年に競馬場に現れ、たちまち速歩競走界に恐慌をもたらした。日本の速歩競走は中半血種で争われ、オープン級でも1ハロン平均22秒前後で決着していたところへ、18秒平均で走る馬が出てきたのであるから、勝負にならない。馬政局から代わった畜産局が下した結論は、トロッターの出走制限、更には出走禁止であった。

しかし、こうした施策は悪人の画策を呼ぶ。昭和11年にアングリトツプという6歳雌馬が競馬場に現れ、圧倒的な脚力で勝ち負け自在のレースを繰り返した。秋田県産の中半血種とされていたが、実際はハルビンから運ばれたロシアントロッターであった。首謀者はノミ屋の親分で、一度に何百円も賭ける客を相手に暴利をむさぼっていたのである。

終戦後の昭和21年秋、地方競馬復活にさきがけ、一條友吉は盛岡で進駐軍慰安競馬を催した。その3年後、64歳で馬一筋の生涯を閉じている。

競馬を二度救う 鈴木一

鈴木一は明治34年生まれ。競馬監督官の経験もあるが、父鈴木貫太郎が内閣総理大臣に任じられた際、農商省山林局長から首相秘書官に転じた。和平派と見られていた父の暗殺を防ぐボディガードのつもりであったという。終戦後は宮内省で主馬頭兼内匠頭（両職合併して主殿頭）となり、安田伊左衛門日本競馬会理事長から昭和22年春に帝室御賞典競走を復活したいとの要望を受けたが、時期尚早と答えざるを得なかった。現在は各種スポーツで天皇杯が争われているが、それらは競技団体が用意した賞杯に天皇の名義使用を許したものである。これに対して帝室御賞典は宮内省が製作し、実際に勝利馬の馬主へ下賜していた。戦後間もない宮内省に御賞典の天皇楯を作る予算があったはずもない。

その年の秋、名称が変わった宮内府で侍従次長になっていた鈴木は、天皇楯が1つ残っていることに気がついた。昭和19年の競馬は能力検定として行われ、それでも春季は馬主がいたので帝室御賞典が実施されたが、秋季は日本競馬会が全出走馬を買い上げて馬主不在の競馬となり、御賞典競走は行われなかった。その時の楯があったのである。

戦前の帝室御賞典に相当するレースは、春は平和賞として行われ、秋も10月17日に平和賞の名で施行されたが、その前日、宮内府から口頭で「御紋付き楯一個を馬事奨励の思し召しをもって日本競馬会に賜り、それを優勝楯として天皇賞とされることを許します」と伝えられた。伝達の当事者は不明だが、後の人事を考えれば鈴木から安田へと考えるべきであろう。天皇楯は勝利馬トヨウメの馬主中村正行（後の3代目中村勝五郎）に授与された。4日後、日本競馬会は戦前の例に倣って「御賞典競走の実施成績執奏方の件」という文書を提出したが、競走名を天皇賞としており、この時天皇賞の名が確定したと思われる。ただし楯は1つしかないため、優勝馬の馬主が持ち回ることとされた。持ち回りは昭和35年秋季まで続き、以後は表彰式の後でレプリカと取り換えている。

公認競馬は日本競馬会が独占団体に指定されたため国営となり、現在の中央競馬に引き継がれた。昭和29年9月16日に日本中央競馬会が設立されると、安田理事長は出入国管理庁長官などを務めていた鈴木一を副理事長に迎えた。ところがその頃、競馬会の事務は大問題に直面していたのである。国は競馬会に約50億円出資したことであったが、それらはすべて競馬場施設などの現物で、現金は1円もなかった。これでは25日から始まる東京と京都の初回競馬が開催できない。杉浦東一経理課長がいくら頭を下げて、どの銀行も取り合ってくれない。国公営競技の売り上げの6割を競輪が占めた時代で、国営競馬の不成績は際立っており、それを受け継いだ中央競馬を信用する銀行はなかった。

途方に暮れた杉浦に鈴木が「自分の同級生に三菱銀行東京本店長をしている田実渉という人がいるから、会って来なさい」と声をかけた。杉浦は資料を抱えて三菱銀行が内部会合をしていた新橋の料理屋へ行き、終わるのを見計らって中へ入ったところ、床の間に背にした田実から「もう説明はよろしい。さあ飲みましょう」と盃を差し出され、何の話も出ないまま3千万円の無担保融資が決まった。

以来日本中央競馬会は三菱銀行（今の三菱UFJ銀行）をメインバンクとし、田実渉は

後に同行の頭取となった。鈴木一は当協会の会長を長く務め、政府への陳情が主であった当協会に農用種雄馬の整備、種馬の登録、農用馬の生産振興、乗用馬等の生産育成指導、日本在来馬の保存活用事業を導入した。平成5年没。著書に『天皇さまのサイン』（毎日新聞社、昭和37年）と『サラブレッド』（日本中央競馬会、昭和38年）がある。

「天皇陛下の白馬」 初霜

昭和20年11月11日、神宮球場でロデオ大会が開かれた。5万人が詰めかけたとは大袈裟に思えるが、ニュースフィルムには立錐の余地もない大観衆が映っている。多くの人のお目当ては、ロデオよりもむしろプログラムの表紙を飾る白馬にあった。これは初霜という天皇陛下の馬であると喧伝されており、ディック・ライアン中尉が騎乗して見事な常歩や駈歩を見せた。従来この馬について、アメリカ人が陛下の御乗馬であった白雪を所望したので、替え玉を与えたという説があった。上記の『天皇さまのサイン』によれば、主馬寮に初霜という馬がいて、皇太子殿下や弟宮方がお乗りになったが、ロデオに出たのは李王職蘭谷牧場で生まれ、下総御料牧場にいた同名馬であるという。さて真相は。

発端は赤星鐵馬という男である。巨額の遺産を史上最大の売り立てと言われた競売で処分し、一生を遊んで暮らした人物で、世界一周の新婚旅行をしたり、芦ノ湖にブラックバスを放ったりしたが、馬にも非常な関心を寄せた。麻布烏居坂にあった豪邸の庭には立派な馬場があり、上流階級が乗馬する所として有名であった。純血アラブの美しさにも魅せられ、朝鮮忠清南道の成歆（当時の表記は驩）に牧場を開いて、アメリカ最大の純血アラブ生産牧場であったマサチューセッツ州のヒンガム・ストック・ファームから購入した馬で生産を始めた。昭和恐慌の後、成歆牧場の馬は李王職蘭谷牧場、下総御料牧場、一條友吉が尽力した岩手県のアラブ牧場に分散した。初霜は昭和2年成歆牧場産の芦毛馬で、5代母ネジドミーはダマスカスで生まれ、アメリカの純血アラブ血統書に第1号で登録された名門中の名門である。渡邊忍の所有馬として東京乗馬クラブに飼養された後、下総御料牧場で昭和13年から4年間種雄馬として供用された。その後は日本競馬会に払い下げられて馬事公苑で清野忠造に管理され、安田伊左衛門理事長の乗馬になった。

ライアン中尉からロデオに天皇の馬を出したいと持ちかけられたのは、馬についての著書を多数書いた農林事務官で、終戦後は弁護士になった小津茂郎である。小津はライアンを下総御料牧場へ案内し、天皇の御乗馬であった白雪は既に背も窪んだ老馬になっていることを示した。ところが馬事公苑へ障害馬を見に来たライアンが芦毛馬を発見し、これは天皇の馬かと問うと、清野が御料牧場にいたことがあると答えたのを通訳がイエスと訳したため、「天皇陛下の馬」がロデオに出ることになったのである。ロデオの後にはライアンが執拗に初霜の売却を迫り、日本競馬会は12月に千円で譲渡した。同席した小津も驚いた安値であるが、財産処分には評価額を出さなければ監督官庁がうるさいために一応の値を付けただけのことで、寄贈も同然であった。翌年1月7日の横浜出港の際には、小津



EXHIBITION—Lt. Dick Ryan rides a Hanabishima ("First Frost"), once the property of the Japanese Imperial stable, during the Allied Armistice Day
 rides at Maji Shrine Auditorium in Japan. Lieutenant Ryan is believed to be the first white man to ride one of the Jap. Emperor's white horses
 —Associated Press Wirephoto

の娘が初霜の頸に成田山のお守りを掛けて別れを惜しんだ。ロサンゼルス・タイムズは主馬頭の娘と伝えているので、横浜港には鈴木一も駆けつけていたのであろう。

パナマ運河へ向かうゴールデンイーグル号の中で、初霜は船酔いに襲われて痩せ細り、船はメキシコ沖から反転してロサンゼルスサンペドロ港へ着岸した。初霜は左後肢の球節も痛めており、トーランスの陸軍厩舎で獣医師10人がかりという前代未聞の手厚い治療を施された。16歳と報じられており、これは鈴木の前掲書にある御料馬初霜の年齢かと思われる。回復した初霜は4月7日、コロシウムで3万人の観衆に披露された。

その後の初霜はライアン中尉に伴われて全米を回った。彼は職業軍人ではなく、『風と共に去りぬ』にも出た元スタントマンで、太平洋戦線のアメリカ軍を慰問していたロデオ興行師であった。ライアンが訴訟に巻き込まれたため、初霜は1947年10月初旬に一旦休養に入ったが、正しく20歳と報じられているので、ライアンは初霜が何者であるのかを知っていたのであろう。初霜は12月にサンアントニオのショーで最後の雄姿を見せ、翌年3月にロサンゼルスで競売に付された。チャールズ・マッキンリーとポール・ホブロックという興行師の手に渡った初霜は癌に冒されており、1948（昭和23）年6月5日、新馬主の本拠地インディアナ州フォートウェインで数奇な生涯を終えた。

ライアン中尉のロデオでは1949年秋から1963年まで「エンペラー・ヒロヒトの白馬初霜」が披露された。1972年のインタビューによれば、初霜はまだ生きているという。アメリカでは初霜はカリフォルニア州コンプトンのデューイ・バーデンが天皇に売り、ライアンが買い戻したというのが定説であるが、この2代目と混同しているのであろう。

ばんえい競馬 さまざまなルーツ

明治から大正にかけて、道南では運送用馬を売買する前に、車輪を鎖で強く縛って動かなくした空の荷車を曳かせる「試験曳き」が行われていた。このタイプの競走は終戦後の昭和21年11月28日、松戸小運搬組合主催の馬頭観音祭奉納競馬において、陸軍工兵学校跡（以前は松戸競馬場、今は聖徳大学等）で重量を積んだ荷車の車輪に丸太の門を通し、直線100mで行われた。騎手は馬の前から手綱を曳き、荷車には人間7人が乗った。

大正4年9月10～11の両日、函館競馬場スタンド東側の赤土の広場に40間（73m）の平坦な直線コースを設け、函館区外十郡畜産共進会の余興として「挽馬実力競争」7

レースと「出動競争」2レースが実施された。出走馬は各レース5頭以内であった。挽馬実力競争は出走馬を甲乙丙丁に分け、雪橇に1俵16貫(60kg)の土俵を9俵から14俵積んで行われた。現在のばんえい競走と同じ騎手が橇に乗るスタイルである。記念すべき初日第1レースの丁級を勝ったのは小川三吉騎乗の7歳馬佐名であった。出動競争は騎手がゴールラインに並び、合図とともにスタートラインにいる馬に駆け寄って馬装を整え、橇に3俵ないし6俵の土俵を積み込んでから発進させた。

大正7年7月16日、石川県羽咋海岸の1周半マイル(804m)の競馬場で行われた羽咋郡南部牛馬畜産組合主催の競馬会2日目に、初めて「挽馬」が2レース実施された。当時の地方競馬は2日制で、初日が予選、2日目が決勝と負け馬レースであったが、初日に負けるとそのまま帰ってしまう馬がいるため、2日目は出走馬不足になるので、馬車馬によるレースが組まれたのであろう。騎手は馬の前から手綱を曳き、北海道式に橇に乗るのではなかった。翌年には金沢でも挽馬が行われたが、報道に駢馬の文字が見える。駢とは馬を横に並べることで、これが本当なら2頭曳きのレースが行われたことになる。

勝馬投票券を発売した日本初の「挽曳競走」は大正14年7月15日、2万人の観衆が見守る石川県牛馬畜産組合連合会主催の羽咋競馬初日第7レースに、百貫積(375kg積載)で行われた。西村長七氏の黒毛10歳牝馬カロンが半マイル5分51秒5分の1で勝ち、賞金20円を獲得した。翌日は挽曳競走が3レース行われ、チャンピオンを決める選抜挽曳は高桑文治氏の青毛8歳牡馬高桑(騎手高桑文次=誤植か)が1マイル9分21秒で優勝した。その後、金沢の練兵場でも同会主催の競馬が行われ、挽曳競走でも勝馬投票が実施されたが、石川県の挽曳競走は昭和3年で終了した。昭和2年公布の地方競馬規則において、地方競馬は常設競馬場での実施が義務づけられたからである。

大正15年4月19日、練兵場で行われた富山県畜産組合連合会主催の春季富山競馬2日目に、騎手が荷車に乗る北海道式の「挽曳競走」が実施された。積載重量150~170貫(563~637kg)と石川県より重かったが、荷車なので半マイル3分23秒程度で走破し、遥かにスピーディーであった。これも昭和4年限りで終了している。

終戦後の闇競馬の時代、初めて馬券を発売した「挽曳競走」は昭和21年9月28~29の両日、青森県八戸市鮫の太平牧場の馬場(根城に移転する前の旧八戸競馬場)で、八戸馬匹組合が進駐軍の参加も得て実施した。1日に駈歩4レース、速歩1レース、挽曳2レースが組まれた。10月には青森競馬倶楽部主催、青森進駐軍後援、馬券発売無制限、最高配当百倍と銘打った「青森大競馬」が油川飛行場で6日間行われ、挽曳も連日実施された。都会では食べる物にも困っていたが、青森では競馬だけでなく、各地で馬力大会も盛大に行われていた。

地方競馬法に基づく「挽曳」競走は青森県馬匹組合連合会主催により昭和22年6月20~22、27~29日に根城の八戸競馬場で、現行の競馬法に基づく最初の「ばんえい」(用語が平仮名に変わった)競走は青森県営として翌年10月15~18日に、同じく八戸で行われた。いずれも平地や速歩との混合開催である。初期の北海道のばんえい競馬はU字型コースであったが、青森県では全長200mの直線セパレートコースを用い、走路上に砂利

混盛土、溝、難路等の障害を設けた。馬装具は自己負担であるが、櫓は競馬場が用意した。重量は年齢と格付けにより150～260貫（563～975kg）で、1勝ごとに3貫（11.3kg）を増量した。騎手は馬の前から手綱を曳き、助手1名を付けることが許された。

また、秋田県営の昭和24年春季大館競馬と25年春季秋田競馬で、600mのばんえい競走が実施された記録がある。石川県式に平地コース上で行ったものであろう。

ユベオツの風に吹かれて 齊藤俊彦『馬のいた風景』（中西出版、平成24年）

私の生家は、ポン川（篠津川の支流）べりにあった。父が子どもの頃はヨシが生い茂り、水量も多かったというが、戦後は古川となり、一家総出で土手から土をくずして田んぼにした。さらに、その土手を土取場にして、三九年頃には馬搬客土が行われている。小規模な客土だったらしく、父がマンボ渡しをやっていた。当時、紙片からセルロイド片に代わった赤いマンボを毎晩、家で整理していたのを覚えている。（注：マンボ＝伝票代わりの札）

昼間、土取場に行ってみると、近所のオジサンたちが箱馬櫓に円匙で土を積んでいた。馬櫓はバチバチと呼ばれる小回りがきく櫓である。前バチにはタモの枝が立てられ、枝の先端の二股（Y字）に手綱を結んでいた。馬の背中からは湯気が立ちのぼっている。中には寒さ除けのコートをかけてもらっている馬もいた。

正午になると、人も馬も休憩となる。考えてみれば、正午の午とは馬のこと。堂々と休んでよいのだ。わが家の馬は叔父が世話をしていた。馬小屋の前で馬櫓のかじ棒を外し、体をタオルで拭き、ブラシをかける。馬は気持ちよさそうにしている。馬小屋に入ると大きなバケツの水をゴクゴクと音をたてて飲み干す。叔父が飼い葉桶に牧草を入れ、燕麦をまぜてやると、馬は鼻面をつっこんで、貪るようにたべる。

四二年の秋がめぐってきた。九月七日、美原神社秋祭り初日の奉納行事として第四回美原輓馬競技大会が二年ぶりに開かれた。この日、私の家では家族そろって美原輓馬に出かけたことが母の家計簿日記に残されている。

叔父の齊藤照夫は、前日の六日、会場に行き、何人かの仲間とともに障害の土盛りやコースのロープ張りなどの準備作業を行い、産土神に酒と米を捧げて安全を祈願した。そして、翌日の大会の決勝レースで愛馬＜輝姫号＞とともに、みごとに優勝、道議会議員・大久保和男提供の縁が二段編みになった優勝旗を手にする。

その日の夕方、凱旋帰宅した叔父は、獲得してきたばかりの優勝旗を誇らしげに床の間に飾った。鮮やかな赤色のきれいな旗だった。弟が寝そべって柄を持ち、私が旗をつまんで、父が写真に収める。ただ、残念なことに現存していない。私は、学校があったので叔父が出場したレース本番は見えていない。しかし、叔父が大会に向けて自宅近くの道路脇の盛り土で毎晩練習していた姿を思い出す。

馬喰は農家から買った馬をセリ市で売ったり、逆に農家からの求めに応じてセリ市で購入してくる。農家との値段交渉も独特である。口頭ではやりとりせず、大きな腕抜きのような袋の中で互いに手を入れ、指で金額を伝え合う。この方法は袋セリと呼ばれ、現在も下関のフグのセリで見られる。私が小学生の頃、上江別の原田という馬喰さんが来ては、祖父と馬の売買をしていた。今でもよくおぼえているが、茶の間で小さな飯台を挟んで向き合う。次に、握手をして上から座布団で隠し、指の握り方で値決めをする。首を何度か横に振ったあと、頷いて交渉成立。祖父は台所に向かってパンパンと手をたたく。母がお盆に熱燗と小鉢を乗せて飯台に運ぶと、そこから酒盛りが始まるのだった。

今野勤（現・野幌屯田町）によると、種付けの現場まではテクテク乗り馬で行ったという。今ならばトラックに乗せて運ぶところだが、当時はまだそれほど普及していない。かといって、馬を馬車に乗せて運ぶなどありえない。乗り馬か曳き馬で通うことになる。ちなみに今野の自宅があった元野幌から美原までは約十二キロ、二時間の道のりであった。

また、種付け料は即金だと二五〇〇円、秋払いはそれより一〇〇〇円高い三五〇〇円となる。当時、江別市役所の高卒初任給が五九〇〇円なので、これをもとに現在の値段に換算すると秋払い料金は、八万三〇〇〇円ほどになる。即金に比べてかなり割高だが、農家は収入がないと払えないため、たいていの人は秋払いを選ぶ。したがって、今野の手元にも秋までは現金はほとんど入ってこない。それでも、秋に現金が入ればまだ良かったほうで、中には木の根や野菜が代金の代わりというところもあった。

さて、この種付けであるが、私も子どもの頃に見ている。種馬は体がすごく大きくてがっしりしていた。何人もの大人が種馬と雌馬の周りを取り囲み、「まだ、発情がきていないんじゃないか。」などと話していたのを覚えている。うまくいかなくて、足にロープをかけたりして大人たちが補助するが、調子が出ないときはいくらやっても駄目だった。逆にうまくいくときは、あっけないほど短い時間で事がすんだ。

「まんず、まんず、北海道に馬いなくなったのは、あっという間だね。それというのは、みんなこれね、馬喰がね、ハム、ソーセージにするのに買い集めてもっていったもの。ありとあらゆる馬が、全部ハム、ソーセージになっちゃった。なんぼでも売れたんだわ。農家の人、機械の方に金回すのに、みんな台車に積んでしまったんだわ。だからもう、馬喰もなりたたない。開拓から百年、みんなハムになっていなくなっちゃった。」（『えべつ百話（上）』より渡辺長次郎の語り）

馬政懇談会（抄）

昭和 35 年 9 月 10 日

蓮池 公咲	酪農振興基金理事長（議長）
井上 綱雄	日本中央競馬会参与
佐々木清綱	日本大学教授
大坪 藤市	全国農業会議所理事
神尾 正夫	中央畜産会専務理事
小山 知一	日本馬事協会専務理事
清水 清氏	日本軽種馬協会理事
鈴木 勇	全国公営競馬主催者協議会参与
菅井 操	軽種馬登録協会会長
栗林 友二	軽種馬生産者
二瓶 貞一	農業機械学会理事
新関 三郎	農林省振興局研究企画管理官
宮坂 梧朗	農林省農業技術研究所経営土地利用部
安田善一郎	農林省畜産局長
占野 靖年	農林省畜産局家畜改良課長
田中 良雄	農林省畜産局衛生課長
金丸 光富	農林省畜産局競馬監督課長
高橋三四次	農林省畜産局家畜改良課
黒岩 裕	農林省畜産局家畜改良課
高橋 正男	農林省畜産局競馬監督課
瓜生 瑛	農林省畜産局畜政課

安田 今般農林大臣のご趣旨もございまして、今後における馬政と申しますか、馬産政策と申しますか、そういう方面におきます関係各方面の適正なご意見をいただきますのを目的とした協議会を、農林省に設けたいと存じておるのでございます。本日お願いいたしました諸先生の皆様に甚だ失礼でございまして、同協議会の委員にご就任方を是非お願いしたいと存じ上げております。在京のお方々に対しまして、協議会を正規に開きます前に、その準備としてご意見を賜りますよう、本日土曜日でございまして、お願いを申し上げた、こういうのが本日の趣旨でございまして。

半年ちょっと前でございまして、馬事協会でもございましたか、軽種馬、農業馬を通じての馬の団体の皆さんが総会をお開きになりまして、その際に私も臨席をさせていただきまして、種々ご懇談申し上げたことがございまして、現在では若干農業馬に重みがかかっていると思いますが、馬全体のその面の、その団体の先輩から、改めて馬政のあり方その他における国の、あるいは県等の役目、また団体の今後の活動のいたし方、あり方、更に農

業馬、軽種馬につきましての今後の見通し、あるいは現状の認識からする将来への方策というようなものにつきまして、官民合同の調査会とでもいべきものを設けて、方向を作れというご要望もございまして、他方軽種馬につきましては、オリンピックが日本に来るといような情勢もありまして、意気なかなか軒昂たるものがあるかと思いますが、それらの種馬、あるいはその輸入、国内生産、育成ということから、抽籤馬等の中央競馬会の制度、あるいは地方公営競馬との繋がり、それらにおける馬資源の涵養、あるいは発達、あるいはその限度といようなものについて、産業としての軽種馬生産、育成もございしますので、その問題と、その先の競馬関係の問題があるわけでありまして。

国が現在農業馬及び軽種馬、それについてとっております最近の態度も、農業馬軽種馬をはっきり分けて、考え方とか施策とかいうものについても、今までよりもっと明確にしてもいいんじゃないかという感じがいたしております。同時にこの両種類の馬につきましてお力を入れていただく方面、また私ども力を入れます方面に、あるいは軽種馬につきましては国以外の別個のもの、農業馬については農林省というように、責任分野と申しますか、努力をいたしまする分野を分けたらどうかといような考えも、一部にはある。そういたしますと、国の設けております国立牧場、またそこにあります設備、種付けのやり方からいろいろのことがございましょう。あるいは更に遡って言えば、軽種馬については競馬会、農業馬については国といような具合に、外国から優良な種馬を輸入している段階から問題があるわけですが、現状から見ましても、何か相当考えることがあるやに思われる。特に農業馬については、力の入れ方と入れる方法等についてはそういう考えの出てくる向きがある。

もしそれらについて、多年のご経験と知識とをお借りいたしまして、よき方針の案、よき示唆等を諸先生方からいただけますれば、十分にこれを尊重いたしまして、咀嚼いたしまして、政府として今後のあり方を確定いたしていきたいと思うのです。もしそれが確定いたしますれば、国、県、その他にあります国立牧場や種畜場その他の諸施設、あるいは財的な力、技術的な力、更に人的資源その他につきまして、それに即したように考えていってもいいんじゃないかと思うのであります。

小山 馬事協会の方でもいろいろと畜産局の方をお願いしておりましたが、その基本となるものが今日ここに実現したわけでありまして、その他の団体からも願いがあったと確信しておりますけれども、実現いたしましてまことに喜んでおる次第でございまして。

戦前と戦時、占領中の問題が、大変はっきりしないところがある。前は競馬と馬産といようなものが密接なる繋がりがあったんです。ところが競馬は農業なりやというと、農業ではないでしょう。また馬術競技は農業なりやというと、これもやはり農業ではないと思っております。それを農林省の方で所管になっておるといことは、これが馬産と密接なる、不可分の関係があるからやっておられると思うんであります。その点、はっきりいたしておりません。

安田 「馬政に関する懇談事項」という薄い紙がございまして、これは農林省側の協議事項の案としてお願いしたいと思うものでございまして。

- 一 今後の農業および畜産の中における馬産の位置づけ
- 二 今後における馬産経営形態
- 三 馬産の合理的発展に果すべき国および地方公共団体の役割
- 四 馬の合理的発展に果すべき馬事団体の役割
- 五 その他馬政に関する重要事項

特に項目としては挙げませんでした。国及び地方公共団体の役割におきましても、よりよい合理的な活用の方法があれば、根本的な再編整備をしてもよいという気持ちでおるわけでございます。

鈴木 軽種馬の問題につきましては、特に地方競馬の問題ですね、これが関連性を持ってくるんじゃないか。従って、地方競馬の問題をある程度頭に入れておいて考えないと、軽種馬の問題は解決が困難ではないか。そこで競馬の問題を馬政の一環としてどの程度に扱っていくかということについて、特にこの際、局長さんのお気持ちをお伺いしておくことが、今後懇談を進める上に重要なポイントではないかと考えますので、これに対する局長さんのご見解をお漏らし願えればと思います。

安田 農林省としては、軽種馬に対しては監督的な立場で方向づけたらいいんじゃないかなろうかと思っています。農林省の牧場の利用には、やはり問題が少しあるんじゃないか。もっとよい活用方法もあるだろうし、現状では非効率であろうし、馬以外のところで拡充したい。そのために支障をきたしているところもある。数少ない職員や、施設、予算の範囲内で、関係者は非常な熱意を持ってやっております。それにしても試験研究から生産、育成から、民間の馬産の指導奨励、監督に至るまで、多少ばらばらとなっております。畜産試験場を作り直すところから、実は馬を含めたすっきりした畜産にと努力をいたしておりまして、かなり近く成功すると思いますが、それにしても多少弱体であることは免れないことと思います。他の畜産より産業的色彩が少し弱い。それだけに生産とか育成とかいうことには、広い土地とか、それに対する投資とか、競馬会、あるいは民間団体の非常なご尽力を願わなければならない。非経済的な分を誰かがしっかり受け持つ必要があるかと思っています。その上に農業馬も競馬も上層建築として成り立っていくと思います。どこかが弱れば、それだけどこかが弱くなる。飼養も弱れば生産も弱るのであります。

日高の国立牧場は軍の時代から非常によい生産、育成の適地でございますが、その他、十勝とか奥羽、青森、あるいは九州等にもございますが、これらは施設が皆老朽化して、これを改めて新增築したり、馬を整えたりするには、先ほども申しました弱さがある。それには民間のみんなに種付けをすとか、生産その他を加え国立牧場を大胆に使わせてらどうか、あるいは貸し付けたり、出資して投資したらどうか、あるいは農業馬の方はもう少し固めて、充実して、しっかりやってくれとか、釧路、奥羽、九州等を中心にして、産業的農業馬はもっとしっかりやってくれというようなご意見が多い。

小山 競馬と馬産とは一体とならなければいけない。これが密接不可分のものであるということによって、競輪振興法とかその他と違うところをはっきりさせる必要があるかと思っています。ただ問題は、軽種馬の生産と競馬施行というものは決して農林省

の所管ではありません。例えばトトカルチョをやってオリンピックの資金を集めるということ、これはスポーツなのかということ、決してスポーツではありません。競馬は馬産上必要なもの、そのように私は思っているんですよ。ただ軽種馬の生産は、これは農業と言ってもいいと思いますけれども、しかし競馬を農業と言うわけにはいきません。農業に密接不可分のものであるという結論は、私は出しておるんですよ。

二瓶 最近馬が段々と減ってきております。その原因になっておりますのは、終戦後入りました大きなトラクターのようなもの、7～8馬力のもの、それが今日では50万台も出ております。これが1年間に15万台ずつ増えておまして、百万台の線というものは数年の内に来るだろうと思います。大体小型のトラクターがあると、馬の2頭、3頭分の仕事はいたしておりますので、極端なことを申しますと、労役としての牛や馬は要らないのではないかという見方さえ出てきます。一方、牛の方でありますと、乳なり肉なりの酪業として必要だが、馬の方は競馬、乗用馬としての他に、肉なり皮なりとして国がどれだけ根本的に必要なのかということ、他のもので十分済むものならば、競馬以外のもは要らないのじゃないかということも、これはもちろん暴論ですが、あるわけです。本当の農耕馬というもので動力源として残そうということになりますと、やはり今の内に何か考えておかなければいかんのではないかと。

従来、馬というものは田畑を耕すということ、もちろん戦争中は輸送とか何とかありましたけれども、近頃はそれはほとんど行われませんし、何ら作業面の知識も入ってない。重要な仕事をするものは、僅かに40～50万台に止まっております。馬の利用ということは非常にまずいのではないかと。農林省の方の試験方法もいけないと思います。畜力競技会とかいうものもありまして、馬耕技術によるところの上手な仕上げ方というものがどれだけ土地の生産性を上げるものであろうか。あんなに芸術的に仕上げなくともいいんじゃないかと思えます。あの審査方法も厳しい。あのような芸術的な馬耕というものが、結局は今日の禍いをなしているのではないかと思えます。

用途面からの理論でやっていかないと、馬なり牛なりの道というものは廃れてしまう。そういう点から見て、これを利用方面で持って参りませんと、農家は本当に飼ってくれない。これでは今後の増産は望み得ない。大きな馬力となるために、どうして2頭、3頭の作業というものが行われぬのか。中国においては3頭、4頭の仕事が普通になっております。重作業のようなものはどうなっているのか。日本の農耕用として使うものから見ると、少ないのは20日、多くても50日か60日です。ドイツや満州のように150日、200日の労役を持って参りますのには、どうしても1頭の馬で3町歩とか5町歩とかいう負担面積を持たせなければならない。3町歩なり5町歩にすることによって、馬の利用日数というものは発展させていくことができる。馬を動力源として考える時、非常に高い動力源となっておる。馬1頭に少なくとも5万円の諸経費はかかります。50日しか使わないとすると、馬は1日1千円になります。10時間使っても1時間百円ということになります。石油発動機は1時間30円以下でございますから、馬の方はどうしても7～8倍の動力ということになります。

これを使うためには百日以上の、やはり千時間ぐらいの使用日数でしょう。それから負担面積を大きくするという。それから運搬作業というのは農業に役立つのでありますが、私どもの素人考えでは、装具を取り付けたり、馬車を曳くというようなことがございしますが、これの簡単なもの、装具等、そういうことも今後は考えなければならぬのではないか。青年層はやはり畜力等を嫌う傾向がある。これをどういうように教育して、馬なり牛の魅力を持たせるか、そういうことも考えないと、動力源としての馬産というものはなくなってしまうと思います。

宮坂 実際に各地を拝見いたしまして感じたことは、家畜の経営の集約度が高まっていく一つの型として、当然労役の問題が出てくる。これには立地条件ということも絡んできて、十勝とか日高、あるいは青森等の立地の立場から、どういうように利用するのかということになれば、やはり馬の経営の集約から見た利用の仕方というものが必然的に生まれてくると思っています。これがサラのごときは、中農と結びついた形が非常に大きい。

今後の日本の農業を展望して考えます場合、今ここでこの問題を取り上げられたということは、非常に当を得たことだと思います。今まで競馬と農業生産、あるいは経営というものが、どうも遊離して考えすぎていた点がありますが、これからは農業の一種の産業的な型として、軽種生産の問題というようなものを検討していく必要があるのではないか。そうでないと、あまりにも射倖的なものに農林省が片棒を担いでいるようなことになってくる。実際に内容を見ますと農民諸君がやっているんだから、サラになりますと、これはやはりこういう農業の形態を取ることが必要であるというようなことを、しみじみ感ずるわけでございます。

私、小岩井牧場耕作部を4日ばかり泊まっていますいろいろ検討しましたが、耕作、植培管理の面になりますと、2頭曳きのウエイトが大きい。日本における営農作業における機械体系の一貫性というものは、やはり乾燥したカリフォルニア州等の形とは、どうも違うことがあります。その点で、連畜方式で、しかも乗るといふ形の形態が、今後協業化という面においても、いわゆる5町単位になってきますと、だんだん問題になってきます。そういう意味で、私、馬を労役としても全く斜陽的には見てないんです。ことに東北、北海道においては、労役的な働く場というものはあるというように、実は思っておるわけです。今まで米の地帯というものを見ても、地力がだんだん長い間のこと落ちて、生産が落ちてきておる。やはり有機質の問題というものはもっともっと考えなければならない。ことに畑作の問題としては、大事な問題であることは言うまでもないことです。

大坪 なぜ2頭曳きが行われぬかということですが、これは要するに水田なり田畑の規模が2頭曳きに適さないということですよ。3反歩、5反歩ということが田の一つの規格になってきますと、当然2頭曳きということが入ってくるが、5畝歩や7畝歩の田んぼに2頭の馬を入れては、どうにも始末がつかない。こういう事実があるわけですね。

それからもう一つ、軽種馬の問題でございますが、この問題を農業経営、馬産の経営から見ていくということになりますと、そこに競馬開催の技術というものが入ってくるわけですね。競馬開催の日数なり場所というものを考えないと、軽種馬としていくら生産すれ

ばよいかという目途が立たない。希少経営経済が競馬の価値を生んでおるわけですから、やたらに軽種馬を生産して、全く元も取れないようなことになっては困る。

宮坂 それだけに軽種馬生産としては限定される。あまねく全国的な規模ということではないと思います。

大坪 全国的な規模における今後の馬の構成において、国の行政の位置づけということになってきますと、日本全体から見る場合には……。

宮坂 一方、東南アジア方面への輸出の問題も含めて考えなければならない。

神尾 肉の資源として、一体馬をどのように考えられるか。今は相当加工の面に馬肉というものが使われております。ロースハムはごまかしがききませんが、ベーコンのようなそのものずばりのものはごまかしがきかないのでいいんですが、プレスハムとかソーセージのようなもの、これらの中には相当馬肉が使われております。プレスハム等は豚肉よりも馬肉の方がむしろ多く入っておる。そういったような畜産加工品でも、外国では見られないような低級なものが、日本人の経済水準あるいは生活水準からいって、将来どんどん増えてくるのではないか。そうすると、今後55万頭まで落ちてきた時、果たして大衆性のある食品生産に十分間に合うだけの供給ができるかどうか、この点を十分検討していただかなければならぬのではないかと思います。

馬肉がそういう方面に需要があるものだから、一部ではそういう方面の飼育が既に始まっているという現状が今あるわけです。他の反芻獣に比べて、飼養効率から言って馬が優位ということは到底考えられないけれども、ただ馬の生産というものは飼養効率という純栄養学的な立場からだけでなく、立地的な立場からも考えなければならない。積雪地帯においては牛と両方やってみましても、馬は雪の中から掻き分けてでも草を食う。従って、ある場所においてはある期間だけを眺めた場合、むしろ反芻獣である牛を生産するより馬を生産する方が、農家として有利だということも現地では言われている。

菅井 将来の日本の農業は中農が目標になってくるわけですね。現在、若干の小型耕運機が各会社でPRされておりまして、宣伝されておりますが、これが農家経済に対する得失は果たしてどうか。小型耕運機に対する経験が極めて薄いから、ここで私がはっきり申し上げることはできないんですが、農家経済の得失を考えた場合、あらゆる角度から検討したならば、将来も馬を使って農家経済をもっと裕福にしていく方がいいのではないかと私は考えております。大農方式の場合は大型のトラクターというのは私は異議を申し上げます。しかし小型の耕運機に対しては大きな疑問を持っております。これが農馬の改良増殖に非常なブレーキとなっておる。

小山 技術者何とか協議会というのがあるそうですね。

新関 技術会議ですか。

小山 そう。そこで馬は要らんという決議をしたそうですがね。あんた（蓮池氏）、委員になっておるんですか。

蓮池 いや、いや。

小山 あれでだいぶ地方に波紋を投げかけたんですよ。

蓮池 農業経営における経済的な効果を基礎づけなければいいんですよ。

安田 弊害を生ずることがここで取り上げられたら、責任を持って処理いたします。

大坪 要らないという結論ではないんですよ。馬は多少減るであろうという書き方をしております。

小山 地方の波紋は知っておりますか。

大坪 それは知らない。

小山 私は現実の波紋から言うんですよ。

蓮池 資料の問題で何かありましたら。

大坪 一の問題は非常に難しい問題を持っております。農業の中における馬産の位置づけですから、農業の位置づけというものが決まらなないと、その中における馬の位置づけは決まらないんですよ。

蓮池 だから2頭農業ならば価値があるのか、1頭でも価値があるのか……。

大坪 今後の農業の見通しがある程度想定されないといけないと思いますよ。

蓮池 5反農業ではどれだけの価値があり、10反農業ではどれだけの価値があるのかということは明確になってくると思います。それから馬の経済の取り方も、例えば北海道でどうだ、青森はどうだということが出ておりますが、これは牧野に絡んだ経済とそれがない経済と全然違うことですが、これはやはり分けて資料を提出していただかないといけないですね。

小山 馬や牛豚等、それに羊、そういうものを畜産政策の中の馬の政策として行って、それが1反歩の水田、畑からは平均のものしか取れないということになると、馬ということとやっていくということになると、今度は他の家畜が入ってこなくなるんですよ。そこで4反歩以上作ってはいかんということになると、百姓の発展を阻害するんです。これは農林省の政策を打開しなければいけない。

蓮池 それは基本ルールのことであって、それが具体的にどうなるのかということのデテールが皆目見当つかんのだから、それを前提にして今改定するわけにはいかんだろう。将来経営単位が増していったらどうなるかということ、そうすれば馬は増えるかもしれないがね。

小山 それは機械化の問題になってくるんですよ。

蓮池 だからそれは機械がやるのか馬がやるのか、そういうことになるんでしょう。

小山 私はね、農業に対しては、これを企業家というように言ってもらいたいと思いますよ。社会党や共産党では農業労働者と言うけど、これは企業家なんですよ。

蓮池 そう、だんだんそれに近づくでしょう。

小山 これは工場労働者とは違うんです。そういうところに一線を画するために、農業者は企業家であるという観念が必要だということ、私は言うんですよ。

鈴木 ご配布していただいた資料の中に非常に面白いものがあるんでございますが、昭和24年を拝見しますと、結局馬を動力源として使っている農家が159万戸ある。ところが馬の頭数は、実際に使える3歳馬以上を考えると約87万頭しかない。87万頭の馬を

150万農家が使っているということは、おそらく馬を借りて使っているのがあるんじゃないかと考えられる。そうすると馬の利用価値というものは、私どもが考えている以上に、農村としては関心を持っているんじゃないかということが思われるわけであります。

新関 馬の価値とか何とかいろいろ出たようでございますけど、現実には馬が減っているわけですね。減ったものがどんどん食われてしまうんですよ。いつもそれを見ているわけですが、昨日も芝浦へ行ってきました。今は缶詰騒ぎで減っているようですが、それでも昨日あたり百頭も入っております。北海道の大きいのが入っております。子付きの牝馬が入っておりますね。どうして入ってきたのかと訊いたんですが、子供は豚肉になるんだそうです。それから種馬が2頭あった。これはどこか故障があるんでしょうけど、決して痩せ衰えたというものではない。使えば使えるようなのが2頭おるんですよ。そんなことで、大体13万5千頭ぐらいは逝っているらしいです。あるいは14万頭逝っているかもしれない。来年はおそらく15万頭は潰されるでしょう。あの調子では、馬は非常に膨大に殺されるんじゃないかということが予想されるわけです。我々がこんなことをやっている間に、全く生産基盤がなくなってしまうということにもなりかねない。なんぼ機械よりいいと言っても、そうなっては回復困難ですから、そここのところの正確な資料がほしい。

馬政協議会は同年10月9～10日、11月17日、11月26日、12月12日に開かれたが、以後取り止めとなった。翌年農業基本法が成立し、農林省（現在の農林水産省）は大型機械の投入による農業近代化へ舵を切って、馬政からは事実上撤退することになった。



北海道馬産座談会（抄）

平成3年12月

那須正次郎 日本馬事協会
吉田 良夫 十勝農業協同組合連合会
堀内 精司 ホクレン農業協同組合連合会
三浦 次男 日本馬事協会
河村 敏明 日本馬事協会

那須 私生まれは和歌山ですから、北海道へ来たのは昭和11年、盛岡高農獣医科出たあと、和歌山へ行っても飯食えんぞって、北海道へ渡って来たのが始まり。最初は北海道庁種畜場、真駒内にありましてね、そこへ入ったんです。道庁も当時は種馬の生産、軍馬の生産・改良というのが馬産の中心であった。真駒内の種畜場も種馬が12～13頭、4歳（現3歳）以上の繁殖用の雌馬は軽種が20、アングロノルマンが60、ペルシュロンが40、計120頭おりました。多い年で90頭くらい産駒が生まれます。真駒内に入って一番困ったのは、3年目に馬の伝染性の流産に遭いまして、60頭くらい正月から4月の初め頃までに流産で失ったことあったんですが、朝起きて厩舎に行くのが嫌だったですね。今のよう馬パラチフス菌でなくて、馬流産菌症と言っていました。

吉田 私は馬匹組合に入ったのは遅いんですけども、昭和14年です。生産増進の技術員で入りまして、音更に駐在した。それから十勝種畜牧場には25年まで約10年間、繁殖の仕事をやりました。十勝で忘れられないのは、腺疫の生菌ワクチンを静注やりまして、次々と死亡いたしましてね。

那須 あの頃多かったのは疝痛と、ナイラと言ったその腺疫ですね。これがやっぱり、特に幼駒に多かったですしね。

堀内 私も吉田さんと同じように、昭和18年に網走の馬匹組合に入りまして、あの当時馬の生産率増進技術員ということで、種付け専業で仕事をして参りました。昭和29年頃、特に開拓行政が進められまして、国の有畜農政が盛んとなり、1戸に1頭馬を持たせるといような施策が講じられまして、そういう馬の世話等も行ったわけですが、開拓者の方々は初めて馬を飼う人が大半でございまして、私どもがこれはよい馬だなということで世話すると、農耕には足が速くてついていけないと、怖い、元気がよくて恐ろしいということで、現物等の配置に随分苦労したわけです。

そういう内容でしたので、その当時管内の種馬も214頭、国有道有組合有と、個人馬はあまりいなかったですが、網走管内のピークを示したわけでございます。特に苦労したというのは、種馬の充実事業ということに。農林省における国の種馬の配置、道においては各支庁管下の農業団体に種馬を購入して貸付する。この29年30年頃は私どもの方といたしましても年間10頭くらいの種馬の更新をしたわけでございます。誰でもよい馬が欲しいのは当たり前で、上川、空知の共進会には1週間くらいかかるわけでございますが、夜

も1週間くらい寝る暇もないくらい厳しい状態があったわけでございます。

管内の状態からいくと、積雪寒冷ということで、90%は当歳で売っている。昭和32年頃になりますと、生産される頭数は1万6千頭くらい、その内9千頭くらいは馬市に出てくるわけですが、全国各府県に購買されたわけでございますから、10月11月となると農産物の輸送が激しくなる頃で、輸送を急がなければならないということで、秋口貨車輸送の輻輳する中で、その貨車の確保に全力をかけたものです。国鉄の旭川鉄道管理局、釧路鉄道管理局に出向いて、いろいろ陳情いたしたわけでございますが、大変彼らに威張られまして、簡単に言うと警察や裁判所に行くよりも嫌でございました。平身低頭の繰り返りで、未だその思い出が忘れ去ることができないということでございます。

三浦 先ほど昔の話で馬パラの話が主で、伝貧の話はあまりなかったんですが。

堀内 伝貧も凄くてね。1市町村でも何十頭と逝ったんですよ。それから馬パラの関係、幼駒における脳症状。美幌、佐呂間、清里、ああいう豆類、菜豆類の多い所、家畜保健衛生所、市町村を中心に我々も入りまして、その研究会を作って、いろいろ検査をしたんですが、結果的にはとうとうわからずじまいで終わって。地元の獣医に「どうなの？」って訊くと「パーで死んだ」と言う。くるくる回ってね。馬パラは道がワクチン作って、この注射もね。

吉田 6回だ、6回。

堀内 それで道庁から調べに来るんだ。青野さんなんかは台帳を作っておくでしょう。そうすると2回目をやったことにしなければならない。その時毛内注射ということ覚えさせたわけさ。青野先生見に来るんだもの。先生が小便している間にささっと毛内注射をしてしまう。そうでないと量が多いから、事故を起こしてしまうから。

那須 伝貧で、いわゆる豆殻中毒でないかと。あれ結局そうでなかったんでしょ。

吉田 違うんだ。十勝でも13年頃から豆殻中毒というのはあった。その材料を七戸の検疫所の柘植先生の所へどんどん送った。送った奴は食わしても何でもない。現地の奴は食って中毒になる。堀内さんが言われたように、左回りにくるくる回るものだからパーだと言う。あれは結局原因がわからずに終わった。

那須 それともうひとつアイヌネギ（ギョウジャニンニク）、あれを食わずと伝貧に罹ると言うのさ。江差の屠場の周辺が湿地帯で、すごいアイヌネギの産地でさ、周辺が放牧場になっていた。だから1日に20キロも食うんだね。そうすると急性に貧血を起こして、これ伝貧でないかという話になって、行って見たの。そしたらジデロチーテンの検査をしても担鉄細胞が出てこない。それでこれは伝貧でない、ただの貧血だと。

吉田 十勝にはそういうものは出ないけれど、豆殻中毒はあった。

那須 豆殻中毒は十勝と北見さ。豆の産地であったから、あの豆殻はよく食べるんだ。やっぱり単食やらせるといろんな障害が出るんでしょね。

吉田 あれで牛には全然関係ないんだ、牛にやっても。馬だけ。

那須 それと種馬の配分さ、これは各畜産組合の馬技師の一番頭の痛いところ。今年は希望する馬が当たるのかどうかということで。

吉田 いつもライバルは北見と釧路なんです。私の所はとにかく三船さんなんて元気な人もいたし、篠崎さんなんて頑固親父もいたし。

那須 当時は種馬は上川、空知が育成地帯と決められていたでしょう。産地では当歳か2歳で全部売っちゃって、専門の育成家が2歳の夏に仕入れて、11か月飼って育成種馬共進会に出てきて売るわけですから。今でも記憶にあるのは沼田に昭和29年大雨。

吉田 配置会議は夜も11時12時までお互いに駆け引きして、それで決めたら、それじゃ自費で買うと。困ってしまった。

那須 単協がね。よし、あれくれないんなら自費で買うというようなことになって、その協定破りが出てくるんですよ。

堀内 北見の奴生意気だと、釧路と十勝と組んで、お前競りに負けたら十勝が俺買ってやるから頑張れと。そして130万の馬買った時などはもう喧嘩さ。

吉田 あれ第二グウラントンもそうでなかったのかな。

堀内 そうそう。

吉田 生産地も悩みがあったんです。生産地の共進会で高い馬を買ってくれるものから、そして今度は育成地へ行って、管理が悪いか何かによって、買えない場合があるんです。そうすると「俺が高く買ってやったのに、何で買わない」なんて言われて。そしてせっかく道段階で決めたとしたら、今度は地元が言うことをきかない。それを収めるのに一苦労。帰ってからまたその仕事がある。

堀内 熱心な町村から5~6人来る。船頭多くて船があっちへ行ったりこっちへ行ったり決まらない。早く決めなければ、道に申し込みしなければならねんだから、晩方までに。それらはいいとして、それらの旅館がない、部屋がね。10頭買ったら10か所でしよう。60人の部屋割りだもの。旅館満杯だものね。

那須 その種馬一生の問題ですから、5年使うか10年使うかね。そして成績でもよければよいけれども、悪いとあんな碌でもないものを高く買って来やがってとかさ。

吉田 悪い奴だと国や道に返納届を出さなければならない。それを2年か3年使って、返す理由がとにかく嘘八百書かなければならない。

堀内 35年頃種馬要らないと、ガタガタと国有馬50何頭か、道有馬が30頭、80くらい首切らなければならない。

吉田 本当に種畜検査終わった後の始末が大変であった。返納馬が出たり。

堀内 要らないんだから。

那須 貨車の無かった時代、連絡船が貨車不足で動かないんですよ、貨物連絡船。それで内地行きの馬を甲板積みやろうということになった。五稜郭に約1万頭溜まった。冬場2月、終戦の翌年。それで青函局に掛け合って。物資もないから貨物連絡船は空いてるわけよ。連絡船がいて貨車がないんだから、甲板積みやろうと。後でちょっと贈収賄事件に出たけれども、青函の親分をだまくらかして、上手いこと言って、1週間くらいで終わると言って、1万頭を1月くらいかかった。

夜中に出るのが多いんですよ。だから炭坑夫のやる頭に電気を付けた奴を着てさ、1頭

ずつ特徴調べさ。珠目上、波分…ってやるわけさ。はい合格ってわけさ。1頭ずつ、参ったなあれには。びっちり詰めて400頭、少ない時でも340～350頭、だから実質20日から25日くらいかかっている。これ今でも思い出すね。寒い時期で焼酎引っかけ、馬喰の犬の毛の袖無しを借りてさ。

堀内 向こうは向こうで、市場に間に合わないとならない。

吉田 だから結局うちあたりも市場で売って、現金で入らない。畜産組合を利用して借りて、現地へ行って売って、初めて金を回収する。そういう時代があった。

堀内 金を回収するのが大変だった。馬市やって、半分入って半分貸すんですから。九州へ取りに行ったり、金の回収が大変。

那須 あの当時で一番大きかったのは20円札ですよ。それを胴巻きに入れてね。

堀内 半分は石橋（栃木県）、毎日やっているから。半分は九州。貨車も関西へ行く奴はいろいろ縄張りがあるって、向こうへ行ったら貨車が帰ってこないから駄目だと。

那須 九州へ行っても帰ってくる物資がないんだ。

吉田 うちが10年かかって取った。中野の吉さんが取り立て役で。

那須 あの当時なら絶対即日払いでないと売らんとっても、それじゃ売れないんだもの、何千頭という馬が。

堀内 九州の連中だって馬売るでしょう。取りに行ったら軽機関銃出されて、お前撃ち殺すぞと、これらもまた大変なんだ、変な奴に売るとね。だから馬市も石橋あたりはおっかなくて、「石橋の市場と値段一緒だわ、経費かけて来ただけ損だわ」、「したら石橋で買えばいいでないの」、「おっかなくないだけいい」と言う。向こうは仕込み杖だからね。声かけたらぐーっと囲まれる、仕込み杖持ってる連中に。そしてもう声かけられない。そういうことがないから、北見へ買いに来るんだと言う。

那須 そーよね。青森あたりも皆木造の市場に出すと言ったもの。それから三本木の市場とかね。盛岡の市場もそうであった。これは皆曳いて行ったものですよ。なにしろ貨車がないんだから。トラックはもちろんないし。

吉田 今電気だから3百くらい競るけれども、手競りで3百と言ったら大変だった。

堀内 函館の競りに行ってこいということになって、道南の競り遅いんだわ。

那須 とろくさいんだ。

堀内 肉馬になってきたらキロなんぼだから、あの頃我々貫目なんぼだからね、パーッと行く。多い時1時間に70から75だね。

吉田 売れないほど時間かかるんだわ。

堀内 面白い方法をと、漫才を勉強しなければならない。競り台に上がってから面白いこと言ってさ。そういうことでも勉強してやらんと、こっち向かないんだもの。皆向こう向いているんだもの。そういう時代大変だったよ。

吉田 まして手を挙げないで、目でもってこうやっているのもいるしな。

堀内 百円違いで十勝のどこだかの市場で2時間も3時間もストップかかった。

吉田 いやーもう具合の悪い時はね、うちが佐々木畜産に中野の吉さん。その代わり次

の馬で埋め合わせするんだ。高く売ったら、高い馬を安く売る。

堀内 パーッと上がるとわからなくなるもんね。小清水の原生花園に小島竹次郎ってのがいてね、小島太の親父、あれがいてね。わけわからなくなったら、「ハイ小島さん」、「俺か?」、「そだ」、「そーか」。

吉田 ああいう人いないと大変なんだ。

那須 馬の整理人だものな。整理してくれる人いないと。

吉田 さっき堀内さん伝賃の話したけれどもね、開拓者、あれ十勝もあったんだ。よい馬皆馬喰に騙されて、おとなしい馬。おとなしい馬ったら伝賃みたいな馬、秋になって検査したら皆伝賃馬だよな。それを整理しなければならない時代があった。

堀内 馬がいなければ農業はできないし、親父のいない女と煙草を喫まない奴には馬を貸すなってね。

吉田 戦時中は十勝の種畜牧場にいたからね。そしたら旦那出征でしょう。付けに来るんだよな。爺さんは「子供が産まれてから13日目に付けないとこの馬は1年空くんだ」って、嫁さんが来て泣くんだ、種付けしてくれって。馬は混んでいるしさ。

堀内 爺さんに怒られるし。

那須 それぞれ自分の家に雌馬を持っていて、迷信みたいなのが一杯あるんだわ。日が悪いから付けても止まらないとか、種付けしたあと腰の十字部を三つ叩くと膣内に入った精液が子宮に入って受胎するとか、尻から冷たい水掛ければ子宮が締まって止まりがいいんだとか、いろんなことやる人いた。

吉田 日昇という種馬を持っていた田村という人、「この野郎今度止まったろう」って馬栓棒で叩き、「よし止まった」って。馬が混んで混んで。

堀内 1日15~16頭直検したからね。そしたら腕も馬糞で黄色くなる。

吉田 止まらん止まらんで付きの悪い年は、子宮洗浄を次の3時の種付けまで、生産者も熱心で、飯も食わずに俺の助手になってお湯を沸かさなければならぬから、それよくやってくれたよ。止めなければならぬと思って生産者も一生懸命やった。

河村 当時は巻き馬あったんですか。

那須 巻き馬やっていたのは根室の納沙布岬のあたり、襟裳あたりもやっていた。道南では江差の近辺、楳法華とか後志の辺はやっていましたね。巻き馬をやっていたのは道産子が多いですよ。洋種で巻き馬というのはあまり聞かないね。1巻に1頭というわけではいかんでしょ。これには何を付ける、これには何を付ける。

吉田 配合検査があったからね。

堀内 歩いて行くのが大変なんだ。配合検査するのは3月でしょ。そしたら馬糞の所だけ埋まらないんだ。馬糞の無い所がガバッとくる。馬糞の所だけ歩いて行った。山道を8里くらい歩いた。何のためにこんなことやらなければならぬのかな。

那須 僕も種畜場に7年いたものだから、余勢種付け全部配合検査やった。有名な馬欲しい奴はお歳暮に洒くれるのがいてね。そういうのに当たるのよな、馬もよいの持っているんだ。それだけ熱あるわけ。

河村 多頭数の生産者は、通して放牧という状態であったんですか。

吉田 年中放牧はあまりやっていませんね。でも大きな牧場はやっていました。浦幌町の厚内という所に赤松牧場というのがあって、そこは年中放牧をやっていました。

堀内 僕らもよく生産者へね、池田線に乗って帯広に行ってみれって言うんだ。沿線には皆馬を全部外へ出している。北見でパドック等持っているのは碌たまいないからね。

吉田 十勝では皆パドック作ってやったね。

堀内 その点十勝は進んでいたね。

吉田 若い頃馬匹組合が解散になって、音更で畜産協同組合作って、技術屋2名押し付けられて、12月まで給料やるから、それ以降はお前たちやれって、畜産協同組合金がなくてどうしたらいいかって、それで毎回虫下しやった。これが凶に当たって、金がなくなると二硫化（炭素）と四塩化（炭素）を持って行って虫下しやってこいって。

堀内 畜産組合時代は強制的にやったからね。

吉田 二硫化と四塩化の等量液をやったんですよ。

三浦 妊娠馬にはできなかった。

吉田 分娩近くなったものにはやらなかった。

三浦 今の駆虫剤は関係なく与えられるね。

吉田 そうです。素人でもやれますからね。偏屈でやった組合であったけれどね、音更畜協、35年くらいまで持った。

那須 そんなに持ったの。

吉田 そう。そして今の二世ロツシーニの父のロツシーニはあの組合が輸入で買ったんだから。それからガフユールだとかいろいろあったけれど。

堀内 あそこは精液輸送やったね。

吉田 精液輸送の件はね、昔大楽毛と音更の間でやったんです。こっちからはラプレーの精液と芳榮の精液。その時代は試験の時代で、なるべく時間を短縮するということで、汽車の時間と待ち合わせして精液採って。あの頃は手回しの遠心分離器だった。それで精子集めて、そして原液入れて持たしてやった。その頃は精液は動かしたら駄目だと、女の子が取りに来ると股に魔法瓶を入れて大事に運んだものです。釧路からはロストとオスマンヴィルの精液を持ってきて、50%くらいの受胎率でした。

堀内 音更あたりは連絡が来るとジープで運ぶんですよ。あの当時うちでもやらなければならぬということで見に行ったんだ。最後がエタロンかね。

那須 私らも昭和10年代だけでも、やっぱり余勢種付け、フケのよい奴が7頭8頭集まると、あの当時は午前1回午後1回の2回、特別の場合に昼やったが、7~8頭じゃ1日で駄目なもんだから、豚の膀胱買ってきて、あれを入れる前に嵌めてガーゼで紐付けて採って、太陽に当たったら駄目だとか言いながら、顕微鏡で覗いて、あーこれいいぞって、5%のブドウ糖溶液で増量して、佐藤式受胎増進機20cc入る奴、あれで10頭くらい楽にできてましたね。

堀内 14~15頭できる。

那須 その方が本交やった奴より受胎率よかった。80%超えていた。

堀内 腹の下に入って、薄いゴム紐で締まるように縛って、掛けるまでいいんだ。調子合わせて、半分くらい射精した奴を抜いて、パーッと飛んで行って。手から離れてね、失敗した失敗したと大騒ぎさ。

那須 しかし人工授精伸びなかったのは馬だけだね。他の家畜は皆人工授精。

堀内 人工授精は馬から始まったんだから。

那須 そうだよ。僕らも最初にやったのは昭和12年だもの。

吉田 馬によって膣を突き破る奴さいるんだよ。

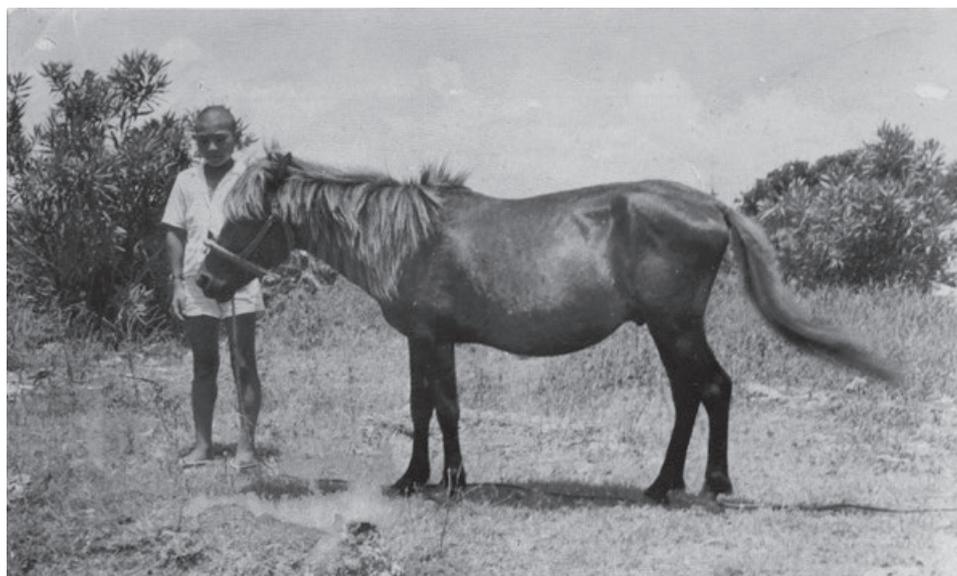
堀内 楓朝がそうであったし、二世ロツシーニもそうだ。二世ロツシーニの凍結精液作ろうとしたけど駄目だった。精子数が少ない。

吉田 僕は人工授精やって2年目に初めて金取るようになった。最初はテストケースでやっていた。生産者もまた水鉄砲かって馬鹿にされた時代もあっただけだね。

那須 奇形児が生まれるとかさ、いろんなこと言う時代があった。

堀内 生産者の考えとしてわからないわけではないけれど、せっかく一年中働いてくれたのに、種付けだけね、お礼でちゃんとしてやりたいと。それを人工授精して知らんうちに腹でかくなって、そういうことやってる奴は今に罰当たるからって言われたことある。

那須 やはり動物の中で人との付き合いが長いし、生活を共にしているしね。人情ってか何か別の精神的なものがある。だから馬肉食わんと言う馬党一杯いるもんね。



編集後記

平成最後の年に創立満70年を迎えた日本馬事協会は、令和の時代にもあゆみを進めて参ることとなりました。そこでその節目として、過去10年の馬を取り巻く状況並びに当協会の足跡を振り返り、記録にとどめることといたしました。

よく「温故知新」という四字熟語を耳にします。調べてみると出典は、孔子の言葉を記した論語のようで、「故きを温ねて新しきを知る。」と読み下すのが一般的ですが、企業の社訓や個人の座右の銘として広く人口に膾炙（かいしや）しています。孔子の時代より更に古い時代のことなんて一体いつ頃と誤ってしまいましたが、馬産についてこの言葉をなぞらえて、動力源の機械化とともに減少し続けている馬の生産頭数に歯止めをかけるヒントが何か過去から学べないか、とほんの数十年前の資料を漁ってみたりする昨今です。

もとより人材手薄な当協会ですので、外部委員に田島芳郎氏を迎え、鋭意努力いたしました。短期間で編集したこともあり、満足のいく出来栄にはならなかったことをお詫び申し上げます。しかしながら、本誌が過去を振り返る一助となり、今後の馬事振興を考える際の参考にしていただければ望外の喜びというほかありません。

令和元年5月吉日

永峰 一弘

日本馬事協会「70年のあゆみ」編集委員会

編集委員（順不同）

田島 芳郎	永峰 一弘	中山 清秀	山元 護大	山下 大輔
村山 好子	野本美恵子	中城 一	大沼 孝宣	長嶋 祥子

日本馬事協会 70年のあゆみ

発行所 公益社団法人日本馬事協会
〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6-16
TEL 03-3297-5626 FAX 03-3297-5628
URL <http://www.bajikyo.or.jp>
E-mail info@bajikyo.or.jp
印刷所 日本印刷株式会社
